

が如何に引け目であるかを説いた。實に其時まで、痛く習字を嫌つた伯の筆跡は生來の器用以上には少しも出なかつた。外ならぬ叔父の紹介を斷はり兼ねた伯は、根岸に住む書家成瀬大域氏の許に、習字の稽古に出かけた。併し、昔風に、永字八法から氣長に練習を要する方法なので、一層有用な勉強に日も惟れ足らぬ伯には、單に時間の浪費としか思へなかつた。そこで叔父に哀訴するやうにして、兩三回で之を止めて了つた。

十三歳で加藤姓を襲ひ、十五歳で名の元服を了つた伯は、東京に於ける學友間には初めから『加藤高明』として記憶され、名古屋以前の竹馬の友が、『服部總吉』として印象した頃とは、殆んど截然たる時代を劃するのである。即ち識見抱負性格生活の何れに於ても、殆んど此時期の前後に於て『服部總吉』を蟬脱し、青年『加藤高明』が生れるのである。

(二) 英人教師との論争

(英語學校時代の首席青年)

明治七年四月二十一日、伯は東京外國語學校(後に英語學校と改名、更に大學豫備門と改稱)の入學試験に合格した。同校は、數學以下諸科目を英語で教へたもので、要は最高學府への豫備校であり、随つて謂はゞ一粒選りの秀才少年が入學して必死の勉強をした所である。伯と同時に入學したのは、岩川友太郎、嘉納治五郎、辰巳小次郎、故田中稻城、坪井九馬三、野村龍太郎、故末岡精一、故末松謙澄の諸氏であつた。嘉納氏は伯の隣席で入學試験を受けた。高等教育を受ける準備の爲の生徒は、下等科の四級を、各級六箇月づゝで修業する組織であつた。併し、伯等は、進歩が著るしかつたので、七月に早くも第四級を終り、更に其秋には、第三級を飛び越して第二級の課程に入り、其年の十二月、英語學校と改稱した機會に第一級に進み、八年七月、卒業證書(兵役免除の特典附)を得た。

この語學校時代の英人教師は、多くは教養も人格も如何はしいもので、英人フ

イリップス氏などは元船大工であつたと噂され、生徒間に“Carpenter”の渾名あり、朝から一杯機嫌で教室に熟柿の息を吐いたものであつた。第二級の頃の擔任教師は、米人ベヴィル氏で、生徒は“Dovi”と呼んで居たが、終ひには數箇月の月給を前借して上海とかに逃亡してしまつた。斯かる劣等な外人教師に對して、生徒は素より不平滿々、教室で屢々教師と議論したが、教師と太刀打する生徒の急先鋒は、外ならぬ伯と故末松謙澄子とであつた。併し、何分英語で論戦するのであるから、議論に勝つても勝負に負けることが多かつた。大概是論戦中に發音の過失を奇襲されたり、或は往々攻め言葉が不足して餘儀なく退くこともあつた。伯は夫れが残念で堪らぬとて、一層英語の勉強に熱中したものである(英語學校となつてからは、外人教師も漸く本物になり、就中米人スコット氏の如きは教育界の恩人として後まで名を記憶された人である)。

伯は愛宕下の安井家から此一つ橋の學校に通つた。晝には學校の近處のパン屋から、一錢五厘の食パンを買込んで、學校の汚ない控室で晝食するのが例であつた。其パンを、二人で分けて食ひながら、代數學を伯に教へたことを、辰巳小次郎氏

は記憶する。伯は其頃、數學は餘り得手ではなかつたが、英語の方は何人にも優り、且つ絶倫の記憶力を持つて居たので、一切の學課を忽ち暗記してしまふ。故に不得意な數學の試験さへも、残らず暗記して行く御蔭で、常に滿點近い好成绩を示し、試験成績では常に首席を占めて居た。

伯が東京外國語學校の第二級に進んだ時に、官費制度が廢止されたので(二級以下は此特典なし)、つひに官費の恩典を遁してしまつた。家の貧富に關せず、所謂貧書生と云ふ質素は、其頃書生の風潮であつて、伯が其貧書生の仲間であつたことは申すまでもない。何程の仕送りを、毎月父から貰つたかは明かでないが、貧書生並の仕送りは、大概四五圓止りであつた。四五圓も之を送る父兄から見れば、其當時としては高價なる學資に相違なく、而して下宿料は二圓が定まりの相場であつた。其頃の友人の話から察して、伯は普通並の四五圓を、毎月名古屋の父重文氏から仕送られて居たやうである。

(三) 受験勉強と近眼

(共立學舎の仙人式修業)

斯くて豫備校の門を難なく出でた伯は、當然の順序として、當時の最高學府であつた東京開成學校を志した。その入學試験は厳しかつた。勿論、今日の高等學校の夫れのやうな、冷酷な排斥試験では無かつたけれども、然も、眞に優等生選抜を目的とする標準の高い嚴選であつたから、(入學後は全部官費)受験生の勉強も眞劍を極はめたものである。英語學校の卒業生で、其秋の開成學校を受験する青年は、七八の二箇月を、神田邊の下宿で瘦せる程勉強した。蓋し神田邊に起居する各學校受験生の形狀は、伯の時代を起原として今日に續くのであるが、當時は、他に何等の都會的慰安を求むることなく、伯も朝から晩まで、文字通り書物と首ッ引きの難業を續けたのである。

明治八年七月に英語學校を出ると直ぐに、伯は愛宕下の叔父の家を出て、神田錦町の共立學舎に立て籠つた。言ふ迄もなく、非常準備の爲である。共立學舎は今

の神田區役所の附近にあつた小旗本の古屋敷跡で、ボロ／＼に朽ちた黒門を入ると、荒れ果てた中庭があり、柱傾いて化物屋敷同様の破屋であつたが、學生の寄宿を引受け、兼ねて英漢數學等の自習を指導する教師でも居たらしい。けれども、伯の寄宿は、受験勉強の自習の爲めであつたから、教師の必要はない。會費五十錢を出して、十二疊ばかりの座敷を借り受け、五人の同窓生が、思ひ／＼の方向に机を向けて、物をも云はずに、三伏の暑中を、受験勉強の苦行に耽つた。

五人の書生と云ふのは、伯と、文學博士坪井九馬三氏、文學士辰巳小次郎氏、外二人であるが、何れも語學校時代の教科書を暗記するのが専門であつた。食事は三度三度、辨當屋から取つた(月三圓)。伯が生前の直話を綜合すれば、後で坪井氏と二人は四疊半に立て籠つた。併し、誰も掃除と云ふものをしないので、一舉一動に塵が舞ふ有様となつた。さすがに不衛生に氣附いた坪井青年は、伯に交代掃除制を提案したが、伯は「其暇にも勉強するが宜い。塵は驚くには及ばぬ」と、頑として應じなかつた。坪井氏は、宜しい、俺だけ演ると云つたが、さて自分の疊數だけを靜かに掃くだけで、伯の領分二疊餘の方には一分も箒を觸れなかつた。伯は意地で塵の

上に坐して、側目ふらずに書見したと云ふ物語は、此時のことである。一年半前、上京して安井家にあつた頃は、徳三、三樹之介の二君と異なり、獨り早起して掃除を心掛け、衣服夜具の始末から室の整頓まで怠らず、家人をして『感心な總さん』と評判されたのが、いよゝゝ勉強に精根を集中するに至つては、餘事全部を顧みない修學仙人のやうに變つて了つた。

夜になれば、各自自辨の豆ランプを頼りに、短夜を通して勉強する徹底振りを繰返した。伯が生涯の近視眼は、此時の勉強を機として、一時にひどくなつてしまつた。その當座は、伯自身で氣が附かなかつたけれども、翌明治九年、叔父安井氏が、本郷湯島に、新花町の谷を距て、神田明神の社を仰ぐ、眺望絶佳なる新邸を購つた時、伯は初めて、人並みに神田明神の薨が見えないことを覺つた。併し乍ら、斯かる超人的な努力の結果が惡からう筈はない。明治八年九月九日、東京開成學校の入學は、滞りなく許可され、新涼と共に其の寄宿舎に入つて、いよゝゝ所謂登龍門の階梯を踏んだのである。

(四) 記憶力と周密なる用意

(開成學校の寄宿舎生活)

拔群の記憶力は、伯を開成學校の首席に置いた。當校の正課は悉く英語で、教師は皆英米人のみであつた。ウイルソン、マツカーヂー、サイル、ヴィダー、ジュウエツト、アトキンソン等の諸教授が、數學、地文、動物、歴史、物理、化學、英文學等を擔任し、後にモールズの進化論講義が加はると云ふ風で、教室では日本語は全然通用しなかつた。學生は、何うしても第一に英語(明治八年から獨佛語は一時廢止されたを夢中で勉強し、自然と教科書の英文も一切合財暗誦する事を心掛けた。

伯の天稟の記憶力は、この時代に至つては一層の牙を見せ、稍々不得手とした數學に至るまで、各題全部を暗記して居た。好きな歴史などは、一言一句、教科書通り暗記して居て、教授サイル氏を吃驚させたことは度々であつた。野村博士の今に一驚異として記憶して居るのは、教授の質問に應じて揚々と立ち上つた伯が、朗々たる美聲で暗誦を始め、教授も遂に本を開いて其跡を追ひ乍ら、時間の終りまで繼

續し、結局歴史の時間の大部分を、伯の獨演會に終らしめたことであつた。こんな風に、學課成績を拔群ならしめた伯の勉強振りは、丁寧も丁寧であつたが、平生の心掛けも周密で、英語だけに限らず、新聞を読んでも、むづかしい漢字や、變つた熟語などは、必ず指で空に書いて見るのが常であつたとは、嘉納氏の記憶する所である。

別科として漢學、作文等を課したのは、漢學の足らぬ學生中に、折角英語で習得した所を、邦語で表現し得ない人が多くなつた爲であつたが、伯は此方面でも一頭地を抜いて居た。また、體操科もあつたが、その課業以外にも、機械體操や水泳等が學生間に流行した。殊に新來のベースボールは、旺んに人氣を博したもので、學生チームと、外人教師チームとの仕合も度々行はれた。但し日本古來の武術は全く廢れ、講道館の開山たる嘉納治五郎氏さへ、柔道を習得したのは、全然學校以外に於てであつた。斯く體育勃興の中に、伯だけは體操、運動、武術の何れにも自信もなく、また興味も感じなかつたか、絶對に手を出さなかつた。

寄宿舎では、伯はやはり、舎監に叩き起される仲間であつた。入學後間もなく、學校の附屬寄宿舎に入つて、明治十四年の大學卒業まで、前後六年間を其所で寢食し

た。寢室は八人詰、自習室は四人一机、石油ランプを圍んで勉強した。而して是等は、全部教科書に至る迄無償の官給品であつたばかりでなく、伯の頃の開成學校二年間は、毎月八圓の給費制度で、内六圓を宿舍費、賄料に差引き、残り二圓は、日曜外出毎に、五十錢づゝ小遣として支給された(無論授業料無し)。明治十年の大學演說堂開きの當日、三田の福澤先生が來演され、官立學校學生を「國家の祕藏息子」と名附けて激勵したやうに、當時秀才の教育に、國家は至らざるなき優待をした。

物價の安い當時、月六圓の賄料は、學生として随分贅澤な食事であつたが、それでも時々賄征伐なども行はれ、舎監の濱尾新氏(後の子爵)と掛合ひの始まることがあつた。職務に熱心な濱尾氏は、しばしば寄宿舎に宿直し、朝寢坊の學生を起しに廻つたり、自習室で菓子を食べるものを咎めたりした。健啖で間食の分量も多かつた伯が、度々濱尾幹事に叱られたことは勿論である。また其頃の學生は、夜晩くまで勉強するので、何れも朝寢坊となり、伯も其一人として常に濱尾幹事に叩き起されたものである。朝寢坊を叩き起された伯が、總理大臣になつた時には、伯を叩き起した濱尾先生が樞密院議長であつた。

伯の居た頃の開成學校は、凡ゆる意味に於て、今日の高等學校に相當する。随つて、それ以前の外國語學校と英語學校とは、不完全ながら、今日の中學教育に當る。併し乍ら、變則なだけに過程は却つて短く、大學に入學した明治十年に、伯は未だ十八歳であつた。然も此急速なる進級に應ずる爲には、非凡なる才能と、異常の勉強とを必要とした。事實、其頃の開成學校及び大學の學生は、殆んど全國から選拔された俊髦であつて、明治の後半から大正時代にかけて、我國の指導者の一大部分は、實に此の中から出たのである。而して伯は其中の巨星であつた。

(五) 『大鵬の志』の反語

(大學首席卒業生が實業界入りの離れ業)

明治十年四月、開成學校は、法理・文・醫の四學部から成る東京大學の一部となつて、伯は法學部の一年級に編入された。試験で進級する四年級制の第一年級は、伯等の編入を以て嚆矢とする。法學部設立の趣旨は、日本の法律を教へるに在つたが、其肝腎の法律が未だ日本には出來て居なかつたので、鳩山和夫教授が、ポロツク等

の原書で、英國の契約法を講義した以外は、殆んど全部、英人教授が英法の諸講義を演つた。日本の大學か英國の大學か、區別が判らぬ實情であつた。

法理・文三學部の學則にまでも、『各學部ニ於テハ將來專ラ邦語ヲ用ヒテ教導スルヲ目的トスト雖モ現今姑ラク英語ヲ使用スルモノ多シ』と告白して居たやうに、教室に日本語の通用せざること、開成學校の當時と毫も異ならぬ。たま／＼立案中の我法律草案の講義が、鶴田、横田、王乃の諸教授に依つて擔當されては居たが、内容貧弱であつたから、學生は興を感せず、皆本家の英法に執心した。伯は諸法律の中で、商法、海法、契約法、財産法など、實生活に關係多いものに興味を持ち、隨つて、擔當教授のターリング及び鳩山和夫の兩氏とは特に親しかつた(伯が後年鳩山氏と共に條約改正外交の基礎事業たる法律調査に努力貢獻したことは後篇に誌す)。

明治十四年七月、伯は、首席で東京大學法學部を卒業し、法學士の學位を授けられた。當日は『親王及諸省卿以下朝野紳士其儀に臨む』と註せられた物々しいもので、各學部合計六十八名の新學士に、學位が授與されたのである。即ち其頃の學士號は、今日のやうな單なる稱號ではなく、一箇の學位であり、伯の卒業證書も次のや

うな嚴めしいものであつた

學位記

加藤高明法學ヲ修メ定期ヲ歴テ其業ヲ卒ヘ考試咸完シ乃チ予カ掌ル所ノ權ニ據リ授クルニ法學士ノ位ヲ以テス爾後優待令名ノ此位ニ屬セル者ハ永ク汝ノ享有ニ歸セン因テ東京大學ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署シテ以テ之ヲ證ス

明治十四年七月九日

東京大學總理正五位 加藤弘之[㊦]

東京大學總理加藤弘之ノ申稟ヲ領シ證スルニ予ノ名ヲ以テス

文部 卿正四位 福岡孝弟[㊦]

併し乍ら、法學士の學位を得て何職業に就くかは、伯の久しく沈思を重ねて居た所であつた。當時の大學生の抱負が、衣食の爲の就職などは夢想だに無く、一意國家の權に參するの氣位に終始したことは勿論であるが、然も、新學士に與へらる可き官吏としての地位は、伯の前年頃から相場付けられて、判事補月給二十五圓と云

ふのであつた。相場は著るしく下がつたのである。即ち經濟評論家田口卯吉氏が、明治十三年七月の東京經濟雜誌に、『其需要の度此の如く相懸隔せるものは、豈夫れ供給の多少に基かざるを得んや。是より以後、大學三學部の書生續々卒業して市場に出づるに至らば、其商況更に如何なる下落を爲すに至るや、余輩未だ推測する能はざるなり』と嘆じた通り、官界に一足飛びに高位要職を獲んとする新學士に取つては、就職難は早くも既に其面前に横はつて居た。

『卒業したら何をやるつもりだ。代言人でもするか』と、伯が、同郷の親友中川次郎氏に揶揄されたのは、丁度其頃である。代言人は志を得ざる法學士の常道であつた。伯は笑つて『燕雀何ぞ大鵬の志を知らんや』と嘯いた切り、後は一句も加へなかつたとは、其時同座した堀鉞之丞氏の語る所である。一體其頃から人と應酬するには、必ず獨特の警句を選び、陳腐な成句を得々として援用するやうな氣の利かない眞似は、決してしない伯であつたから、『大鵬の志』などと、陳腐な成語を使つたのは、何故であらうかと、中川、堀の兩氏は顔を見合せた。果せるかな夫れは皮肉な反語であることが後になつて判つた。

伯は凡ての學友の想像を裏切つて、一人颯々と實業界に入つて了つた。蓋し、靜かに時勢を洞察して、藩閥萬能の官界に見切りをつけ、且つ二十五圓では恥辱であるかと考へ、何處か學士を手代に雇ふだけの資力ある實業家を物色して、三菱會社に入つたのである。二年前の法學士末延道成氏は、岩崎家との同郷關係から、三菱會社に入つた最初の法學士であつたが、特に因縁もない然も大學の首席卒業の法學士が、官界に目もくれず、三菱會社の一手代になつたことは、何人をも驚ろかした、離れ業で、卓見を稱するものと、伯の爲に惜むものと、贊否は相半ばした。

(六) 大學時代の行狀記

(外交の天才、音曲の喉、運動嫌ひ)

外交家として、後代に不朽の名を残した伯は、其青少年時代から、既に天晴れ一廉の鋭い外交家たるを失はなかつた。東京大學三學部時代に於ける學費給與問題に關する交渉の如きは、出色の例として掲げられねばならない。

その少年時代、名古屋市に於て、チョンガリ節の旅擦れた一座の男を相手として、

少年の無料入場權を承認させたことは既述の通りである。上京後、語學校に於ける英米人教師との論争も、伯の談判に對する生來の興味を反映したものと云ひ得る。而して明治十年、開成學校が大學に改造さるゝに及んで、茲に突如として伯の交渉力が、眞劍に試練される問題が発生した。夫れは開成學校時代の官費給與(月八圓)が、大學設立と同時に廢止されて了つたことである。

是れ生活問題と云ふよりは、寧ろ生命の問題であつた。今日の五六十圓以上にも當る官費八圓が消えて了つては、父兄の負擔に容易ならぬ痛打を與へるのみならず、中には修學不能に陥る學生も生ずる。そこで伯は敢然起つて、末岡精一、鈴木充美、田中稻城の三氏と共に、此大問題を解決するの任に當つた。先づ副綜理の濱尾新氏と膝詰談判を繰返し、伯は天下國家の將來と、學生養成の義務とを毎度熱辯して副綜理を説き、中途からは第二案として寄宿舎無料説を提議して、一ヶ月餘り執拗に交渉を續けた。然るに執拗と氣長にかけては、濱尾氏も他人には負けぬ方で、容易に埒が明かぬ。茲に、伯は苦肉の一計を案じた。

即ち差當り四人が、濱尾氏から學資を借りる事であつた。伯の案では、四人が退

學の外なき窮狀を訴へれば、温良なる先生は私財を貸して呉れる。そこで吾々も一時を凌ぐと同時に、濱尾氏も金持で無いから長くは堪らぬ。依つて經濟上餘儀もなく根本問題の解決を急ぐと云ふのであつた。伯の外交は圖星を射た。その後間もなく、貸費制度が新設され、卒業後返還の約束で月七圓(後に六圓)を貸出され、後に返還無用の省令が出て、伯等は遂に官費で大學を卒業した。

當時の大學生の學費は月十圓の相場で、貸費六圓は寄宿舎費に當り、父兄の負擔は四圓で、伯は依然父重文氏の仕送りを受けた。授業料は『貧困願』と云ふものを、出せば免除されるが、其頃の物價に比して格外に高かつた洋書の値段は、勉強な學生の最大なる支出で、伯も常に之をこぼして居た。

洋服は卒業せる紳士の表象で、弊衣破帽に握り太のステッキが、當時の學生の風體であつたが、伯は稍や違つて、紺の書生羽織は殆んど着ず、ステッキも持たず、木綿乍ら着物の始末も比較的整つて居て、所謂書生風な所が少かつた。但だ、資力の關係上、羽織の紐は紙撚り、履物は何時も冷飯草履で、此點は書生風の蠻カラぶりを發揮して居た。其頃は、昌平校以來の傳統とこぢつけて、大酒に浸る大學生が多かつ

たが、伯は少しも酒を飲まず、却つて甘黨の主將として、菓子・汁粉・壽司の競食には負けたことがなかつた。煙草だけは其頃から好きで、儉約し乍ら喫つた。

名古屋人たる伯は、音曲に對して異常の興味を持ち、開成學校時代から、神田小川町の小川亭に於ける常連であつた。而して、同室や同級、又は同郷の友人などを連れて行つては、通を振りまわした。通だけではない。生來自慢の喉を、寄宿舎の誰彼に聞かせもした。名古屋の大須、七ツ寺時代から親しんだ寄席藝術は、何でもよく真似たが、就中、義太夫と端唄が最も得意で、落語趣味は持前の皮肉の中に閃かして居た。十時に就寝する間際の一時間位は、寄宿舎の隣室のものが集まつて、伯の得意な義太夫や粹な端唄と、同室の松野貞一郎君の講釋を聞くことが屢々であつた。天稟の美音は、詩吟にも最も適して居た。寄席は一錢か二錢で入れたが、少し懐ろ都合がよければ、新富座まで出かけて、其頃呼物であつた九代目團十郎の活歴物を讚嘆したこともある。

戸外の運動は絶対にやらなかつた。又寄宿舎で一週一度の學生演說會にも出たことはない。併し郷黨の會合では、殆んど必ず演說か、報告か、挨拶かを述べて、常

に一同を傾聴させた。無愛嬌で口数が少く、見るからに萬人向でない其上に、寄宿舎の學友間では、口さへ開けば、諧謔を通り越して、一句直ちに人の痛い所に達するやうな揶揄か皮肉を浴びせかけ、更に人の感情を顧慮せぬ辛辣さを示した。随つて其毒舌の犠牲になり易い二三の學友は、頗る伯を敬遠して居た。

深い眼窩の奥に輝やく眼光、早くも二十歳前後から生やした口髭、高い隆鼻、淺黒い色等の顔面的條件と、高い上背、逞しい骨格などの體格的條件とは、其頃未だ十八歳乃至二十二歳で、實は同期中でも年少の方であつた伯を、一見三十歳位の堂々たる壯漢に見せた。此風采は親しみ難くはあつたが、然も頼もしかつた。それに信念ある遂行力、智慧、老成した常識、勤勉、首席を占むる才能などは、其頃から多數學友に推重され、早くも中堅人物たるの要素を示して居た。

斯かる諸特質を同僚の印象に残して、伯は明治十四年に大學を出たのであるが、其同期生の大部分は、外國語學校、英語學校、開成學校、三學部と連續同級で進み、特に夫れ等の人々は、多くは開成學校以後の六年間を、寄宿舎に寢食相隣りした間柄であつたから、其親しみは兄弟も及ばぬやうに濃厚であつた。そこで卒業後は、十四年會と稱して春秋二回及び會員の洋行、歸朝、榮任等に際しては、必ず東京の料亭に會することになつて居た（後には十一年乃至十七年の卒業生も加入）。伯は在京ならば缺かさず出席を楽しみ、又同會でも、常に大立物として、先づ伯の都合を聞いた上、會合を開く習慣になつて居た。大正十四年十二月初旬、築地錦水の此會合で、遅く迄舊友と歡談したのが、伯には最後であつた。

第三章 學窓外記

(一) 郷里學生の指導者

(郷黨に示した伯の全幅の姿)

教室に於ける首席、寄宿舎に於ける毒舌王、それに友情と老熟と、遂行力とを配して、自ら學生の間に、リーダーの地位を認められた伯の一面は、前章に盡きる。併し乍ら、伯の眞骨頂は、寧ろ尾張郷土の色彩に染められて、其郷黨の上に投せられた影の中に、一層濃厚に發見することが出来るのである。

謂はゞ、前者は、競争意識を以て武装された、秀才學生「加藤高明」の面影であつたが、後者に於て、吾々は初めて、後年の宰相の姿を、あり／＼と豫見する事が出来る。その(イ)指導的才幹と、(ロ)組織的能力と、(ハ)實行的天才とは、郷友の上に注がれた幾多の事蹟(天學生時代)に依つて、虹のやうに鮮麗に映ずる。左れば、尾張出身の伯の先進と後輩とは、四十餘年の昔に於て、心から伯の「偉大なる將來」を信じ切つて居

た。八代六郎大將、坪内逍遙博士等は、その信者中の尤なるものであつた。

その當時に尾張出身の在京書生としては、伯、坪内逍遙博士、野呂工學博士(景義)等が神田の三學部に在り、水野加以智、八木秀太郎の諸君が、本郷なる醫學部の藥學科に在學し、中川郊次郎、鈴木勳太郎、藤江摠吉の諸君が、駒場農學校(今の帝大農學部)の獸醫學科に通ひ、又築地の海軍兵學校に、淺井少將(正次郎)、八代大將、丹羽少將教忠等が在學した。之等の學生の間に、既に官吏たりし山田尙景氏を加へた一團は、即ち尾藩出身青年の中堅として、常に相往來した(中にも中川君とは最も親しかつた)。

さて前記の八代、淺井、丹羽等の海將志願者は、その頃は日曜下宿(日曜日だけ部屋を借りる約束の家)を京橋區木挽町の山口屋に置いて、休日には多數の同郷人が此所に集まつた。伯も、しばしば其所を訪れて、淺井の非薩海軍論を支持し、藩閥打破の熱論一席を講じたものであるが、何時も、終ひには「論じて許り居ては不可ぬ、勉強して實力を附けるのが一番だ」と、大人びた口調で言ひ置くのが常であつた。

事實、尾張學生が山口屋に落合ふ時は、多くは懷中に英書を持つて居て、難解な個所を先輩に教はるのであつたが、伯は其師匠格を勤めた。或時などは朝から夕ま

で、後進生の教授をした事もあつた。單に英語のみではなく、身の振り方までも指導した。現に、八代大將も伯に相談した一人である。之は山口屋時代よりも二年程前の話、八代青年が上京して、京橋區入舟町の奥州屋に草鞋の紐を解いた頃である。一日伯が訪ねて来て、さて何を勉強して何になるかを質した。八代君は海軍軍人になり度いと答へた。すると伯は暫時考へて居たが、

『それは中止したら何うだ。海軍は要するに、板の間へ雑巾をかけるのが、第一の仕事のやうだ。智慧を使ふ所では無いやうだから勉強には勿體ない。一層考を變へて大學へ入り、法律を勉強する方が國の爲にも身の爲にも宜からう』と忠告した。海軍を『板の間へ雑巾』とは、その當時の軍艦は帆船で、軍人や兵學校生徒は、甲板を掃除するのが大切な仕事となつて居たので、夫れを伯一流の皮肉で説明したのである。八代君は、高い所から號令を下し度いとて再三海軍を主張すると、『夫れなら演るが宜い。但だ閥があつて出世が困難だが、夫れを承知でウンと勉強するのだ』と、幾度か繰り返して激勵したと云ふ。

獨り尾張の學生には限らぬ、何所の國の學生でも、東京に來れば、國訛りを慕つて

相寄るものである。伯等在京の學生も、明治十年から毎月一遍、第一日曜日に、貸席などを會場として顔を合せ、焼芋を頬張りながら、名古屋言葉で語り耽つた。此親睦の一團が即ち『愛知社』の濫觴で、其牛耳は申すまでもなく伯が握つて居たのである。時は恰かも薩長全盛の時代である。前代には、天下の雄藩として名を全國に謳はれ、古くは、織豊の英雄を輩出した尾張人の勢力も、其頃には、廟堂にも軍部にも、全く見る影もなく衰へて居た。尾州學生の若い血潮は、悲憤に燃えざるを得ない。所謂切齒扼腕の會合毎に、早く尾張から中央に人物を送らうと云ふ念願が合唱された。伯の藩閥打破論と、淺井の非薩海軍説とが、常に仲間の血を湧かす一種の御題目となつたのも決して偶然ではなかつた。

然るに、一切の架空を排して、實現を策する思慮分別は、郷土學生の熱論相摩する間に、ひとり伯の胸臆に、氷の如く冷かに結ばれつゝあつた。伯の沈思は、百萬遍の論唱よりも、一つの實行へと動いた。一學生にして遂に『愛育社』の創立を計畫するに至つた一事、之を語つて餘りあるのである。

(二) 一學生が『愛育社』を創立

(實行的天才と先輩の信任)

郷黨を中央に送つて、國勢民運に關與せしめる實政策は何處に在る？。伯は沈思の末、たゞ有爲の青年に東都修業の道を拓くの外は無い。百論は此一實行に如かずと云ふ結論を得た。その時、伯は大學三年級、年齢は未だ二十歳(明治十二年)。

二十歳の大學生は、早速是れが實行機關の創設を志し、夙に同じ意見を持つて居た醫學部の八木秀太郎君と諮り、それから八代、山田、水野、三輪、中川の諸君を招いて委員を作り、翌十三年一月、伯が趣意を述べて中川君が筆を執つた一の勸誘狀が出来上つた。要は郷里學生の東京遊學の必要を説き、學資の無い爲に、空しく郷里に埋れる若い才能の多いことを嘆き、同郷有志の醵金で、之等學生を補助する一の社團を創立するの急を、在京及び留郷の重立つた人士に訴へたものである。

さて實行に着手する第一回の總會は、二十八名の學生に依つて、焼芋を前にして開かれた勸誘狀に署名したのは愛知社員五十三名。第一の問題は金を集める方法であ

つた。併し趣意書の堂々たるに比して、發起人の懷中には何れも甚だ空漠たるものであつた。みな貧書生のことであるから、資金は悉く之を同郷先輩から仰ぐと云ふことに、最初から決めて居たのである。伯と發起の功を分つ八木君を初め、相會した二十七名、いづれも心底に左う豫定して議に入つた。すると、伯は一人、聲を勵まして反對した。『先づ發起人が出さないで他人に出させる法は無い』と斷言した。此言は聊か青天の霹靂を、貧書生一同に感せしめた。直ちに反駁論が起つて、貧書生だから勘辨して貰はうぢやないかと云ふ大多數の聲となつた。然るに伯は頭を横に振り乍ら『けれども、その貧書生すら應分の醵金をしたとならば、先輩有志は退引のつびきなるまい』と言つて、自分のポロ財布から金三十錢を出して颯々と範を示して了つた。夫れは成る程道理であると、一同は拍手を以て之を迎へることになつた。

銘々は貧弱なる財布を眞劍にはたいた。さうして其所に十六圓が纏まつた。當時としては大金である。此金と勸誘狀とを持つて、先づ尾張徳川家を訪ねたのは伯であつた。而して第二回の集會には、伯が舊藩侯の五百圓を醵出されたこと

を報告した。貧者の一燈を率先して獻ずる伯の策戦は、一般に大きい反響を喚んだ。加ふるに、理路整然と説く伯の理由、並びに其態度は、忽ち先輩を動かし、其年の四月には、『世務に老練し、且つ名望を有する』在京先輩(愛育社報告中の文字は、殆んど漏れなく賛成し、九人の名士が創立委員に乗り出して、愛育社假規則の制定となつたのである。

半歳の間に、早くも二千圓ほどの現金を収納するの大成功を挙げたので、其所でいよ／＼眼目とする貸費生の銓衡に取掛る事になつた。明治十三年七月、伯は暑休を利用して、當時宮内省御用掛をして居た大先輩中村修氏と連れ立つて名古屋に歸つた。無論、郷里有志の入社勧誘と、貸費學生選抜の目的であつた事は言ふ迄もない。伯及び同行の二三大學生は、試験委員となつて、早速、愛知中學校生徒の中から、六名の優等生を選抜して大學豫備門に入學させた。後の大審院判事榊原幾久若、工學博士渡邊芳太郎の兩氏は此六人の中から出たのである。

其秋、尾張出身の大先輩を網羅した愛育社委員の中に、伯は唯一人、二十一歳の學生の身を以て、其名を列ねた。其實、諸先輩は、安心して一切の事業を、殆んど伯一人

の處理に委ねたのである。從來、舊藩邸中心の尾張先輩間には、卒族出身の伯が知られる機會も無かつたが、此愛育社運動に於て、『加藤高明』の名は、其將來に對する囑望と共に、俄かに大磐石の確立を見るに至つたのである。中村修、間島冬道、水野遵等の大先輩より、有能なる永井久一郎等の中先輩を、愛育社創立に奔走させる事が出来たのは、偏に伯の人物と才幹とに依るものとして、郷里萬人の感謝した所である。名古屋に於ける勸説でも、區長吉田祿在氏以下、地元の故老を動かすには、伯でなければならなかつた。『總吉(名古屋の人)は未だ斯う呼んで居たは東京から歸つても、隱居ばかり相手にして居て一向つまらない』と、若い人々の不平を買つたのは、此間の消息を語る。

當時名古屋の丹羽氏任翁は、多くの青年を教育して、人を見るの明を以て稱せられた老儒であつたが、此時漸く二十一歳であつた伯の人物を一見して、忽ち駭目した。さすが修養を積んだ老學者も、『つまらない事でも言つたら、高明青年に笑はれはせぬかと、一寸おそが、(畏ろし)やうな氣がする位であつた』とは、其後、氏任翁の告白をきいた息子丹羽工學博士(正道)の傳ふる所である。

明治十三年創立以來、愛育社の事業は逐年發展して、最後の貸費生が卒業するまで約二十餘年間に、百五十餘人の同郷學生に對し、總計四萬參千圓の貸費を爲し、其中から約百人の大學其他の學校卒業生を出した。清水代議士(市太郎)、岸上理學博士(鎌吉)、鈴置代議士(倉次郎)、河合林學博士(鋪太郎)の諸氏を初め、尾張出身の知名の士の大半は、伯が一學生として礎石を置いた。此愛育社貸費生の中から生れたのである。愛育社は十分に當初の目的を達したので、明治三十六年に其財産を、同郷學生の親睦誘掖機關である愛知社に寄附して其活動を終つた。

而して伯は生前、自ら創立した此愛知社の理事長として終始し、此社の事業を總裁するばかりでなく、年々の總會には必ず出席して、質實剛健の訓戒を少年學生に與へるを常とした。それで同縣出身の學生は皆、伯を嚴父の感を以て仰いで居た。學生中心の愛知社以外、名古屋出身名士の會合には十日會及び二十日會がある。何れも伯を中心とした親睦機關で、伯は常に出席しては歡語した。(舊藩主徳川侯爵家との關係は、後年の發生に係るので便宜上私生活篇に後述する)。

(三) 『膽汁質の標本』の如き沈着

(お山の大将として初めて輝く天性)

友人の姓を呼び捨てにするのが、尾張同郷の書生仲間の習慣であつた。中にひとり伯に對してのみは、誰言ふともなく『加藤さん』の尊稱が用ひられて居た。年上の學生までが『加藤さん』と呼んだのは、伯のリーダーシップを、最も率直に表現したものであると、八代大將は往時を回顧して讚嘆を繰返すのである。

また、伯が其指導的天才と親情とを以て、後進學生から兄のやうに信頼された實例は、愛育社創立以外に於ても、其數が枚擧に遑ない程であるが、坪内逍遙博士は、今に銘記して忘れ得ない適切なる多くの事例を記憶して居る。

明治九年の夏、伯は開成學校の暑中休暇で名古屋に歸つた。恰度その夏、之から初めて東都遊學の途に上らうとする一團の學生があつて、坪内博士や八代大將は其仲間であつた。その人々の父兄は、『加藤さん』に連れて行つて貰ふから大丈夫であらうと、安心して許したものである。その時伯は未だ十七歳の未成年者であ

つた。三年前に上京した時には、單身徒歩であつたが、今度は足の弱い者もあるから、横濱まで海路に依る方が宜からうと云ふ事になつて、八月の末に名古屋を出發した。四日市から汽船に乗つて太平洋に出たが、此季節は本來、ボロ汽船が遠州灘を通る可き秋ではない。果して海が荒れ出して、船は忽ち御前崎邊に吹き流されて坐礁して了つた。恰度下等船室の蒸暑さに到底堪へられないので、一同は這ひ上がつて帆柱の下で涼んで居た時である。坐礁と同時に甲板が傾いて銘々芋蟲のやうに轉がり始めた。早や泣聲を揚げる弱蟲も居れば、念佛を唱へる老人も出る騒ぎ。正に生死の境に乗り込んだ慘狀となつた。

その最中に唯一人、恰かも膽汁質の標本(坪内博士の評)のやうに泰然自若として、『若し短艇に乗るときには、落着かなければいけないよ』と、一同を戒しめて居る者があつた。夫れは外ならぬ團長の伯であつた。幸に何とか離礁續航し、相模灘にさしかゝるや、又しても船底を暗礁にぶつけると云ふ亂暴な航海であつたが、やつとのことで横濱に着いた。一同上陸して船暈も治り、互に無事を祝つたのであるが、同時に、學生連は坐礁の當時を思ひ出し、『あの際に加藤さんの沈着振り、御互

とは格段の違いだつたナ』と、恥ぢ入る程に嘆賞したのであつた。

翌十年の夏は、名古屋に歸つて居た東京大學生のみ七八人、東海道を膝栗毛で踏破して、横濱で汽車に有りつかうと云ふのであつた。昨年と違つて坐礁の心配はないが、唯一の暗礁は懐中の乏しい事であつた。濱松の大米屋で、二十五錢一泊が二の膳附きの時代とは云へ、書生の旅費では、疲れたからと云つて、直ぐに馬車や人力に乗るなどは思ひも寄らない。安ければ即ち乗り、高ければ即ち朴齒の下駄を鳴らして何處までも歩くのである。その乗るか、歩くかは、一に團長の裁斷に任せ、一同は不平を言はぬ約束で、まめを踏み出しても苦情もなく、たゞ宰領方の手腕を頼むの外はなかつた。昨夏、坐礁船の帆柱の下で『膽汁質の標本のやうな沈着』を示し、團長の貫祿十二分なるを實證した伯は、言ふ迄もなく宰領方となつて一同を率ゐて居たのである。その旅行に於ては、伯は旅費節約の經濟的手腕と、茶代の切り盛りや、乗物値切り掛合ひの外交的手腕とに於て、學生の想像も出來なかつた練達を發揮し、萬事に指導者の才能を明示した。

齡は漸く十八歳だが、魁偉な容貌と、押出しの利く體軀とを以て『オイ一里三錢で

よいナ』などと、雲助上りの氣味の悪い車夫を相手に、平然と交渉を進めて居る姿は、未だに逍遙博士の目の前に浮ぶと云ふ。其次の明治十一年の暑休（伯は此夏姫路の安井宅に滞在明けは、木曾街道を略ぼ前年の顔觸れで行を共にした。麥藁帽子に尻端折り、脚絆草鞋の足拵へも嚴重に、日に十二里の山道を踏破して、上州高崎から馬車に乗れやうとの算當である。約一週日の行路萬端の切り盛りは依然伯の役目であつた。即ち既に十七八歳の頃から、儕輩を率ゐる指導者としての天稟は日月懸天の存在として認められて居たのである。

況んや後進の學資を心配し、其學力の鞭撻に努め、只管郷友の出世に骨折る等、如何にも同情あり、且つ實力ある仕打ちは、伯が同格者に伍して、人と協和するより、郷友後進を率ゐて指導するを得意とする特性を描象するものであつた。即ちお山の大将としての立場に置かれてのみ、伯の全幅の姿は輝いた。斯くて郷黨に示された青年加藤高明の其姿こそ、將來の國家の指導者を豫約するものに外ならなかつたのである。

第三編 就職篇

第一章 三菱の手代修業

(一) 入社と社長の信任

(特に金時計を授けられた頃)

伯が新法學士として社會に出た明治十四年代には、我國の資本主義經濟組織は、恰かも幼兒の成長するやうな勢を以て發展しつゝあつた。明治十二年に二つしか無かつた私立銀行が、十六年には二百に激増し、また十年頃に五十萬圓に過ぎなかつた各會社の公稱資本が、十五年には五千萬圓を越した。此有様を、世事に通じて居た加藤青年は見遁さなかつたのである。同窓の燕雀が、參議や知事の大禮服を夢見つゝある間に、私かに、前垂掛けの天下を豫期して、廻漕業の一手代となつた此青年の所謂大鵬の志は、一の達見と稱し得るであらう。

而して伯の三菱入社は、その時勢に照合しても、また其因縁に徴しても、極めて合

理的であつた。その頃の三菱會社は、我海權を獨占した民間會社の代表看板で（三井系は未だ餘り顯はれず、其資産六百何十萬圓の勢力は、今日の何十億にも比す可きものであつた。加ふるに、一代の人傑と唄はれた岩崎彌太郎社長の下に、細心にして大膽なる彌之助副社長を配した三菱の陣容は、經營的にも、人格的にも、日本の産業會社史上、恐らくは無比の堅壘良師を誇る可きものであつた。大學の首席卒業生の行く可き實業界の正門は、三菱以外には開いて居なかつたのである。

更に彌太郎社長は、大學生中の有望の青年を、自宅に招いて、晚餐の馳走をする事が度々あつた。その機會に、首席の名以外に、伯の風貌が、忽ち彌太郎氏の網膜に消えぬ影像となつて残つたことは争はれまい。卒業間際、伯が末延道成氏を通じて、一方に三菱の横濱支配人吉川泰二郎氏にも依頼して、岩川理學士の紹介で、入社を希望を傳ふるや、彌太郎社長が歡んで迎へ、一躍初任給として、平社員の高給五十圓を約したのは、夙に一脈の理解あるに因るものである。斯くて、郷黨其他の關係なしに、法學士が三菱に入つたのは伯を以て嚆矢とする。

明治十四年七月十二日、郵便汽船三菱會社の調役として、伯は初めて實務の机に

就いた。調役は、營業狀態と事故の調査、帳簿の檢閲、經費支出の査定、濫費冗員の監視等、謂はゞ御目付役にして、祕書役、且つ調査機關を兼ねたやうな職掌であつたから、幹部への登龍門として最も適切な勤務であつた。而して伯が、最初の三箇月の間に與へられた仕事は、主として航海諸規則の翻譯であつた。三菱は明治八年、競争相手の太平洋汽船會社から、上海航路四隻の汽船神戸長崎及び上海に於ける陸上設備等を買収したが、社則規約契約までも引繼いで、夫れを英文の儘で踏襲して居た。邦人社員の増加と共に不便が増す許りなので、語學に通じた伯が、其翻譯を命ぜられたのである。

三菱本社は、當時日本橋區南茅場町に在り、伯は毎日前垂掛けで神田の下宿から通勤した。社員の前垂掛けは商人の制服として、九年五月以來、三菱社員の嚴重な規則であつた。併し、當時の學士は概ね官界に入り、羽織袴か洋服姿を普通とする中に、伯の和服の着流しに前垂掛けの風體は、殊に其容貌と態度とに比較して、甚だ似合はなかつた。卒業後間もなく、神保町通りで偶然出合つた同窓の五代博士（龍作）をして、伯の一種異様な外觀に目を睜らしめたものである。

十餘年間に大三菱を築き上げた彌太郎社長と、彌之助副社長の闘志と人格とは、未だ感受性に富んで居た高明青年の上に、少なからぬ感化を刻まずには措かなかつたであらう。嚴峻なる規律・信賞必罰の入神なる人事行政・非常識に近い程の公私の別(社の用紙一枚を私用に供した爲に、近藤廉平男が十五圓の罰俸に處せられた逸話もある)・超人的の勤勉・驚く可き節約(社内用の封筒は古新聞等は、可成りに伯に印象を残したに相違ない)。

伯の公私の峻別や、經濟の些事を忽せにせぬ細心や、過失を假借せぬ専制君主振り等は、天性にも依らうが、幾分は當時の三菱社風の影響も受けたであらう。

左り乍ら節約と酷使だけでは社員は働かぬ。社員の死力的奮闘は、實に所謂「大旦那」たる彌太郎氏の指導と奨励と温情とに依つて完成された。勤勉又は有爲な者は、屢々社長に「一寸來い」と呼び出されて包金を授けられ、若手の秀才は、時々湯島に在る社長邸の晚餐に招せられて、社長一家と一夕を共にする談笑の間に、一種のメンタルテストを受けることがあつた。伯に對する信任は、此テストに依つて、いよ／＼深められるのであつた。社長の母堂美輪子刀自が、後年愛孫春治嬢の配

として、伯の人物を推稱したと云ふのも、恐らく此頃の好印象に胚胎するものであらう。また伯が神戸轉任に際して、社長から特に金時計を賞賜されたことは、未曾有の信任の證左でもあつた。

彌太郎社長は、其頃、態々瑞西から一ダースの金時計を取寄せて役付き(副支配人級以上)の人々の中、特に見所のある者に贈つたのであるが、一介の「事務」(平社員)にして之を受けた者は、前後唯だ伯一人のみであつた。伯も、此賞賜を非常な光榮に感じた見え、身元保證人として兄事した同郷の先輩、永井久一郎氏には、特に之を示して、社長の信任を歡んだと云ふ。また平生頗る此金時計を大切にされたことは、其頃の同僚の何人も記憶して居る所である。さて入社の時、三菱の一手代として神妙な前垂姿の商人を裝つて居たが、持つて生れた無愛嬌は、本社員間の衆評であり、毒舌は調役場の内外に話の種となつた。調役助役であつた藤井諸照氏の片目を擲擄して「片目にして諸照もろてるとは是れ如何に」などとは、秀逸ではあつたが、藤井君から恨まれずには濟まない毒舌過ぎた一例であつた。

(二) 海運業の一手代

(神戸及び大阪時代)

本社の調役たること三箇月、明治十四年十月、伯は神戸支社事務を命ぜられて、初めて廻漕業の實務に就いた。當時神戸支社の地位は頗る重要であつたから、従業員も五十餘人と云ふ、本社を除けば最多數であつた。而して此神戸支社の支配人内田耕作氏は、主として大阪出張所に滞在し、神戸支社は副支配人久保扶桑氏が取締り、伯は此の下に廻漕實務の見習から始めた。

商賣の本筋は無論大阪にあつた。荷主荷受人は主として大阪筋の商人で、神戸支社の仕事は、主として其荷物の積卸しにあつた。そこで伯は赴任すると間もなく、棧橋主任と云ふ役目を仰付かつたのである。併し、役柄は主任であつたが、何事も實地に見習ふと云ふ三菱の主義を奉じて、毎日鐵道棧橋に突つ立ち、仲仕が擔ぐ積荷卸荷を數へる所謂『萬棒取り』から始めた。年に九萬噸、百萬個近くの貨物を取扱ふ神戸支社のこととて、伯も忙しい時は、屢々不眠不休で棧橋の監督に努めた

ことさへあつた。

伯が大阪出張所に移つたのは、十五年六月中旬、三箇月の小樽出張所詰から戻つた後のことである。既に神戸の棧橋で廻漕業の技術的實際を経験した伯は、大阪出張所詰となるに及んで、いよゝゝ廻漕業の商賣的方面に足を踏み入れた。最初は、荷主から引受けた貨物の容積を計算する所謂『才取り』(又は原語其儘 *measure* とも稱して居た)の仕事から始め、だんゝ慣れるに従つて、取引先に對し、出荷の勧誘、運賃の駈引、損傷品の言ひ譯など、凡そ廻漕手代の仕事一切を修練した。

當時大阪に於ける廻漕業の得意先は輸出入品目によつて異なる所謂『九店十三店』の問屋であつた。此九店十三店を取込んで置くことは、大阪出張所の商賣の秘訣であつた。又造幣局砲兵工廠師團或は税關鐵道局など、官廳筋の御機嫌も取結んで置かねばならなかつた。伯は例の不似合な前垂姿で、取引に出かけては精々頭を下げる修業に努めた。

其面魂を以てして、神戸棧橋の仲仕には大分睨みが利いたけれども、官廳や商人相手にペコ／＼する方は、決して得意ではなかつたらしい。學生時代から世故に

長けて、交渉事には自信を持つて居たゞけ、取引に要領を得ることでは、決して引けを取らなかつたが、相手方の受けは、好い方ではなかつた。大阪砲兵工廠に石炭を納めるとき『加藤と云ふ手代は理窟屋で困る』と嫌はれた話は今に残つて居る。それにも増して、九店十三店の、目から鼻へ抜ける大阪商人相手の取引は、伯の心を勞する事甚だしい割合に、評判は餘り芳ばしくなかつた。夫れだけ、伯には忘れ難い印象を刻み、後年まで當時の同僚柳壯藏氏等に會へば『九店十三店はどうか』と挨拶したと云ふ。而して大鵬の志に對し、自分ながら時折は前途を氣遣ふやうになつたのは、恐らく此頃からであつたらう。

伯の神戸に於ける宿所は、川崎町の加納と云ふ素人下宿で、其所は、今は川崎造船所の構内になつて居る。下宿料五六圓の頃とて、名目五十圓一割天引の月給で、伯は神戸牛のすき焼に其健啖を満足し得た譯である。大阪に移つてからは、樋上町の蜷川に臨んだ瓦屋の二階で、素人下宿生活をして居た。

阪神の間では時に同僚達と牛鍋をつゝき乍ら、例の毒舌を閃かしたこともあつたが、一般に學校出の少い廻漕業の現場員の中には、伯の話相手も稀なものに加へて、

多忙の爲に遊ぶ暇も少なく、自然、親しい友人も出來ず、廻漕手代にはなり切らなかつた。併し、姿だけは社員一樣の前垂掛けなので、たま／＼明治十五年の春、蟠龍艦が神戸寄港の際、一緒に飲んだ同郷人の丹羽教忠、中川重光の兩青年士官から『前垂がけとは何事か』と詰問された珍談もある。

(三) 副支配人と衝突

(小樽出張所の三箇月)

最も繁忙な神戸の支社に、半年を實地修業に暮した伯は、明治十五年三月末、突如北海道の小樽出張所詰を命せられた。伯は不平を感ぜざるを得なかつた。蓋し其當時の小樽は、寒村に稍や優しと云ふ程度の僻地、それに、一年中雪が消えない土地のやうに考へられて居た頃であつたから、阪神の地に較べると、温室と物置ほどの違ひが感せられた。その上に、小樽出張所は社員八人、小使三人と云ふ小規模のもので、別に目醒しい仕事もなかつたので、伯が不平を感じ、また同僚が之を左遷と考へたのは一應尤もであつた。

併し事實は反對であつた。月給も六十圓に昇つた上に、伯の受けた内命は、小樽出張所の實情調査と云ふ大切な仕事であつた。即ち汽船に依る専門の廻漕業は、北海道方面の經濟實情に對して尙早であつた。爲に和船との競争上、荷爲替の外に『地爲替』の法を創案し、未だ土地に在る商品に對して代價を貸付け、終には漁場をも抵當に取るなどして、資金の固定が甚だしく、隨つて營業頗る不成績であつたので、伯は其調査を内命されたのであつた。

伯が小樽色内町の社宅に若干の行李を卸したのは、四月の雪の未だ解けやらぬ夕であつた。社宅では、獨身社員が小使に料理をさせるのであつたが、前には末延氏が、賄料を月給の多寡に應ずる制度を置土産にして行つたのを、伯は『高給者必ずしも大食せず』と稱して頭割り制を布き、着任勿々一寸人氣を落したりした。蓋し、赴任に不平があつた事も手傳つて居たらう。それに例の毒舌は、第一日で、副支配人谷田氏の蒼い長い顔を『青瓢箪』と渾名して了つた。間もなく副支配人に知れて感情を害したり、とかく小樽生活は長續きのしない振り出しであつた。

伯は谷田副支配人(支配人なし)の下に次席であつたが、實務を執らず、一種の御目

附役として帳簿を檢閲したり又附近海岸の『積取場所』例へば増毛、留萌等を巡回して、積取の監督かたゞ、漁業の狀況を視察したりした。厚田、濱益間五里の嶮岨な山道を踏破し、足をまめだらけにした話もある。その中に二箇月ばかりで、伯は小樽出張所營業の缺陷を發見し、其事件から遂に副支配人と喧嘩をして此地を去る事になつた。

ある日、伯は、しきりに長文の本社宛申告書を認めて居ると、谷田副支配人が夫れを見咎めて『何だ』と云ふ其口の端から、平素の反感が爆發した。二人は二階の別席で、長時間の激論の後、交渉斷絶し、谷田氏は本社に伯の退所を願ひ出で、伯は谷田氏の營業振りを報告すると同時に、自分の小樽離任を申請したのである。

根室の末延氏と並んで、伯を小樽に据ゑ、北門の兩鎖鑰を、三菱に唯二人の法學士に守らせやうとする意圖が、最初、社長や管事の腦裡に潛んで居たとしても、事が斯う荒立つては致方もない。伯は小樽に居ること僅に二箇月半で、再び神戸支社勤務を命せられ、大阪出張所詰となつたのである。

さて小樽時代の伯は、友達も出來なかつたが、たゞ會計掛の中田宗寧氏とのみは

親しくなつた。伯はいろ／＼の不满から、勢ひ酒にも親しみ勝で、随つて貧乏し、着換へもない爲に、着物の尻は常に綻びて居た。小樽を去るにも旅費に窮し、中田氏から三十圓を借り、其返却の時の手紙が振つて居た話は未だに記憶されて居る。伯の小樽の経験は短く、且つ愉快なものではなかつたが、谷田副支配人との衝突一件は、闘志満腹の主張の人としての伯の面目を、三菱上下の人々に確然と印象せると同時に、非凡なる調査報告は、間もなく谷田氏の轉任を見た程に、其價値を認められたのであつた。

(四) 洋行に至る事情

(三菱の死活期と彌太郎社長の肚裡)

阪神の地に舞戻つて大阪出張所に勤め、九店十三店相手の商賣に没頭して居た伯は、其年末押し詰まつてから、本社本務課(營業課)出勤を命せられ、前後一年の關西生活を終つて、明治十六年一月半ば、學生時代の記憶も懐しい、神田三崎町の松田と云ふ素人下宿に行李の紐を解いたのである。

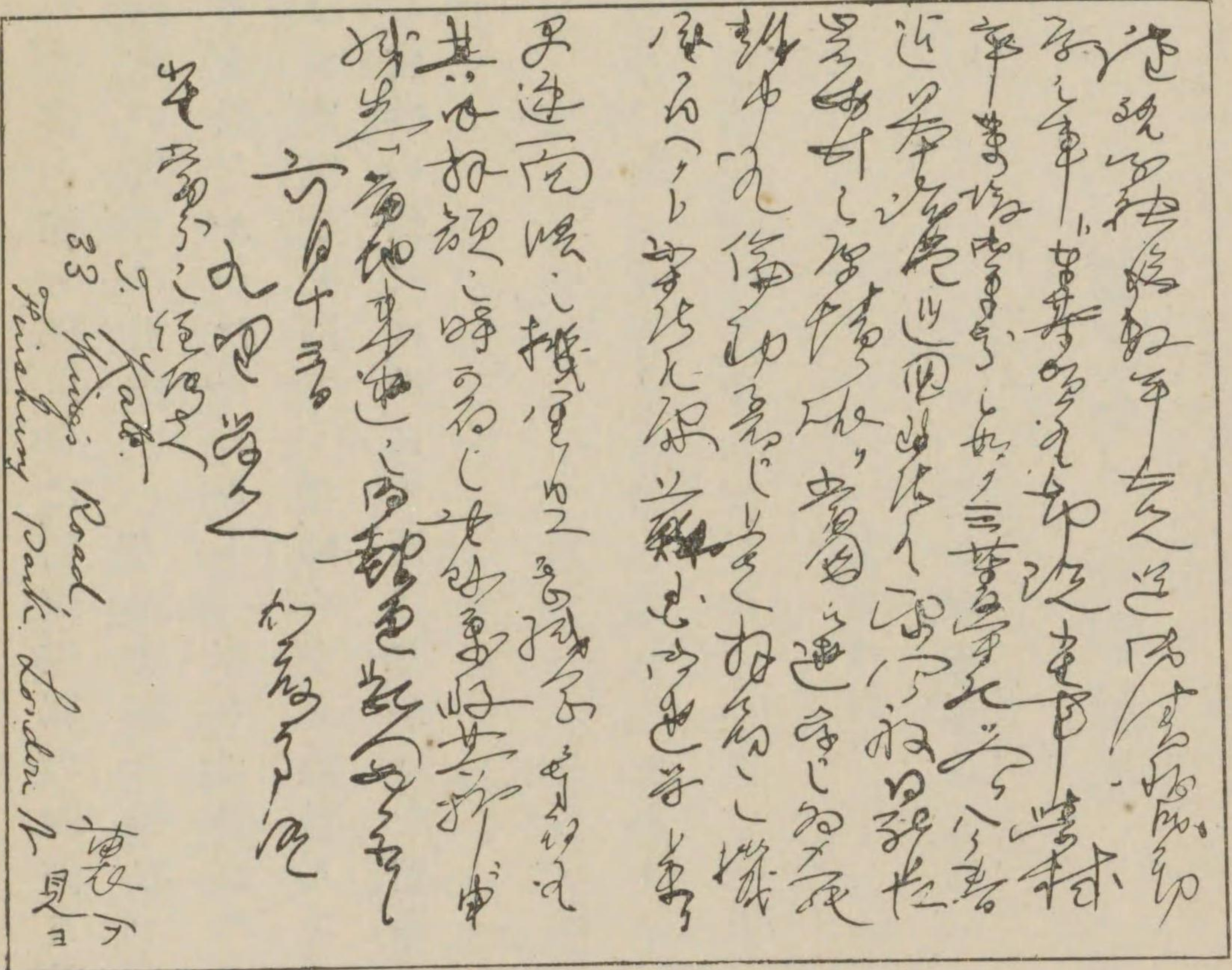
此頃三菱は死活を賭する大難戰の途上にあつた。大隈參議が下野して改進黨を組織するや、藩閥政府と自由黨とは、『改進黨即ち三菱』と猜疑し、補助命令書の書き換へを初め、三菱壓迫の手は刻々に加はつて來た。彌太郎社長に刑事を尾行させたなどは其極例である。遂に品川農商務大輔(彌二郎子)の所謂『海坊主退治』は始まつた(彌太郎社長を指す)。十五年七月、三菱會社を倒す目的を以て、政府出資の共同運輸會社が設立されてからは、百戰の闘將彌太郎社長と、滿身智慧の彌之助副社長とは、敢然として之と戰ふ可く、總動員の身構へも物凄く、政府の御用會社を打ち倒さねば已まぬ競争の火焰は、日に日に燃え上がつて行つた。

併し伯の本務課詰は、決して此戦線に加はる爲ではなかつた。實は三菱滿樓の戦風を餘所に、洋行の準備を整へる爲であつた。即ち本務課出勤の三箇月間は、洋行手續や、豫備知識の調査や、歸省展墓などの身邊雜事に費されたもので、一社の興廢を賭した大戦中にも、尙ほ此餘裕を示した三菱の、將來の大成を豫約する一つの表徴とも見られた。思ふに彌太郎社長には、極端なる專制君主の反面に、人材愛育の美點と、後圖遠謀の餘裕とがあつた。夙に社員でもない増島六一郎(法學博士、磯

野計(明治屋の祖)、山下雄太郎(検事)の三法學士を英國に留學させたが、今社を擧げて競争に白熱して居る最中に、一人の若い闘士を英國に送ることに決めた。伯の目的は、三菱の本業であつた廻漕業を、初めて其本場で研究する爲であつた。

伯の洋行の推挽者は、豊川良平氏であると云ひ、莊田平五郎氏とも云はれ、又同僚であつた末延道成氏も、自ら社長に之を推舉した記憶を語つて居る。此人々は、何れも伯の用ふ可き所以を、社長に吹き込んだに相違なからうが、併し乍ら、夙に、伯の人材を見出し、其將來に期待を懸けて、洋行を命じたのは、彌太郎社長の明鑑に歸するの一番妥當である。結果から考へても、伯は一手代として三菱に入社した積りであつたが、彌太郎社長は、初めから伯を單なる一手代としては遇して居なかつた。即ち調役の社業鳥瞰、阪神に於ける實地訓練、小樽の善後調査など、廻漕業一通りの修業の機會を與へた後、社業艱難の際にも拘らず、世界海運業の本場に留學を命じたのは、そも、彌太郎社長の大肚裡に秘められた豫定計畫の一端では無かつたか。

彼は伯の人物を發見し、伯は又其知遇に感佩禁じなかつた。五代龍作博士(當時



伯の五代博士宛書面(明治十六年)

の九里氏)に與へた寫眞掲出の手紙にも「社長岩崎氏の厚情に依り當國に遊學之爲め罷越」とある。而して三菱會社の當時の會計記録には、伯の洋行に關する一行も無い所から見て、留學の經費も、全部社長の私費から出でたことが判る。

十三歳の暮、初めて英語を學んでから滿十年の間、憧れて居た泰西の世界に對する百聞を、今や許されて一見するの歡びに滿ち乍ら、二十四歳の伯は、十六年四月、西遊の途に上つた。されど滯英二箇年研鑽の成果を土産に、厚く其恩に報じやうと

した當の彌太郎社長は、伯が歸朝の四箇月前(明治十八年二月)に世を去つて了つた。倫敦の客舎に、悵然として此悲報を受取つた伯の歸朝の足どりは、自から重からざるを得なかつたであらう。斯くて伯が英國留學出發の暇乞は、永訣の言葉となり、また幽冥境を隔て、後、圖らずも此恩人を岳父と呼ぶやうになつたのは、兩つながら、當時の伯には、夢にも通はなかつた宿命の導きと云ふの外はない。

第二章 英國留學

(一) 先づ廻漕業の本場へ

(親日の紳商ボース君との關係)

總吉少年が大望の胸を燃やし乍ら、單身徒步、郷里名古屋を後に東上した時から恰度十年目、明治十六年の四月に、高明青年は、船路遙に外遊の途に上ることになつた。歳二十四である。佛國のエム・エム社の船に乗つてマルセイユに上陸、巴黎を經、ドヴァー海峡を越えて倫敦に入つたのは、六月初旬のことであつた。

倫敦チャーリングクロス停車場には、文部省留學生の學友藤澤君(利喜太郎博士)が一人出迎へて、新來の客をカムデンストリートの自分の下宿に案内した。其日から二人は、貸間探しに、倫敦の北西部から北部にかけて歩き廻つたが、細心の伯の註文は何かと喧ましく、藤澤博士を散々閉口させた。併し夫れから三日目に漸くフキンスベリイパークの近所、キングス・ロード三十三番地の安下宿に當座の宿を

見付けたのである。

假下宿に落着いてから間も無く、伯は、その洗練されない洋服姿で、公使館に牧野青年（今の伸顯伯、當時は公使館で見習旁々に勉強して居たもので、伯とは神田の外國語學校時代の知己）を訪ね、いろ／＼と英國の事情を質したりしたが、其時伯は、早くも英國の習慣に對して攻撃の矢を放った。夫れは、婦人が威張つて居て、男子たるものが其後塵を拜するやうな光景は甚だ心外である、我輩は廻漕業は習ふが、あのやうな眞似は眞平だと氣焰を揚げ、先覺の牧野青年と論争したものであつた。牧野伯は、その時の加藤青年の權幕と、その後の英國式洗練振りとを對照して、『加藤君でも、最初は田舎者たるを免れなかつたのは一興である』と微笑むのである。

さて當時、伯の眼中には、たゞ廻漕業あるのみであつた。故に、其落着く先は、決して倫敦府ではなくて、廻漕業のメッカと稱せられたリヴァプール港であつた。東京出發に際し、彌太郎社長から、また大學の先輩河上謹一氏から、貰つた紹介狀の宛名は、リヴァプール市の豪商ボース氏に外ならなかつたのである。そこで纔にオムニバスの上から指呼し得る名所を、藤澤氏に教はつた以外は、殆んどお上りさん

式に倫敦見物の暇もなく、一路ユーストン驛から、北西に二百哩、リヴァプール市にボース氏を訪ひ、其後半歳餘を其事務所に費やすことを約し、愈々七月から、リヴァプール生活に入つたのである。

神戸や小樽の原始的港灣に廻漕業のABCを學んだゞけの伯は、英國第一の商港として、世界的の規模と設備とを誇つて居たりヴァプールの港を見ては、萬物悉く驚嘆の材料たらざるは無かつた。就中ランドン船渠の南埠頭に、百噸を扛ぐ可き水壓起重機が、魔人の手の如くに働らいて居るのを見て吃驚した。『當港にはクレインと申す機械あり重量の貨物も荷役甚だ簡便に候』とは、伯が神戸の棧橋で仲仕の荷役に手を焼いた同僚の根岸鍊次郎氏に與へた書信の一節であつた。

さて、伯のリヴァプール生活の數箇月間は、同市の豪商ボース (James L. Bowes) 氏の事務所に於て、商賣を實習することに暮れた。同市プレストン・グローブの七番地に下宿して、毎日デール・ストリートのボース事務所に通つたが、其結果は、獨り英國の商賣の實情のみでなく、否な、夫れよりも寧ろ、英國の制度、習慣及び英國紳士の人格慣行と云ふ、他では容易に習ふことの出来ない貴重なる實際を習得した。

ボース君は羊毛問屋で、商業會議所の副會頭を勤めた紳商の典型、また稀有の親日家として有名な人であつたから、伯を自分の子供のやうに導き、其郷愁を慰める傍ら、伯の重剛な人格を一層完成するやうに努めた。この慈父にも似たボース氏の心に對し、また其補導の效果に對しては、伯は晩年まで、厚く／＼感謝の念を忘れなかつた。

明治二十一年の四月、ボース氏がリヴァプールの日本名譽領事を囑託されたのは、伯の推薦に因るものであつた。ボース氏の死後、その第一の記念である美術館に寄附する爲に『ボース氏基金』を日本で斡旋したのも伯であつた。更に後年、それにも優して、ボース氏の靈が感激したであらうと想はれる一事は、伯が大使の身を以て、ボース未亡人の手を引き乍ら、日英大博覽會の會場隈なく案内した(明治四十三年六月十日)ことであつた。同盟國の大使が、無名の一老人を勞はりつゝ、いと親切に會場を巡回したことは、嘗に衆目を惹いた許りでなく、當時倫敦の一挿話ともなつたもので、伯の謝恩の義理堅さを語るに十分であつた。

また、明治二十八年伯が駐英公使に赴任して間もない三月末、土曜日の一夜をボ

ース邸に客となつたことがある。一別十年、一クラレクとして薰陶した伯が、早くも時めく全權公使となつて再訪したのを見たボース翁の眼は、美しい露の光つて居るのを隠す事が出来なかつた。簡潔な伯の日記にも、其時の有様が窺はれる。而して日清戦役末期の忙しい外交の暇を偷んで、遙々リヴァプールにまで伯を惹きつけた、此ボース翁の懐しき記憶は一通りでなかつたであらう。『ボース氏の子供達が皆成人したのを見る』と云ふ伯の日記の一句は、留學の頃此人々との家庭的親しみをも追想せしむるものである。

附記——ボース氏程の親日家は滅多に在るものでなかつた。慶應三年の巴里博覽會で、日本陶磁器の美を發見したのが知己の初まりで、それからウケンナ、倫敦の兩博覽會では、日本の出品を全部買占め、夫れを自邸内の一棟に陳列して一般の觀覽に供して居た。而して『此美術は國民性の美しさの表現である』と斷言して日本人を好み、たま／＼伯、河上謹一、増島六一郎の好青年に此信念を裏書されて、ますます／＼親日の情を深くした。その著書に“Japanese Pottery.” “Japanese Enamels.” “Japanese Lacquer.” “Japanese Marks and Seals.” “Keramic Art of Japan.” 等

がある。

同氏の日本工藝品愛好を聞き召されて我帝室からも御贈與品もあり、外務省から名譽領事としての努力に酬ゆる爲に、陶磁器を贈つたこともある。十一月三日の天長節には毎年、市の有力者を招待するディンナーに、我が味噌汁を一品加へる事を忘れなかつたのでも有名であつた。

(二) 政治の興味へ

(英國の憲政常道と選舉權問題)

政治に何の興味も持たなかつた日本人で、倫敦に行くと、俄かに政治外交を語り度くなる例は、ザラにある。素々此方面の常識を持つて居た伯が、徐々に眼界をウエストミンスター^{Westminster}の周圍に轉じて行つたのは當然であらう。

伯がリヴァプール市を去つて、倫敦の西北部、ユーストン驛近所のスタノーブストリート^{St. Andrew's Road}百九十番地に寄寓したのは、明治十七年、霧未だ晴れぬ二月の末であつた。倫敦に移つた目的は、此所を本據として、英國經濟界の大要を捉へる旁々、廻漕業と

海上保險業とを専攻する爲であつた。そして別段學校には入らずに、専ら實地の見學、新聞雜誌の耽讀、講演の聽講等を手段としたものである。随つて、纏まつた研究報告の如きものは残らなかつたと同時に、専攻以外の副産物を得る所多く、伯の一生の資産の一つとなつた英國人式常識と、世界的視野の養成は、此間に於て礎石を据ゑられたのである。視察見學に就いては、何等具體的に傳へられて居ない。四月半ばから三週間を蘇格蘭地方の工業視察に行つたこともあるが、造船業の中心地グラスゴー見學以外は、少なくとも風光見物の方が多かつたと云ふ。尤も此時には五代龍作、川田龍吉、磯野計、本木小太郎、内藤政共の諸氏が加はつて居たので、望郷の念を合唱する方が忙がしかつた事は已むを得ない。

倫敦に親しむに連れ、伯は政治の興味を感じる事が深くなつて行つた。地下鐵道が蒸氣で走つて居た時代で、市内交通には専ら乗合馬車を選ぶのであつたが、其馭者までが、一寸話しかけると忽ち政府の施設を論ずると云ふ有様であつた。恰かもヴィクトリア朝の爛熟期で、英國憲政の常道が最もよく保たれ、而して自由黨政府は、選舉權の擴張と、愛蘭自治案とを計畫して居る最中であつたから、馭者さへ

も之を關心事として論ずる光景は、伯の政治的潜在興味を喚起せずには措かなかつたのである。

グラッドストーン首相は、其年二八八四年の議會で第三回の選舉法改正案を通し、普ねく都市及び農村の家主及び止宿人にまで選舉權が擴張されたことは、非常な人氣であつた。代議政治は愚か、未だ内閣制さへ布かれなかつた明治十七年の日。本人は、英國政治の實際に面して如何なる感慨を抱いたであらうか。而して獨立生計と云ふ問題が、此時代英國選舉權の目安であつたことは、伯が政黨總裁たりし。後年の普選資格問題と對照して興味が深い。また、同じく愛蘭問題が朝野論議の焦點となり、統一か自治か、白熱的に争はれた其印象は、後年、伯が朝鮮は結局自治に落着く可きを諷したのと因縁が無いとは言へないであらう。

是等問題の當局者たるグラッドストーン首相の演説を聞く爲に、伯も屢々ウエストミンスターの傍聽席に半日を費した。反對黨議員の質問の間は、殆んど居睡をして居る七十五歳の老首相が、一度壇上に立てば、滿場を壓する大雄辯を揮ふのを常とした事は、伯が一つの驚異として友人に語つた所であつた。思ふに伯に親

しみ深いリヴァプール市に生れて、大英國の首相となつた此立憲政治家の經歷と經綸とは、伯に唯ならぬ興味を興へたに相違ない。斯くて伯の倫敦生活は、その實業生活よりも、寧ろ政治生活の教養として役立つやうになつた。

(三) 陸奥宗光伯との親交

(滯英二年間に得た著大の効果)

然るにもつと大きい轉向の伏線を、倫敦生活は伯の一生に齎したのである。政治的興味と見識とを培つた事も、大きい事件には相違なかつたが、夫れよりも「加藤外交」の大文字を、外交史上に刻む機縁が、陸奥宗光伯との偶然の交際から生じたのは、更に一層の特筆事と言はねばならない。

祖國政界の惑星と、商賣見習の一手代とは、何うして倫敦に親交を契る間柄となつたのであらう。その頃の倫敦、在留日本人の數は、實に寥々たるもので、夫れだけに又、近しい交際が速成されるのであつた。日本人は、よくチャーリング・クロス・のキャレドニア・ホテル等に會合して談笑したもので、幾多の友人との親交も、此當

時に深まつたものであるが、就中陸奥宗光伯との邂逅は、實に伯の一生の方向を決める上に重大な影響を齎らしたものである。

明治十年西南の役に際し、元老院幹事の現官を以て、薩長政府顛覆の陰謀に加擔し、十一年、事露はれて投獄された陸奥宗光伯は、此頃赦されて恰度英國に遊んで居た。陸奥伯は獄中で英語も勉強し、翻譯なども出來て居たが、さて英本國に來て見ると其英語は一向に通用しない。然るに、加藤高明青年に會つて見て其英語の練達に先づ驚いて、種々の用を辨ずる場合には、乞ふて伯を伴ふ習慣が生じた。兩外交家の親交は、この英語の利用から始まつたのである。

陸奥伯が英國の政客と會見するやうな場合には、必ず加藤青年が通譯を勤めた。斯うして居る間に、陸奥伯は、嘗に英語だけでなく、伯の人物を發見し、互に下宿を訪れ合ふ間柄となつた。陸奥伯が、スタノーブ街の加藤伯の下宿で遊んで居たのを見た人は、獨り海部昂藏氏のみでは無い。伯は又、陸奥伯の人物に多大の尊敬を拂ひ、その政治論に傾聽し、茲に初めて一人の先輩を、日本の政界に見附ける事になつたのである。明治二十年に、伯の外務省入りの因縁が、實に此倫敦時代に胚胎した事

は言ふ迄も無い。

藤澤博士の印象でも、伯は渡英の初から相當に英語を話したが、ボース氏の許に在つて完全に英語力の堂に入り、且つ英國の生活に慣熟したのであつた。然るに伯の英語の力と行届いた世話振りとは、重要な効果を他の方面にも具現した。即ち、學生時代に愛育社の建設で知られた其記憶を、一躍、舊藩士の忘れ得ない感謝に結び、遂に終生、尾張徳川家との不可分の關係に、坐はる原因を築いたのである。

徳川義禮侯が、英國留學の爲め、新任の河瀬公使と同行で倫敦に着いたのは、明治十七年十一月の末であつたが、その舊藩主の萬端の世話は、結局伯一人の引受ける所となつた。伯は先づ、義禮侯の住所を捜してハムステッドに住むドクトル・ハムと云ふ宣教師の家庭を見附け出した。伯は、侯の修業の爲に『英國人の家庭』を主張したもので、隨行家扶の海部昂藏氏から、東京の徳川邸に宛てた手紙に『兎角日本人相集居候は一番修業の碍に相成、且つ品行上に取つてもファミリーに超ゆることなしとの論に依り云々』とは、即ち伯の主張を指したのである。而して同じ報告の手紙に『志水(隨行員の一人)並僕(海部氏)には一文不通何事も獨立特行は出

來不申、幸に加藤高明近傍に罷在候間一兩日前よりリードルを稽古に出掛候得共仲々覺はり不申殆んど困却仕候」とある位、殿様の世話から隨行員の語學教育まで、伯が一切を引受けた。自然、義禮侯の御傳役のやうな形になり、海部氏なども一切を伯に委せて翌年早々歸朝して了つた程である。

顧みるに伯の滯英二年間の收獲と影響とは、著るしく大きいものであつた。陸奥伯との共鳴、徳川侯との接觸と云ふ人事關係の外に、ボース氏の家庭から得た英國紳士型の理解、英國の制度、習慣、用語等を、その拔群の記憶力に收め得たことは、伯の一生に重要な資産を築いたものである。

舊新幾多の友人との親交を温め乍ら、伯は一日の神經衰弱をも經驗せず、楽しく有意義な倫敦生活を送り、二度目のクリスマスを迎へる事になつた。その頃から、三菱と共同運輸との競争は、正に狂氣亂心の頂に達し、會社の危機迫ると云ふ報道が、伯の鬪志を荒々しく刺戟するやうになつた。間もなく恩人彌太郎社長の訃電、明治十八年二月十日は伯を衝動し、引續いて歸社命令が届いた。

匆々トランクを纏めて、十八年四月、伯は歐洲大陸を廻覽し乍ら歸國の途に就い

た。元來が眼窪み鬚髯濃く、何となく日本人離れにして居た風貌は、滯英二箇年の生活に依つて一層其色彩を濃くした。歸途瑞西チューリッヒ市の或る親日家に招待された時、『どうも日本人らしくない。印度のプリンスに似て居る』と評された話柄は、能く此間の消息を語るものである。伯が洋行から歸つて三菱の本社に姿を現はしたのは、其年(明治十八年)六月末のことであつた。

第三章 新婚生活に入つた郵船時代

(一) 副支配人の資格

(森岡郵船社長の秘書役を兼ねて)

歸朝後二箇月を経た明治十八年八月十八日、伯は本社副支配人に昇格して、月給も六十圓から百圓に躍進した。貨幣價值の高かつた其頃、卒業後四年で、此高給を食むのは、素より異數の昇進であつた。而して副支配人の敍任は、單に伯の資格を作る爲に止まり、事實は無任所副支配人で、要するに三菱が、伯の才幹を遇する敬意の表明に外ならなかつた。

さて當時は、三菱と共同運輸との灼熱鬭争が、正に共斃れの形勢を馴致し、初め火を付けた政府が、今は夢中に消防に努め、半歳もかゝつて七月末に漸く兩社の合同談が成立した時であつた。それで十月一日、合同完成して日本郵船會社の創立を見る迄の二ヶ月間、伯は本社に在つて、其引繼に關する調査と整理とを引受けた。

而して専ら三菱側の代表莊田平五郎、岡本健三郎兩氏に、合併條件議定上の材料を供給した。而して三菱の總員二千百九十七人の中、五百十五名が郵船に移つた其一人として、伯も新たに郵船會社々員となり、本社庶務課の副支配人を命せられ、月給は又も昇躍して百三十圓となつた。

併し、郵船會社の第一年の營業は散々の爲體で、三百八九十萬圓の年收に對し、缺損が二百萬圓以上と云ふ、始末に終へぬ計算が現はれた。之には單に船腹と従業員の大過剩ばかりでは無く、兩社から來た社員が相反目して、高給を貪り乍ら碌々働かず、折角、合同を表徴した『二引きの旗』も、却つて二系統の拮抗を語るもの、如く、全然一致を缺いた事も一大原因を成した。一人事、一案件、悉く兩派幹部の争ひの材料となる有様で、その上に給料の高い船頭が多すぎるのでは會社は堪らぬ。結局十二月に大整理が行はれ、社員の月給も、總花的厚遇から舊社の舊俸額に逆戻りすることになつて、伯も亦百三十圓を百圓に下げられて了つた。

而して翌年七月、吉川泰二郎氏が本務課の支配人(事實上専任理事)となつて漸く萬事が治まると、間もなく伯の月給も百三十圓に復活された。増減ともに大雜把

で手荒いものであつた。

郵船會社在勤一年四ヶ月の間に、特筆を要することは、森岡社長(昌純男)の信任と、伯の絶好の秘書役振りとであらう。庶務課副支配人として、書類の形式を三菱式に統一する仕事を引受けた以外は、外國人と接觸することが、伯の一手専任となつて居た。而して此仕事は、當時の郵船會社では日常頻繁に行はれ、夫れには、是非とも伯が當らなくてはならなかつた。何故ならば、理事格のブラウン氏(英人)を初め、船員及び技術者の要部は悉く外國人で、此方面に對する總ての通達は英語を本式とし(日本人には特に邦文を附す)、また船員の請假、轉船賞罰、黜陟等に關する人事まで、總て外人監督の署名を必要とした時代だからである。

更に森岡社長と、ブラウン氏等の外人との相談又は命令は、悉く伯の通辯に依つた。否な、通辯のみでなく、伯の事務的才能と、内外廻漕業に對する最新知識並びに經驗とは、素人であつた社長にとつては、此上ない心丈夫な力杖として重寶がられ、遂に社長秘書役として、社長の側から離れることが出來ずに終つた。その爲に、前記のやうな社内人事の争流にも心を煩はされず、超然として、得意の英語で、外人相

手の仕事に興味を重ねて居たことは、幸福と言はねばならなかつた。併し乍ら、胸底に燃えつゝ、あつた大望は、年を新たにすると同時に、伯をして會社との關係を絶たせる事になつたのである。

(二) 岩崎家からの縁談

(申込の由來と伯の自由な立場)

智能と富とを秤にかけて、最も均衡のとれた結婚が、伯と、岩崎彌太郎氏長女春治嬢との間に、滞りなく運ばれたのは、明治十九年四月八日であつた。

伯を「三菱の婿」と呼んで、其眞價を割引するの不當なることは、伯の事蹟が雄辯に説明して居るが、同時に、この結婚が、伯の公生涯に於ける主義一貫の戦ひを援護したことも否認は出來ない。併し吾々は其バランスを茲に詳論する必要を感じない。本節の要は、この結婚の由來に關する正史を誌るすに在る。

結婚の根底を成したものが、伯の人物才幹であつたことは、特に説明を要しない。寧ろ何人が之を發見し、何人が之を決定したかを、説明の緒とせねばならぬ。伯を

発見した人が、三菱初代の社長彌太郎氏であつたことは、第一章が既に明記して居る。然も同氏の生存中には、伯を愛婿にとの意思表示は無く、また遺言としても残らなかつた。但だ彌太郎氏の、人に語らぬ胸底に、愛婿候補者の一人として、伯の才識人格が登録されて居た事は疑ひない。即ち『加藤のやうな青年』を心に描いて居たゞけで、『加藤に娘を遣る』と云ふ決定は、氏の生存中には未だ發表されなかつた。そこで嫡女春治嬢の婿が、ねを定めることは、明治十九年春、彌太郎氏一周忌明けの最初に於て、岩崎家の最大問題となつて現はれた。

茲に於て當代の人傑彌之助男は登場する。亡兄の残した一切の仕事を引き継いで、快刀斷麻の手腕を揮ひ、一方に家族的責任をも一身に引受けて居た彌之助男は、此問題に面するや、殆んど躊躇もなしに『加藤高明』の名を指した。蓋し伯の三菱在勤時代、病氣勝の阿兄に代つて屢々社務を總攬し、又地方支社をも屢々巡回した彌之助男は、調役時代、神戸、小樽、大阪時代の伯の人物才識を知ること、彌太郎氏に劣らなかつたのに加へ、彌太郎氏が生存中に非常に伯を信任した事情も理解して居たので、出来るなら伯を令姪の婿、また三菱の礎の一つにと渴望したのであつた。

然るに彌之助男の推薦に、寧ろ輪を掛けた有力な人があつた。母堂美輪子刀自である。美輪子刀自の女丈夫的天質が、彌太郎、彌之助兩息の健闘を後援した事は、茲には述べない。但だ、刀自が夙に伯を認めて、愛孫の配偶に欲しがつて居た事實は、書き漏らす事が出来ない。此老刀自は、曾て令姪從子の配として近藤廉平男を見出したのを初め、親類中の子女の縁談に就いては、高い見識を以て采配を振つた。彌之助男の進言に對しても、却つて其當然性を力説して成立を急がせ、一方、自ら深窓の春治嬢に其次第を心附けた。斯くて豊川、内田の兩氏が、身元の調査から話の纏め役まで勤める事になつた(伯に最初此話を通じたのは藤井諸照氏)。

世間に、春治嬢が伯を運動會で垣間見たのが、ロマンスの蕾であると言ひ傳へる如きは、全く無根の臆説に過ぎない。切通し坂を通れば、夜でも機織りの音の聞えるのを常とした、古風且つ厳格な美輪子刀自の膝下にあつて、三菱の若い社員の饗應の席に、未だ曾て春治嬢の姿を發見し得た者は一人も無かつた。春治嬢が初めて老祖母の薦める唯一の候補者を見たのは、實に明治十九年の初春の事なのである。即ち岩崎家の調査が済んで、伯を第一の候補に決めた後の事に屬する。

然るに茲にもう一つ奇怪な噂が残つて居る。夫れは後年、伯の政敵が「伯は許嫁の婦人を振り捨て、三菱の女婿に走つた」と言ひ囃した事である。是れには一寸間違ひさうな因縁があるから、一應真相を掲げて置かう。

恰度、加藤武兵衛氏に子が無くて養子の問題が起つた當時(明治五年、初め親戚間の意見では、武兵衛氏の祖母、即ち初代武兵衛氏の妻よし子の實家に當る、毛利家の息女(伯より二三歳年長)を養ふことに一致し、其場に居た毛利家の人に對して殆んど口約束まで行つた。然るに其後、養女よりも、養子として服部總吉は何うかと云ふ議が起り、前の意見が變更されて、遂に伯が加藤家を嗣ぐ事になつたのである。この経緯も許嫁云々の想像を生んだ一因と思はれるが、更に、毛利家では伯の有望な將來を期待したので、伯が大學を卒業する頃に、實家服部家まで、婚姻を申し入れた事實がある。之が浮説の第二因であらう。併し實父重文氏限りで此縁談は斷はられ(伯は全然知らず)、伯の洋行以前に、其婦人は名古屋で嫁いでしまつた。即ち伯は素々、振り捨つ可き許嫁を持たなかつた譯である。

また伯の祖母加奈子刀自が、安井讓氏の長女雪子嬢を、伯の嫁にと考へたことの

ある一事から推しても、許嫁などの皆無であつた次第は明白である。更にまた、父重文君が、配偶の選擇を、豫め全然、伯自身の決定に一任して置いた事も附記し得るのである。斯んな事情で、岩崎家の申出に對しては、伯は、自ら諾否を決しさへすればよい、絶對自由の立場に在つた。然らば此申出に對して何んな應答をしたのであらう。

(三) 春治嬢との結婚

(陸奥宗光伯に打明けた話)

自ら負ふ所の多かつた伯は、釣合はぬと云ふやうな財産的條件などは毛頭考へなかつた。却つて、所謂「富豪の駙馬」など、云ふ割引を附せられることを、不快なる想定として、岩崎家の申出に暫時の考慮を希望したのである。

彌太郎、彌之助兩氏から受けた厚い恩義に對しても、無論、素ッ氣なく斷はる事は困難ではあつたが、「加藤」に對する合理正當の評價を、「岩崎」の富に依つて塗り潰されるやうな萬一の損害は、自尊心の高い伯の容易に忍び得なかつた所である。

元來、世評などは更に氣に留めない性格ではあつたが、三菱の富が日本一と云ふ桁外れな爲に、伯も、聊か將來の世評を考へざるを得なかつたのであらう。何人にも相談せず、伯は黙々として沈思の數日を送迎した。然る後、遂に『世評何ものぞ』と云ふ結論を確立するに至つたのである。

一説には、伯は自分で決心した後、念の爲に、自分の尊敬する先輩の一人だけに打明けて意見を聞かうとした。而して其尊敬する先輩を陸奥宗光伯に求めたのである。陸奥伯は、その話を聞くや、『君はこれから世界を舞臺に働かなければならない人間だ。日本人だけの評判などを氣にする必要はない。岩崎でも何様でも折角呉れないなら、早速貰つたらよいだらう』と言下に伯の自信を裏書したので、伯は最有力の保證を得た安心を以て、直ちに話を決めたと云ふ。之は陸奥伯から、其下に事務官として働いて居た當時に、鍋島桂次郎氏が直聞した所である。

さて陸奥伯との交渉以外には、父重文氏に形式上の打合せをしたのみで、決定に就いては何人にも相談はしなかつた。親友八代大將にさへ『今度岩崎の娘を貰ふことになつた』と、理由も何もない唯の通告を試みたのみであつた。五代博士

に對しては、『岩崎の娘を貰ふことになつたが、誰も親類が居ないから、親類代りに式に列なつて呉れんか』と、唐突に頼み込んで驚ろかした。四月八日、駿河臺の伯の新居に於て、伯と春治嬢との結婚式は、いとも簡素且つ嚴肅に擧げられた。新郎新婦の外、表向の媒妁人内田耕作氏夫妻、後藤象次郎伯夫婦、それから岩崎彌之助夫婦は新婦側の親族を代表し、五代龍作博士が伯の親類總代として式に列なり、其他には川田小一郎、豊川良平、末延道成の諸氏が在つたのみ。文字通り家族的な内宴で、式後、内田末延の兩氏が、高砂やを謠ふと云ふ親しさであつた。大富豪の長女の結婚式として、餘りにも物靜かな且つ約ましい奥床しさは、列席した五代博士の今に忘れぬ印象である。

斯くて二十七歳の新郎と、二十三歳の新婦とは、神田駿河臺の鈴木町十番地に、ささやかな新家庭を營み（伯は二月末から此家に移つて居た——假令相手は大富豪でも、嫁は自分の家に迎へると云ふ伯の主張の結果）其年十二月には、祖母服部加奈子刀自を、名古屋の寓居から引取つて、睦ましい家庭生活は續いた。而して伯が、岩崎家に對しては、彌之助男と久彌男とに對する最も適切な相談相手となり、後年彌之助男の死後

は一門の長老として重望を荷つて居た事、こゝに喋々する迄もない。明治の權門勢家が、競つて子女を俊才に配した中に、岩崎家をして最も其目的の成功を唄はせた事も繰返す必要は無からう。

伯の一生に幸運は幾度か訪れたが、其身を終るまで伉儷四十年、單純清明なる結婚生活が、些の動搖も無しに榮えたことは、就中最も大なるものであつた。伯夫妻は、實に所謂『友白髮』の模範でなければなるまい。家庭の正規であつたことは、其受けた教養の夫れと共に、明治大正の我國政治家の中には多く類を見ない光輝を残すものであらう。

併し乍ら伯が『三菱の姻戚』となつた爲に、其名聲に對して受けた影響は決して少くない。外務省でも、大藏省でも、又陸奥、松方、大隈、伊藤、桂の諸先輩政治家の下でも、伯は往くとして可ならざるはない資質を證明した。即ち後年の經歷が到達した點迄は三菱との縁故に關せず到達し得る實力を持つて居たのに、兎角世評は、伯の價値を『三菱の婿』として割引する傾向があつた。即ち伯が最初に憂へた點は、現實に觀測を誤まらなかつたと云へる。

左り乍ら、富豪の姻戚となつた事が、其政治的節操を生計の爲に枉げさせない保障となり、純理正論の政治家としての價値を確立した、間接の素因となつたことを見脱す事は出來ぬ。同時に其保障が、伯の進退を簡單にし、其政治的粘着を薄めて、或時は出世の機會を遅らしたと云ふ觀測も成立するであらう。

(四) 實業界を去る

(結婚の影響と見識の擴大)

結婚を承諾する決意と併行して、自働的に心に内定したのは、早く實業界を去ることであつた。他に、いろ／＼の原因はあつたが、それを纏めて、方向の急轉換を行した直接の動機は、三菱の富から——その勢圈内の會社から、早く脱して實力一本立の立身を證明しやうとした、氣骨と自尊心との働きに外ならなかつた。

明治十四年、所謂『大鵬の志』を抱いて三菱に入つてから、五年半の實業見習を経た後、二十年一月十八日、突如外務省に仕官したに就いては、結婚から來た内的原因の外、二三の重要な原因を求めることが出来る。少なくとも、伯の見識の擴大と、

外務省からの誘引力の働いたことは見通がすことが出来ない。

識見は儕輩を抜いて居たとは云へ、學窓を巢立つた許りの高明青年の眼界は、未だ局日本的なるを免れなかつた。先づ郷黨又は自己の存在を、此帝國の中に主張し、確立することが出世の目標であつたらう。併し乍ら、一度、世界最強最富の英國の土を踏んで、其所に二箇年の見聞を積んだ後は、最早や日本内に於ける運送業の競争は、聊か蝸牛角上の争ひのやうにも感ぜられて來た。同じくば、祖國の存在を世界に確立するやうな、總國民的の活動に與かり度い、この意味からして世界的の事業に一縷の絲を獻じ度いと云ふ想望が、朧ろ氣ながら胸裡に芽生えて來た。伯の親友は、歸朝後、伯の視野が、俄然として世界大に擴張されたのに驚ろいたものである。而して、幼稚な我國實業の迂路よりは、外交の捷徑から祖國に奉仕し、又自己の名を成すのが賢明であると云ふ主張を、時折は友人の間に漏らすやうになつて居たと云ふ。

そこへ、前記のやうな結婚からの内面的刺戟は、縁家の羽翼の下に留ることを潔よしとしない伯の男性的氣概に鞭打つた。又商賣人には所詮向かない伯の性格に對する内省、三菱時代の奉仕的氣分の緊張を失つた郵船生活に對する倦怠感、實業課程一通りを卒業したとの感じなどは、何れも伯の生活を轉向させた消極的素因の數々であつた。

三菱の調役や、郵船社長の祕書役ならば、或はボース事務所の簿記方ならば、其頃の伯の何人よりも得意とする所であつた。併し『九店十三店』との折衝や、下ッ端の官吏に、理由のない頭を下げることは、伯の矜持と、その風采とに甚だ相應しからぬものであつた。『方々に頭ばかり下げる商賣には閉口した』とは、外務仕官間もなく、伯が親友五代博士に洩らした述懐であつたと云ふ。

彌太郎、彌之助兩氏の君臨した三菱會社の事業が、大理想に満ちた一種の人格的事業で、信賞必罰、社員に不平なく、奉仕的氣分は極度に緊張して居た。然るに、郵船會社は全くの近代的商事會社で、其成因からして、合せ物であつた必然の結果、社員は、結束よりは暗闘し、纔かに階級の尊重に依つて辛うじて紀綱を維持する有様であつた。茲に於て、三菱會社時代に實業練習の意氣と抱負とを以て勤勉した青年は、郵船會社の形式に失望して了つた。伯は、何となく『實業家』から『會社員』へ、『事

業研究生』から『月給取り』への現實的悲哀を感せねばならなかつた。衆目を驚ろかして實業界に入つたが、拜金宗へまでは徹底し得なかつたので、郵船初期の空氣には、遂に厭氣がさして了つた。

既に實業界の外に、自分の一本立の境地を築かうと決心した伯に、その世界的自覺の明燈を差し延べた先輩は陸奥宗光伯であつた。五年の間、個人的榮達だけの輪廓の中に呼吸した伯が、殻を破つて世界を見廻す其視線を、頼もしい指南の針で導いた陸奥伯の方位に従ひ、また一つには、春治夫人の希望の聲援に送られて、伯は勇んで外務省に仕官することゝなつたのである。

第四編 課長局長篇

第一章 大隈外相の秘書官

(一) 外交家への轉心

(陸奥公使の引く手と、岩崎男の歡諾)

伯の外務仕官は、單に外交官の花々しさに憧憬して、會社勤めが厭になつた爲ではない。前記、月給取りに飽きた消極的事由、陸奥伯との關係等の外に、責任内閣制度の新生が、官界轉向の有力な一因を成したのである。既に大學を出る時、官界を避けた第一の理由は、當時の薩長閥政府の現情を目撃して、其不公平を嫌つた爲である。然るに、責任内閣制度は、伯の遊學中に成立し、歸朝した頃は、伊藤内閣が責任政府の衝に在り、憲法の發布も近く、議會の成立も、いよゝゝ一兩年の間に迫つて、政論は賑はひを呈して居る。閥族打破、人材拔擢の聲は既に高かつた。即ち政界大革命の秋は熟しつゝあつた。伯は、之ならば、入つて驥足を伸ばすの餘地があると

考へ直したのである。

さて、伯が倫敦以來の知遇、陸奥宗光伯は、當時は全權公使として本省に在勤し、青木次官と共に、省務を切盛りして井上外相の懐ろ刀と呼ばれて居た。その陸奥公使は、伯の才幹を外交壇場に渴望すると同時に、自分の片腕としても欲しくつて堪らなかつた。大局から伯の決心を促がしたことは想像に難くない。一方に、伯は陸奥公使の人格、識見に滿腔の敬意を拂つて親交を重ねて居たのであるから、外務省仕官は極めて合理的に進捗した譯である。

而して三菱の主人は、伯が二年間も留學し、歸朝後間も無いのに、三菱勢圈内の會社を去つて行くことを、歡んで許したのである。岩崎彌之助男は大きい人物、阿兄と自分が養つた有爲の士が、三菱の時を巢立つて他に赴く場合は、何時も之を『國家への御奉公の一端』と、歡んで應諾するのが常であつた。現に伯に先立つて三菱から洋行させられた増島、磯野兩氏の如きも、歸朝後はおの／＼自分の道を歩んで、三菱には使はれなかつた。さて、伯が郵船會社から外務省に行くに就いても、陸奥公使が岩崎男に話して、貰ひ受けたと一般に了解されて居た。斯くて、伯が外交家

として名を成し、政治家として位を極めた其履歴の第一行は、正に陸奥宗光伯の手に依つて書き下ろされたと言つて差支へないのである。その後、陸奥伯が外相となつた時に、伯は、また大藏省から轉じて駐英公使を勤めた。斯く外交家としての訓練と出世とに關しても、伯は陸奥伯に負ふ所が深かつた。伯が陸奥伯爵家の當主廣吉伯に對し、最後まで、終始、心を傾けて相談相手となつて居たのは、此恩を忘れない爲であつた。

斯くて郵船會社から外務省へ入るや、『公使館書記官兼外務省參事官』と云ふ肩書で奏任官三等下級俸(月收約百二十圓)を下賜された。大學を出て未だ六年に滿たぬ、然も官界には途中から飛入りの、二十八歳の青年に取つては、異數の高位であつたばかりでなく、進歩も亦急速であつた。明治二十年の一月に前記の資格で入つたのが、三月には取調局次長、翌年二月、大隈侯が井上侯に代つて外務大臣となるに及んで外相祕書官兼政務課長、五月に取調局長代理、六月には奏任官二等、越えて明治二十三年一月には從五位、奏任官一等に敘せられた。而して其二月に、伯の外務省仕官の第一期は終了したのである。

(二) 其頃の外務省と伯の関係事件

(米艦の池島砲撃事件と朝鮮問題)

伯の仕官當時の外務省には、條約改正の大事業があつたけれども、唯それだけで、外には仕事が無かつたと言ひ得る程に閑散であつた。役人も少ない。大臣以下屬官まで加へて僅々百十人、夫れに海外在勤の人を加へても二百五十人を出でない有様だから、今日の中流の商事會社よりも淋しかつた。今日の外務省には、高等官及び同待遇だけでも四百十餘名、判任官は五百五十を超え、其他百何十名の人々が忙がしく動いて居るのに、伯の第一期仕官當時は、前記の百十餘名で尙ほ遊んで居る人が居た。何分、一箇年に發信する文書が、全部で僅に九百六十件(明治二十年、九百件(同二十一年)、それも大半は、外國君主皇族の慶弔、内外人の敍勳、會計事務等であつたと云ふのだから、其閑散は推して知る可きであつた。

外交問題も、條約改正の大難題を除いては、今日から眺めれば、少數の貧弱な事件に過ぎなかつたことは言ふ迄も無い。併し乍ら、當局が、淺い經驗と低い國際上の

地位とを以て、それ等の問題に心を勞し、頭を痛めたこと亦言ふ迄も無い。而して時事問題の主たるものは、(イ)米艦オマハ號の池島砲撃事件、(ロ)朝鮮防穀令事件、(ハ)對韓政策を中心とする外交等であつた(長崎に於ける清國水兵と日本巡查の衝突殺傷事件は伯の入省前に片付いて居た)。人材寥々の外務省であつた故でもあらう、伯は入省匆匆から、是等の事件に厚薄悉く關係した。

米艦オマハ號の池島砲撃は、同艦が明治二十年三月四日、長崎縣池島(人口三百七十の斷崖を標的として大砲の射撃演習を行ひ、その破片及び未發彈が見物人中で爆發して人家漁具を破壊し、十一名の死傷者を出した事件である。此無鐵砲な振舞に對しても、政府は艦長の處分其他を、一に米國政府の裁量に任したのみであつた。三月十九日附で伯の起草にかゝる米國公使宛外相の書簡には

『前略……本件は萬國公法及び帝國法律に反し……帝國は補償を要求し得る理も有之候へども、貴國政府が常に公正の道を進まるゝは帝國政府の感佩する所……此事件に就ても全部貴國政府の御處分に一任す可く、貴國政府が我要求を俟たずして十分なる満足を吾に與へらるゝ事を確信致候中略……本件の御處置は之を今後の鑑と成る可き好先例と致し度き希望に有之候』

と書いてある。而して米國の司令長官チャンドレル大將は、オマハ艦長を免官處分に附して、果然公正無私の態度を示したが、賠償金に就いては、米國から音沙汰が無かつた。そこで翌年二月、伯は大隈外相の下に秘書官兼政務課長となるや、再び本問題を取り上げ、主任者となつて駐米陸奥公使と謀り、二十二年二月、救助金として壹萬五千弗を米國に支拂はせて事件は終結した。

朝鮮との間には外交上多くの難問題があつた。蓋し、日本が對等或は稍や夫れ以上の立場から外交し得る唯一の國は朝鮮に限られ、而して此國との交渉事件は最も多く發生した。其間、朝鮮に於ける日清露三國の勢力角逐は、年毎に勢を増して平穩の日は殆んど無かつたのである。

外相の方策は、極力、同國を我が友邦として獨立國の名實を備へしむる點に集中した。明治二十二年二月、伯が駐米陸奥公使に宛て、外相の方針を説明した書簡中『帝國政府は朝鮮の獨立を維持せしむる爲には、德義上及ぶ丈の助力を爲す決心にて、他國の蠶食を袖手傍觀する積りに非ず』と云ふ意味を書いて居るのは之を物語るものである。此方針を體して、伯は其頃の二年間、政務課長として本問題を

主管し、韓廷内に日本黨を確立して、日本に頼る獨立を得せしむる方針の下に盡力を重ねた。而して明治二十年十二月から二十二年十月迄の間に、釜山港米穀輸出禁止、元山港大豆禁輸、慶尙道米穀禁輸、黃海道米穀禁輸、咸鏡道防穀令の數件が踵を接して發生し、我が商人の損害に對する要償條約違反追窮等の外交にも、伯は主任者として衝に當つたのである。

(三) 不滅の創案

(井上侯への奇計の物語)

その頃政界に重きを成して居た佐野常民伯(前に大藏卿後に農相)は、ある日、藏相秘書官をして居た平山成信男に向つて『加藤は唯の秘書官では無い』との言をつくづく漏らしたと云ふ。之は、朝野の有力なる政客の間に、伯の將來が唄はれて居た確かな證據であると言へる。

伯が條約改正の衝に當つて明示した其風格態度、識見、交渉力、英語等々の要素が、早くも立派な外交家の前途を豫約した真相は、次章に誌るす通りであるが、萬事大

雜把で、秩序を缺いて居た當時の外務省へ、實務的に大きい足跡を印したことは、名
秘書官の評判を適證する一事業として記憶さる可きである。「外國使臣會談要領
記」の創案は其一つであつた。

それ迄は、我が當局と外國使臣との間に交換された交渉、又は論談が、一つも記録
となつて残されて居なかつた。仕官間もなく、伯は之を重大な手落ちであると認
めた。そこで外相或は其代理と、外國使臣との會談の要領を、悉く書き留めて記録
に残すことを主張し、先づ自分から其衝に當つて、「外國使臣會談要領記」と云ふ綴
書を作つた。この方法は今日に至るまで踏襲され、その當事者には勿論、また後任
者にも非常な便宜を供して居る。而して其第一號が伯の自筆に成ることは言ふ
迄も無い。

このやうに「計畫」の頭腦を持つて居つた伯は、夫れを皮肉な方面にも活用して、
面白い物語を残して居る。「雷鳴り外相」として響いた井上侯を捕虜とした一事
の如きは、就中有名である。

伯が外務省に入つて日も未だ浅い或日、伯は同僚の波多野承五郎、花房義賢の諸

君と、四時を打つ勿々歸宅して了つた。すると生憎、井上外相が夕刻歸省し、用件を
命じやうとしても誰も居ない。翌日一同は大臣室に呼び付けられ「沙汰をせぬ
のに歸るとは不埒千萬だ」と散々に怒鳴られて縮み上つた。恰度その翌日、外相
が宴會に招待されて居るのを探知した伯は、同僚を集めて「さて今日は外相と
ッ、ち、め、一策があるから、辨當代だけを損する積りで、僕に一切の行動を任して呉
れ」と話すと、一同大賛成で、角力や腕押し等を演り乍ら待つて居た。十時を過ぎ
た頃、小使が外相の歸邸を知らせて來た。

伯は早速官邸に赴いて面會を申入れると、急用で無ければ翌朝へ、と云ふ返事な
ので「いや、大急用です」と訴へて外相の寢室に罷り出で「御沙汰が無いので
一同悉く居残つて居りますが、もう歸宅しても宜しいでせうか」と、いかにも事務
的に伺ひを立てたものである。胸臆に優し味のある候は非常に驚ろき、それは氣
の毒だ、飯でも喰べて行つて呉れ、と云ふのを、「御沙汰さへあれば飯は歸宅して喰
べます」と斷はつて了つた。井上侯はいよゝゝ氣の毒になつて、「沙汰が無くて
も時間さへ來たら歸つても宜いに」と、丁寧に加藤青年を室外まで見送るのであ

つた。伯の計略は的中した。翌日から、四時を打つと、『大臣の御許し』と言つて、一同は大手を振つて歸宅する事になつた。

之は、大正四年九月、井上侯の病革まつた日、伯が侯の逸話を新聞記者に語つたもの、一節である。相手が有名な雷鳴り大臣でも少しも怖れずに、却つて逆にと、^{ち、め、や、う}と^{し、る}所に、伯の面目が活々と現はれて居る。

第二章 條約改正に盡す

(一) 條約改正の外交に與かる

(法律調査立案及び折衝に當る)

條約改正は實に帝國內治外交の血涙史である。明治四年、岩倉大使が此議を懷にして歐米を歴巡した時から、英國のローズベリイ内閣が之を承認する迄の二十三年の間、民論は之が爲に幾度か破裂し、政變は幾度か繰返し、正に我が政治上の癌疾として政府當局の苦惱の種であつた。大隈外相が、爆彈に隻脚を失つたのも、全く之に基くこと云ふ迄もない。而して伯は其時の外相祕書官として此重大なる外交の局に當り、實に三十歳の青年の仕事とは到底信せられない程の活躍振りを見せたのである。

岩倉交渉失敗の後、我が政情は全く内政問題の爲に亂れ、随つて朝野は外交を顧みる遑が無かつたが、西南の役も終つて内情の安定を見るや、國民の眼は自ら國外

に轉せられ、茲に條約改正の外交は開始されたのである。併し乍ら、何分對外交渉に不慣れの上に、彼我國力に非常な懸隔があるので、明治十一年、十三年の二回に互る外交は、殆んど得る所なく、十五年、改めて第四次交渉を開く事になつた。井上外相は前回の經驗に鑑み、『今日に於ては、彼に與ふるの割合に従つて、我れに取る所あるの外に、馨復た他の方略あるを知らざるなり(閣議意見書の一節)』と云ふ悲壯の決心を以て臨んだ。その結果、豫備交渉は順調に進み、英米獨は原則として我が法權、稅權を承認(條件付)する迄に進んだのである。

然るに明治十九年五月、いよ／＼正式會議を開くに及んで議論は意外に紛糾し、前後二十八回の會議(二十年四月迄)は遂に水泡に歸して了つた。その間、司法省顧問佛人ポアンナード氏は、外國人判事任用の非を痛撃せる意見書を内閣に提出し、閣僚中之に贊する者が現はれ、谷農相の如きは、決然辭職して民間政客の激論に重油萬斛を注ぐと云ふ有様、物情騒然として鎮まる所を知らず、加ふるに、英船ノルマントン號の邦人致死事件(十九年十月)は、我が民心を激發せること甚だしく、茲に排外思想は颱風の如く全國に吹き暴るゝに至つた。一方、會議の席上に於ては、十二

箇國公使が團結して我が全權を聯合論駁すること、恰かも大正十五年の北京會議を、四十年前の東京に現出したのに異ならない。其爲に伊藤内閣は自滅の運命に瀕したので、二十年七月、斷然會議を中止するに決し、井上外相は八年の健闘遂に酬いられずして辭職するに至つた。

その後を繼いだのが大隈外相である。之より伯は、外相秘書官兼政務課長として、銳意此大事業に參畫することになつた。大隈外相の談判には、前任者と異なる三點があつた。一は我が讓歩の程度を従前よりも遙に減じ、稅權と法權とを區別せず、一纏めにして和親通商條約と命名したこと、二は哀訴的で無しに大隈式威壓的長廣舌に依る權利主張の陣を張つたこと、三は列強との交渉を、所謂各個擊破の方針に依つた事である。而して伯は單なる外相秘書官(尤も當時の秘書官は今日と違つて樞機に與かることが多く、官職としても極めて重要であつたのみではなく、條約改正問題を主管する政務課の課長を兼ねて居たのであるから、極秘中の極秘として、省内の他の局長等にも絶對に知らせなかつた重大事項を悉く知つて居た。否な、知つて居たと云ふよりは、夫れ等の政策決定の根底に關與したのである(當時參事官と

して通商局に居た東條一郎氏は、其頃の外務省は何事も秘密くで通し、就中、條約改正に就いては自分達も成行さへ判らなかつた程である」と述懐して居る。

さて大隈案は、前任者の経験や、國情民論を慎重に考査し、案を立て直すのに約七箇月を要したが、伯は立案の實際に就いても多大の貢献をした。犬養毅氏が「大隈侯の條約改正は大隈侯だけの仕事ではない。デニソン、鳩山、加藤の三人が功勞者であつた」と言つたのは適評に相違ない。伯は實に立案に參與し、更に其實現に直接に努力したのである。大正から昭和の初期に至る頃の支那の立場よりは、遙に弱い立場にあつた日本に取つて、不平等條約の打開は、眞に難事中の難事であつた。我が實力列強の態度、我が面目、政情民論……等を綜合靜思すれば、改正條約案の起草は、聰明と勇氣との結合に依つて、初めて成し遂げられたと稱しても過言では無いのである。

さて大隈案は、井上案に比較して幾多の點で進歩を示した。茲に列記する紙幅は無いけれども、當時、陸奥公使からの註文に對し、伯が其案の妥當なことを説明した手紙は、よく要領を盡して居る。即ち其一節に、

「今度の案と前年の案とを篤と御比較相成候はゞ、霄壤の差とは申し難きも著大なる進歩ある事を御了知可相成と存候。即ち其差の大なるものを擧ぐれば、法律を各國政府に通知するに及ばず(編者註—通知は其實檢閱を意味す)、外國人判事も大審院に五六名を雇ふに止まり、數十人の外國人を各裁判所に配付するに及ばず、又其雇入の手續に付きては帝國政府の隨意に出で……通商事項に就ても餘程前年の案を修正せり……無論之にて満足と申すには非ざれども、今日までの行懸りと眼前の實情とを斟酌すれば……條約廢棄の最後手段を取る積りならば格別、平和的に目的を達せんとする以上は、一先づ此位の案を以て最極とせざる可からずと確信致候云々」

と切言して居る。即ち、四十年前に、今日(昭和三年)、支那國民政府が其條約改正に對して抱いて居る思想よりも遙に進歩して居たことが判る。而して帝國の威嚴を傷つけると思はれるやうな點は悉く除去した。外人判事數名を大審院に雇ふ點が、我が國權と相容れぬとの議論を生ずるが、之に對しても當局者は「期間は十二箇年で其後は法權が完全に恢復されるのである。夫れ迄この程度の忍耐は、事情

全く已むを得ないでは無いか」と辯じたのである。

大隈案は兎に角前年よりは優秀であつたが、夫れよりも其交渉の方略に新機軸を出した點は看過し得ない。即ち井上外相の失敗した第一の原因は、當時の列強が、東洋未開國に臨む時の慣用手段たる聯合外交を認め、た點に在ることを痛感したので、大隈交渉は斷然之を避け、新たに國別談判の法に依つて、一國づゝ片付けて行く方針を執つた。第二の特徴は、謂はゞ應接の攻勢的なことであつた。換言すれば、國情を訴へて相手の同情を求め、ことを止め、日本の權利と決心とを力説して、先方の反省を求めると云ふ行き方で進んだ。即ち各公使を個別に外務省に招き、外相は先づ日本帝國の實體から説き起して、教育兵力民情の各般を説明し、「この改正案は帝國最後の決意の表明である」と云ひ、「之を快諾する國こそ、結局は東洋に於て日本の援助を得て最も幸福なる國となるであらう」と、大隈侯一流の辯法を以て、尊大なる結論を遠慮なく諸公使に告げたのである。

その演説の時間は短かくて一時間半、長きは二時間半に亘つた。而して公使は椅子に坐つて居るのに、大隈外相は起立して辯じ立てるのを常とした。其長廣舌を逐一通譯したのが伯である。

(二) 改正交渉に關する外相代理の信任

(加藤祕書官に對する外國公使の疑問と驚愕)

伯が條約改正の外交に獻じた點は、一年間に近い法律取調べ、次で、大隈案の立案及び起草の二つのみではない。實に前記の伯の演説を、傍で全部通譯したこと、更に外相代理として、直接に外國使臣等と接見交渉を繰返した點にもある。列國公使は、大隈交渉が前任者と打つて變つた尊大且つ強硬なのに、少なからず驚愕した。餘りに攻勢的で鋭い。そこで公使の間では『何うやら加藤祕書官が通譯の際に輪を掛けて居るに相違ない』と云ふ説が高くなつて來た。或る日、一公使は伯を訪ねて問ふた。

『外相の長舌は極めて強烈である。往々、強者が弱者に忠告をして居るやうである。全く地位顛倒の有様であるが、あれは本當に大隈外相の言か何うか。失禮乍ら吾々は少々疑ふ節もある。何分重大なる事件であるから、一體あれは何

の程度まで外相の思想で、何の程度まで、貴官の修辭なのか、夫れを御打明け願ひ度い。若しも貴下の英語が、外相の辯説の忠實なる通譯ならば、吾々は餘程考へねばならぬ云々』

と、半ば困つたやうな半ば嚇すやうな質問である。伯は襟を正して嚴肅に答へた。『拙者の英語が上手か下手かは別問題であるが、通譯官が一語たりとも私見を挿むの不徳義なる所以は能く承知して居る。併し拙者は、實を申せば、多少その譏を受けるかも知れぬと云ふのは、通譯が少しく緩い點がある。つまり時々は大臣の言を割引して譯して居る。若しも大臣の言を、其文字通りに通譯するならば、公使閣下の中には、もつと驚ろかれる人もあらう、憤られる人もあらう』其公使は、想像が正反對に裏切られて苦笑し乍ら別れた。それ以來『加藤が輪を掛ける』疑ひは晴れて、諸公使は、日本の意想外に強硬なのに打たれ、眞劍に將來を考へて、各本國政府に申請すると同時に、聯合政策も破れ、却つて競つて好意的態度に出づるやうになつた。斯くて明治二十一年十一月二十六日、獨逸代理公使を引見したのに始まり、十二月十八日に米國公使、二十九日に英佛、三十日に露伊、奥の諸

104
公使を各別に引見して交渉の緒を開き、翌年十月までに六十回近い會見を遂げたのであるが、其通譯は全部伯の仕事であつた。

斯く不斷に外國公使に接觸して居る間に、英米佛等の諸公使は、大隈外相に一々會見して居ては、話が長くなるとでも思つたか、直接に祕書官の伯と交渉する便法を案出した。佛國ではエブラール氏、英國ではガビンズ氏が、おの／＼公使の代理で伯と交渉し度いと申込んで來た。伯を信任して居た大隈外相は、之を快諾し、根本方針の範圍内で、可成り自由に商議することを認めた。即ち伯は全權代理のやうな職責を果たすやうになつた。幾多の交渉が記録され、到底詳説の違はないが、其一例として、郵便船に關する交渉の一節を掲げて置かう。佛國との間の此問題は、條約改正外交中の一難題となつたもので、佛國は其郵便船に殆んど軍艦同様の待遇を與へよと要求して、なか／＼承知しなかつたのである。

佛國郵便船に關する加藤エブラール會談の一節

エブラール——佛國政府は國會の議を豫知して、郵便船優遇の一項を條約中に挿入することを希望するのであるが、大隈外相が堅くこれを拒まれるのは何故なりや。佛國公使は

到底了解することが出来ない』

加藤——右條項は日本の警察權を傷ける。佛國政府に國會の恐あれば大隈伯にも同様の懸念があらう。且つ大隈伯は佛國が何故に佛境郵便條約の程度で満足せず、日本のみを對して過大の優遇を要求されるかを了解することが出来まい。貴國と佛國との交通は頻繁で日佛間は稀薄である。その繁きものに寛にして、稀なるものに種々の面倒を要求するのは矛盾ではないか。余は大隈外相が到底斯かる舊時代の不當なる要求を容れぬことを斷言して憚らぬものである』

エブラール——それに就き自分に私案がある。公使とも相談中であるが、要は右條項を改正條約から除き、之をデプロマチックノートに移して密約しては如何』

加藤——不可である。是等の事は其性質上秘密に爲し得ない。少なくとも其筋の官吏には示さねばならぬ。また條約に存してもノートに移しても、事柄は一つである。故に外務大臣は到底承認し得ないであらう。之に反し、佛國公使が七月に提出した私案(後本國の命令で取消したもの)を採用し、郵便船の最惠國待遇を保證する書翰を要する位にて満足するゝならば事容易に落着せん。この案を加藤の意見として公使に傳言せられんことを望む云々』

次に英國公使フレイザー氏も、度々ガビンス氏を使者として伯を訪ねしめ、英國の第一の主張である『外國人判事をして、法律上の問題のみならず、事實の審理を

も爲さしむる』の一項に就いて交渉を進めさせた。併し乍ら、國の威信と權利とを主張する強硬さに於て、三十歳の青年祕書官は大隈外相に優るとも劣らず、吾からは何も譲らずして却つて相手國に反省の機會と材料とを與へ、天晴れ頼もしい外交家としての將來を、この時から既に明確に豫表した。

(三) 大隈外相の遭難と伯の辭職

(其日に限つて陪乗せざりし事情)

さて大隈交渉は、獨逸を除く歐洲諸國との間には、随分面倒な交渉となつたが、之に反して、歐洲列強の爲に苛められて居る東洋諸國の後援者を以て任ずる米國は、殆んど文句を言はずに日本の改正案に同意した。ハッバード公使は、公使の間では不評判であつたと傳へられるが、我が談判に就いては非常に賛成して、大いに聲援を與へた。而して米國政府は、日本の乞ふ儘に、逸早く該公使に全權を賦與して、早くも單獨調印を承諾するに至つた(明治二十一年十二月十八日改正案提示、同月二十六日調印快諾)。

伯等の歡びは一方ならず、いづれも鬼の首を取った満悦に堪へ兼ねる有様であつた。然るに突如閣員中に英獨を擱いて米國のみと調印するのは、外交上不得策なりと主張する者が現はれ閣議紛糾して調印は暫時見合せとなつた。併し、外相が進退を賭して主張を繰返したので、翌年二月二十日、日米條約は漸く調印されることになつた。米はハツバード公使以下書記官二名、吾は大隈外相の外に加藤高明、鳩山和夫、デニソン、鮫島武之助の四氏列席して、心からなる祝盃を舉げた。六月十一日には、西園寺駐獨公使とビスマーク宰相との間に調印が成り、八月八日には、露國も亦調印して、條約改正の外交は着々と成功の歩を運ぶのであつた。

然るに、大隈外相が隻脚を失ふ慘事は、此調印の歡びの日に胚胎したのである。條約案の全文は、倫敦タイムズの三月十一日の紙上に掲載され、茲に省内にも秘された嚴秘の内容は一切曝け出されて了つたが、通信遅々悠悠たりし時代であるから、それが日本の民間に知れて來たのは六月も末の頃であつた。案は井上案に優ること萬々であるが、外人判事任用の一項は依然として論難の的となり、憲法違反、さては賣國奴などの矯激な罵倒が、容赦なく大隈外相に浴せられた。一方に、大隈

外相を陥れやうとの陰謀もあつたらう。同じ非難は樞密院及び元老院からも公然と唱へられ、更に政府の内部にさへ反對論が生ずるやうになつた。

斯くて一部民論の激昂は日に増し募り、動もすれば攘夷の迷想を復活して言動囂噉を極め、大隈外相は表に民論の亂擊に面し、裏に政敵の急迫を見るの難境に陥つたのであるが、然も、獨力尙ほ所期を貫く意氣を失はなかつた。此時、少壯氣銳の祕書官であつた伯が、その生來の剛強なる性格を動員して、不遇の外相を助け、精神的にも其片腕となつて、交渉の遂行に所謂百萬の味方を獻じたことは想像に難くないのである。

矯激無責任な言論は兇徒を生み易い。十月十八日、金曜日の定例閣議を終へて外務省の表門に入らうとする時、兇徒の投げた爆彈は外相の馬車に當つて、大隈侯は隻脚を失ふの奇禍を招いた。祕書官として外相と陪乘を常とした伯が、この日に限つて同車しなかつた爲に、幸にも命を拾つたと云ふ運命の由來する所は何處に在つたか。一説には、恰度常用の箱馬車が破損修理中で、外相は小型の幌馬車を使用了た爲だと云ふ。然るに生前の伯から直聞した一人は、その用件は忘れたが、

何か外交上の用件を命せられた爲に、其日に限り陪乗が出来なかつたと云ふ意味を記憶する。即ちその頃は、前にも述べたやうに、英佛の當局者との間に、外相の代理として旺んに交渉往來して居た時であるから、其外交用件の爲に同車しなかつたのであらう。いづれにしても奇しき運命ではあつた。

この騒動が直接の原因で黒田首相は辭職し、政情も渦巻いて後繼者が得られなないので、内大臣三條實美公が臨時に首相となり、十二月十日、帝國の外交方針として、『平等完全の條約を得る迄は中間的の修正を試みない』ことに議決した。そこで三條公は、躬ら米獨露の三公使を歴訪し、具さに情を述べて條約實施期日(二十三年二月十一日)の延期を申入れ、茲に大波瀾を捲き起した外交問題は、一先づ段落を告げることゝなつた。

十二月、山縣内閣が成立して、青木周藏子が外相に就任した。青木外相は、伯が現職に留まることを切に勸告し要望した。併し伯は、大隈外相の秘書官が青木外相に再勤するの謂れがあるか無いかは兎に角として、條約改正に就いては、既に根本に參畫した身であるから、其外交の不成立に對しては、綺麗に責任を取つて官を辭

し度い希望を語り、外相の懇望を斷はつた。たゞ青木子は、大隈外相の次官で、伯は三年近く其下に居た關係上、後任者の出来るまで、短期間ならば、新外相を扶けることを約した。

奏任官一等、増給、從五位等の陞敍は、悉く青木外相が、僅々一箇月の間に、伯の條約改正外交に關する功勞に酬いた所のものである。斯くて内閣更迭から二箇月餘りを経た明治二十三年二月五日、さしも前途を囑望された若い外交家の姿は、外務省から消えたのである。

第三章 大藏省の『名局長』の頃

(一) 忽ち揚げた名聲

(事務の才幹と鋭舌)

一心不亂で努力した甲斐もなく、條約改正の事業が水泡に歸して、伯の落膽は甚だしかった。併し乍ら、大隈外相と進退を共にして、明治二十三年二月、外務省を去つた伯は、暫くにして心氣快晴の春を迎へた。慌だしかつた會社員時代や、劇務に休みの無かつた外相秘書官の生活から解放されて間もなく、自分の心が、何物かの耽讀を欲求して居るのを感じた。伯は帝國憲法を手にした。

而して半歳の間は、之を中心とする研究と思索とに熱中し、併せて、其年初めて開かれる我が國會の未來の姿を、留學時代に見聞した英國の夫れと思ひ較べ乍ら、立憲政治の運用に關する想像を楽しみもした。四年後の議會に、政府委員として、憲法の解釋を應答した法律上の自信は、實に此間に修養されたものである。

併し乍ら、人材を要すること早天大雨の趣であつた明治の官界は、伯を遊ばせては置かなかつた。九月末、懇望されて大藏省に入る。其仕官の徑路は審かた無。或は外相秘書官として鮮やかに賣り出した其名聲に、松方藏相が惚れ込んだ爲とも云はれ、又岩崎彌之助男の推薦とも稱せられ、更に大隈侯の推舉に依るものとの噂もあつて、的確な一線を引く事は出来ない。兎に角、明治二十三年九月末、山縣内閣の松方藏相と、渡邊次官(國武子)の下に、大藏省參事官(奏任一等下級)に任せられ、畑違ひへの飛入りに、省の内外を驚ろかしたのである。

そこで伯は、添田壽一、駒井重格、目賀田種太郎等の諸氏と、机を並べて、參事官室に陣取つた。然も間もなく、その頭腦の明晰と、常識の發達と、事務の偉才とは、初め異色の飛入りとして眺めた同僚の驚異の眼を、畏敬と推重の驚異に變じさせた。特に『帝國議會交渉事務取調委員』となつた後の伯の活動は、忽ちにして、自分を第一線の有能官吏、また鋭い論客として、全省内に確立させたのである。

時は恰度、帝國議會の創生期で、第一議會から第六議會までは、伯が大藏省在任中に開かれた。代議政治に無經驗な民黨は、唯々政府を敵國と考へ、所謂「糧道を絶

つ』と稱して、無茶な豫算削減を争つたので、國家の臺所を切盛りする大藏省の苦勞は並大抵では無かつた。そこで同省では、議會毎に、各局長と省内の若手官吏とを以て、『帝國議會交渉事務取調委員會』を組織し、大藏省から議會に提出する、法律と豫算との一切に關して、各局で立案した結果を、此委員會に持出して討議した。伯は常に此委員を命ぜられ、添田壽一、阪谷芳郎、目賀田種太郎、早川千吉郎、水町袈裟六、駒井重格等の諸委員と共に、會議に於ける最も有力な論客であつた。

伯が常に、堂々の論陣を布いた中にも、數字に敏感で、決して空疎な議論をしなかつた點は、大藏省生え拔きの専門家に退けを取らず、また、議論の常識的な點は、所謂官僚式の傾向に陥り易かつた同僚の意見と、水際立つて違つて居た。三菱、英國留學、郵船と云ふ經驗は、伯の議論を、常識的實際的なものにした。其常識論の主張の強さは、『コンモンセンス』が、伯の代名詞となつた程であつた。

但し論鋒の銳利は、往々辛辣に逸し、持前の毒舌と、揚足取りの小手先が加味されることも亦、省内同僚の心に、好惡とりづゝの深い記憶を刻んだ。例へば、金貨本位制の問題を論議最中、阪谷男が當時の銀價下落の形容に『瓦礫に等しくなる』と言

つた時、伯は直ぐに其言葉尻を捉へて、『瓦礫に等しくなつたら、大いに銀を買つたら宜いぢやないか』と酬いたなどは、當の阪谷男の今に忘れぬ所である。

晝食後の一時間を、大臣以下が、食堂で雑談するのを常とした其席上でも、伯は舌戰の雄、渾名付けの名人で、遂に、伯自身は『酷評家』と云ふ渾名を頂戴した。また田尻稻次郎子をして、『加藤は危険な目附をして居る』と、食堂ゴシップの間に評せしめた位、一癖あり氣な面魂は、その異類な舌鋒と相俟つて、省内の名物になつた。併し同時に、其才幹も先輩同僚の間に正しく評價され、松方、渡邊兩先輩の信任を初め、阪谷男、添田博士、平山男等が、伯を畏友として仰いだのも、此頃に初まるのである。

(二) 主税局長としての快腕

(文書課長と監査局長にも優等)

『加藤の未決箱は何時も空だ。さうして既決箱は何時も給仕を待つて居る』。之は伯が入省半歳後に、文書課長として、煩瑣極まる仕事を處理した、事務の天稟に驚ろいた省内の評判で、當時の同僚の記憶して居る所である。

伯は貨幣課長を兼務した。當時の金銀價格の變動並びに貨幣本位制度に関する研究は、悉く伯が主宰した。明治二十四年七月、銀行局長に榮進、八月十六日には、新官制の下に監査局長に任せられ、銀行監督検査及び庶務の四課を統轄する責任者となつた。そこで伯は、百練の銀行家を相手に、三十二歳の若い局長としては不思議な程、監督の威力を發揮したことを、添田博士は回顧するのである。

また、国立第三十三銀行の整理は、松方藏相が、一生忘れぬ感謝の意を伯に傳へたと云ふ程の成功を誇るものであつた。中上川彦次郎氏が、二十四年秋、三井銀行の大整理を英斷するや、第三十三銀行は、不良貸付の極度を暴露して忽ち破綻して了つた。国立銀行の破綻は、素より財界無二の大問題となつて、朝野の視聽は其跡始末如何に集中した。而して其責任の衝に當つたのが監査局長の伯であつた。

伯は、今の大藏大臣と同じやうに、一人で財界に斡旋し、日夜奔走の結果、澁澤榮一、阿部泰藏、末延道成の三氏を破産管財人に任命し、二十五年五月で名稱は跡引受人、實に理想的の整理を實行する事が出来た。星霜三十四を送迎した大正十四年十二月、當の末延氏が、長時間に亙つて伯と會談するの機會を得た其折に、伯は往時を追

憶して

『あの国立第三十三銀行の跡始末に就いては、松方藏相は、之は大變に手際よく出来た、殆んど国立銀行問題の他日の標本にもなるものであらう』と言はれ、引受人の選定や交渉が適切であつた事を褒められたことがあつたと、つくづく述懐したと云ふ。

政府が、八朱の利益保障を與へて居た日本鐵道會社の會計監査官は、職制上必ず此局長の兼務であつた。その頃の日鐵では、建設改良に營業費を振り向けると云ふ狡計を以て、常習的に大藏省監査官の眼を掠めて居たのである。然るに伯の炯眼だけは、到底晦ますことが出来なかつた。此會計上のトリックは、忽ち若い加藤監査官の爲に觀破されて、それ切り根絶されて了つた。之は、當時此内情を伯に知らせた仙石貢氏の語る所で、睨みの利いた伯の監査振りを語る一例である。

大藏省内での最も重要な主税局長になつたのは、明治二十五年八月、伯が三十三歳の時であつた(田尻稻次郎子が渡邊藏相の下に次官に榮轉した後を繼ぐ)。飛入り後二年を経ないのに、早くも此官歴を作つても、何人も其力量當然の榮轉を妬む者は無

かつた。間もなく盲腸炎を病んで數箇月を休み、二十六年春から局務を見ることになつたが、此所で、伯は能吏としての金看板を掲げる事になつた。

當時の主税局は、廢藩當時の租税頭の傳統を呼吸し、財源の主人公の態度で、大藏省の他局を『本省』と呼び、自ら外局を氣取つて、頗る割據的自尊心が漲つて居た。仕事は専門的で、其所には、此局の『主』と云はれる古い主税官連が蟠居し、外來の素人局長は、何時も子供扱ひにされた。當時の主税官には、内國税課長有尾敬重氏、海關税課長石川有幸氏、徵收課長吉井友兄氏（後任、仁尾惟茂氏）、横濱税關長目賀田種太郎男、神戸、大阪税關長、瀨川君平氏等の練達堪能な生え拔きの主税官連が、新來の素人局長としての伯を待つて居た。然るに伯は、間もなく是等の群雄を完全に押へて了つたのである。

伯は半可通が大嫌ひで、自分の納得する迄は追窮し、傾聽した。而して一旦部下の立案進言が腑に落ちると、必ず大臣次官に之を徹底させる遂行力を持つて居た。それで、初めは若輩局長として白眼視して居た部下の専門家連中は、聽て素人としては甚だ判りの早い、随つて胡魔化しの出來ない、けれども其一諾は必ず實現する、

『部下として働き甲斐のある心強い局長』を、伯に於て發見した。自然に、部下の心服を贏ち得て、茲に初めて、有名な難治の局が局長中心の力強い結束となつた。この間の消息は、當の有尾氏の忘れ得ない所である。要するに其學生時代に夙に光つて居た統制力が、社會に出てから曇りなく發揮された最初の經驗である。而して各種の仕事の中、地方收税事務に對し、本省から初めて直接検査を行ふ道を拓いた事は、主税局長として全く一新生面を開拓するものであつた。

我國の國税徵收に關する地方制度が、大藏省中心に系統づけられたのは、明治二十九年以來の事で、伯の主税局長時代には、府縣知事の下に收税部長が在り、國税徵收機關は全く地方官制中に織り込まれて居た。そこで府縣知事は、苛斂の非難を虞れて徵税の嚴密を缺く弊があつた。此點に氣附いた伯は、從來の例を破り、本省の有尾内國税課長を、殆んど全國に巡回させて、收税地方制度の不利益を明證した。この視察検査の結果は、直後の國税徵收法改正並びに後年の收税系統直轄制度に、強い論據を與へたのである。

而して伯は、此検査の經驗に鑑み、明治二十二年制定の國税徵收法の缺陷、及び此

法と二十三年制定の會計規則との撞着並びに二十四年濃尾大震災に依つて曝された徴税猶豫規程の不備等を改める爲に、國稅徵收法中改正案を提案した。夫れは第六議會を通過して法律となつたのである。

(三) 議會に於ける初答辯振り

(初陣から闘志滿々の發露)

初見參でありながら、理窟ッぽく、皮肉で、揚足を取らうとすれば逆に取り返す、二癖も三癖もある政府委員が、若いのに傲岸な態度を以て、第五議會に現はれた。速記録に徴して、伯の姿を描けば、先づ右のやうな光景となる。記録中に「激する」とは宜ろしからぬと云ふものあり」などと書いてある程、伯は大岡育造氏と論戦し、又旺んに粟谷、村松、山口の諸代議士と渡り合つた。本會議の初答辯として頗る鬨争的で、人を人とも思はぬ態度は、後年の首相振りを豫表した感がある。

明治二十六年十二月五日、田畑地價特別修正法律案を中心としての初答辯で、伯は早くも其本領を發揮し、誰でも御座れと云つたやうに、一々彌次に應戦し乍ら、諄

諄として所信を述べて居る。左に興味ある速記録の一部を掲げて參考とする。

〔政府委員、大藏省主稅局長加藤高明君演壇に登る〕

〔田中正造君、水を飲んで能く聞えるやうにやれ〕と呼ぶ〕

○政府委員(加藤高明君)諸君、大聲を頻に望まるゝが、私は大きい聲ではないで、聞えぬかも知れませぬ。(田中正造君、其位なら聞えると呼ぶ)聞えますか、宜しい——此條は滿場大多數を以て通過なさる勢でございましたが、一の議員から憲法違反の條項があると云ふ事がありました、之は黙止することが出来ませぬから、一言辯じて置きます。其發議者は大岡君と云ふ有名な御方で、法律を職業として居られることを承つて居りますから、法律を委しく御調になつて居られるで御座いませうが……

と、劈頭から皮肉で始まつた伯の答辯は、『訴願』、『請願』、『行政訴訟』の使ひ分けを詳論して、其憲法論は餘りに熱を帯びたものであつた。遂に議場から「激することは宜ろしからぬ」と云ふ叫聲が起つた。伯は「激するのではない。憲法違反と云ふことは一言辯じて置かなければならぬ」と應酬し乍ら、此法律に就いて訴願、行政訴訟を許さぬ條項の、憲法に違反しない所以を切論しつゝ、答辯を續ける。

それから實際に於きましても、此條項がないと非常にやり悪いので、やり悪いと云ふのは、どうせ斯う云ふ事をするには達觀上でものをするより仕方がない。一人々々の苦情を

聞いて居ては到底實際限はない。それから随分斯の如きことに就て訴願を起し行政訴訟を起すことが出来ると云ふ許しがあれば、(粟谷品三君「やり悪いことは皆やめたらどうだ」と呼ぶ)まあお聴きなさい、只事を好むの徒が訴訟を起し、却つて良民の害となる。此條は人民の権利を害するのでなくして、人民の権利を保護する方に出来て居るから、決して憲法違反ではなくして、且つ實際の施行上に就て最も必要の事でございます。是れは削除にはならぬと思ひますけれども、原案の通り賛成にならんことを希望致します。

……(中)略……

○村松龜一郎君(二百六番) 此第六條に「明治二十三年法律第百五號訴願法第一條及同法律第百六號を適用せず」とありますが、之を適用しなければ一般の普通法に依つて、普通の裁判所に訴ふることが出来る譯になるのであらうと思ひますが、如何でございますか。一寸一度起草の精神を承りたい。

○政府委員(加藤高明君) 普通の裁判所に訴ふことは、無論許さぬ考であります。

○村松龜一郎君(二百六番) 出来ると云ふのですか。

○政府委員(加藤高明君) 許さぬ。

○山口千代作君(百三十一番) —前略—先づ政府委員の答に據りますれば、やり悪いから六條を設けて、政府は何でもかんでも締めて仕舞つてやると云ふ精神から出たものでございませうか。此事は聽遁しにならぬことであるから聴きます。

……(中)略……

○政府委員(加藤高明君) やり悪いと云ふ言葉について御質疑でありましたが、やつてやれぬことは無論ない。やつてやれぬことはないが、官民共に手数が非常に掛つて夫れ丈の利益が無からうと云ふのであります。

翌年の第六議會でも、伯は忙がしい應酬を繰返し、屢々皮肉な争もした。就中五月十八日貴族院本會議で、伏木小樽兩港問題に關聯し、當時保守組の一頭目と許された鳥尾將軍(小彌太子)が輸入税と條約との關係に就き、「御答辯がはつきり出来ませねば宜しう御座います」と、伯を子供扱にするや、伯は負けて居ないで「答辯が出来る出来ぬと云ふことではありませぬ。出来るかも知れませぬが、御尋ねの要領を得ませぬから……」と逆振を食はせたなどは其一例である。皮肉と揚足取りで、此初陣の鬪士を仕止めんとしたのは、餘りに伯の此方面の力量に無知な挑戦であつたと評し得るのである。

(四) 憲法論の一席

(宰相學の修業としての閱歴)

終りに見遁し得ないのは、豫備金支出違法論に對して、伯が應戦した憲法解釋論の一節である。主税局の所管外まで出で、論陣を託されたのは、其憲法通の定評によるのである。伯も亦、自ら負ふ所あつて、此要害の守護に任じた。

衆議院に於て、石田代議士の政府違憲論に對し、伯が澁滞なく應答したことは、大臣席にあつた伊藤首相、陸奥外相等に深い感銘を與へたものであるから、茲に速記録を引用する。恰度明治二十七年六月二日、剩餘金問題で衆議院が前日政府に引責決議を突き付けた其翌日の事で、議案は決算に關する豫備金支出の件である。

○政府委員(加藤高明君) 先刻石田貫之助君が少數者の意見に賛成されて述べられた中に、憲法の解釋に就いて政府と意見を異にすることがありますから、其のことを一言申上げて置きます。石田君は憲法第六十四條二項の豫算の款項に超過し、又は豫算の外に生じたる支出あるときと云ふ項を引かれまして、豫算の款項に超過したるものは、第一豫備金であつて、豫算の外に生じたるものが第二豫備金となるべき解釋であつたやうでありま

すが、豫備金の第一と第二は、決して此條に政府は據つて居りませぬ。同じく憲法第六十九條に『避くべからざる豫算の不足を補ふために、或は豫算外に生じたる必要の費途』と云ふ、是に依つて第一豫備と第二豫備と云ふものが分るので、避くべからざる豫算の不足を補ふためと云ふのが第一豫備金、豫算の外に生じたる必要の費用に充てると云ふものが第二豫備金となつて居る。

斯うなつて居るので六十四條は少しも豫備と云ふことには關係はない。(其意見の異なるがために、不承諾をしたのだ)と呼ぶ者あり)會計法の第七條を讀むと分る。會計法の第七條に曰く、豫算中設くべき豫備費は左の二項に分つ。第一豫備金、第二豫備金。第一豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふものとす。第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つるものとす。即ち憲法の第六十九條と全く同一の文字が使つてある。此會計法に従つて第一豫備金、第二豫備金と別けるので、決して第六十四條の款項に超過したとか、豫算外とか云ふ意味に依つて豫備費を別けて居るのでありませぬ。

それからもう一つ申して置きます。石田君は政府は第一豫備金と第二豫備金と其時に當つて、金の都合に依つて、時としては第一豫備金から支出すべきものを第二豫備金から出し、時としては第二豫備金から支出すべきものを第一豫備金から支出すると云ふ御話があつたが、そう云ふ事はしやうと思つても出來ない。會計規則第十八條を御讀み下さい。第十八條に『第一豫備金を以て補充し得べき費途は毎年度豫め勅令を以て之を

定む。此勅令を以て定めましたものは第一豫備金、是に定つてないのは第二豫備金で拂ふので、實際金の都合で流用するやうなことは仕様と思つても出来ることでありませぬのみならず、決してしたことはありません。

この答辯を最後として議會解散の詔勅が下り、夫れから間も無く日清戦争が開かれるに及んで伯は再び外務省に復歸する事となつた。大藏省在任は三年十箇月、『往く所可ならざる無し』として適評され、厚遇されたけれども、伯の志望は遂に外交に在つたのである。

併し乍ら、金融界の監督者と、租税の元締の兩局長を歴任した経験は、國家財政に關する廣い見識を養ふに何よりの機會であつた。斯くて三菱郵船時代の私經濟に關する經驗と併せて、後年總理大臣となる素養を完全にした。外交の専門家で、財政・經濟の經驗を持つた人には、庶政草創の時代に、大隈、井上等の元勳があるけれども、近代の専門分岐する社會相を背景とした宰相學に就いて、伯ほどの修養を惠まれた人は、容易に見當らない。大藏省の仕官は、顧みれば、伯に取つては重要な閱歷と資格とを作つたものである。

第五編 駐英公使篇

第一章 一躍して公使へ

(一) 日韓攻守同盟の締結

(全權公使兼政務局長の仕事)

明治二十七年七月、日清戦争起るや、重大なる外交の時局は、伯を外務省に移した。その二十八日、陸奥外相は、一躍特命全權公使の名譽を以て伯を迎へた。而して更に課するに政務局長の重任を以てした。茲に林次官、董、加藤政務(高明)、原通商(敬)の陣容が整つたのである。

伯の政務局長時代は四箇月を出でなかつたが、其間に、『朝鮮内政改革に關する暫定合同條款』及び『日韓攻守同盟條約』の二大事件を、自分の主管として成就した。前掲の四幹部は毎日のやうに大臣室で議を練つた。加藤、原の少壯拔群の英才が、肩を列べて自分の膝下に働らく姿を眺めた陸奥伯の満悦は、同伯が、此兩才を

熱心に伊藤公に推薦し、口を極はめて其將來の大成を謳つたと云ふ物語に依つて十分に想像し得る所であらう。兎に角、此兩雄は、晩年の政敵を夢みる筈もなく、短時日ではあつたが、親しく肩を列べて働いた。

朝鮮に於ける日清兩國の勢力争ひの間隙に乘じ、漁夫以上の利を占めやうとする露國の策動は、日清戦争の起るに及んで、いよいよ明かになつて行つた。同國公使ウエバー氏は日夜大院君を訪れて、韓國を全うするもの露國を措いて無し、と云ふ一流の宣傳を吹き込み、大院君は、知らず／＼其口の端に吸はれて行く有様となつた。斯くて明治二十七年八月初旬、大院君がウエバー公使に語つた次の二つの感想は、確實疑ひなき出所から、我が大鳥公使の耳に入つて直ちに外務省に飛報されたのである。大院君の言の大意は

『日本の望む改革は餘り急激に過ぎるので、韓國は實は少々當惑してゐる』

『日清兩國は既に戦争を開始した由であるが、兩國が永く戦争を續けることは東洋の平和を妨げるものである。願はくは各國が來つて和議を調停され度い』

この報に接して霞ヶ關は憤つた。既に日清戦争が韓國から起因し、而して韓國

は清國との條約を廢棄し、日本に乞ふて、牙山の清兵を驅逐して置き乍ら、其後幾日も經ない今日、この戦争を對岸の火災視し、加ふるに外國の調停を希望する口吻を露國公使に漏らすとは言語道斷の沙汰である。茲に『韓國をして清國に宣戦を布告せしむ可し』と熱論したのは伯であつた。其理由は、韓國が最近、吾に乞ふて清國の勢力を驅除した行爲は、戦争行爲と見る事が出来るのみならず、韓國は獨立を要求するに對して清國は之を藩屬と見做して居るから（宣戦布告中）、韓國としては一戰以て此宗屬の關係を斷絶するのが至當である。加之、日本は韓國の獨立の爲に戦ふのに、其本尊の朝鮮が中立國のやうな立場にあつては、我が戦争目的を不合理ならしめる許りでなく、第三國に容喙の虚を與へて日本の不利は堪へ難い。且つ朝鮮を交戦國中に加へて置かぬ限り、日本が同國內に大兵を動かすの名義も無い、と云ふのであつた。

陸奥外相は、伯の主張を當然と認めた。併し乍ら、朝鮮の大院君は勿論、政府大官中にも、清國に宣戦するとなれば、臆して逡巡する手合が大多數であるから、宣戦を強制するよりは、朝鮮をして吾と同盟條約を結ばせるのが適策であると裁斷した。

而して條件その他の手續一切を伯に託した。伯は『日本は實戰に當り、韓國は我進軍、糧道の諸點に關して便宜を提供す』と云ふ一條を骨子とする同盟條約案(平和成立までの期間)を起草して交渉を起し、二週間を出でないで、大島公使と金允植外相との間に調印を了する事になつた。日本が外國と締結した同盟條約の最初のものである(明治二十七年八月二十六日調印)。

(二) 榮轉以上のもの

(外交檜舞臺への出發と活躍)

旅順口も落ちて戦局は急轉直下、今や和戰の決は日本の掌中にある。然も清國の狡猾は、媾和の上に外國の干渉を利用しやうとする形跡が漸く顯れて來た。茲に於てか、戰を續ける爲には軍費調達の必要から、和を議する爲には外交上の後援を得る必要から、駐英公使の任務は眞に重且つ急を加へた。政府は大きい期待を以て、此大任を伯に託し、而して其赴任の一日も速かならんことを促がした。

而して伯を外務省に復歸せしめた陸奧外相の肚裡が、初めから此駐英公使の大

120

任を伯に託せんとするに在つた事は、當時の外相秘書官であつた中田敬義氏の記憶する所である。其頃の英國は寧ろ支那側に親しかつた。レサー・チャールス・デルク氏の當時の名著『大英國』中に、『支那との同盟は須要である。日本との同盟は有益である』と書かれた一句は、即ち當時の英國の感情を反映したものであつた。日本との同盟は利益又は有益であるが、支那との同盟は須要と考へられたものである。之は大變なハンデキャップである。何うしても英國を支那から離して我國の側に惹きつけねばならぬ。

而して此外交には、社交的にも活躍し、英國の輿論を我國に好調に導かねばならぬ。凡庸では出來ぬ。また俸給手當のみで儉しく暮すやうな貧乏公使では到底勤まらぬ。然るに英國の國情に精通し、此難件達成の才幹あり、且つ資力の豊富と云ふ三拍子揃つた外交官は、伯を措いて發見せられる筈はない。此點は特に首相伊藤公の意嚮が、伯を英國に遣はすに動いたと信ず可き筋があつた(中田氏の語る所に依る)。日本の連戦連勝は、英國の感情を、支那から日本へと轉向させたけれども、夫れだけでは未だ消極的満足に過ぎぬ。數歩を進めて英國を物神兩面の味方に

引き入れる必要は、愈々切實に感ぜられるのであつた。

茲に至つて、伯の駐英公使就任は、正に榮轉以上のものである。國運の、輕からぬ一端を荷ふものであつた。我が外交の浮沈の重要な一面は、伯の雙肩に懸る。

朝野は、この非常時に際して、新任駐英公使の努力に、大きい期待を繫いだ。

而して、伯は其期待に副ふの確信と抱負とを以て起つた。明治二十七年十二月十八日夜、朝野の名士百六十餘名を帝國ホテルに招待して留別の宴を張つた席上、主人公の姿は、大任に臨まんとする人の迫らぬ態度に、如何にも氣強い頼もしさを見せた。大藏大臣渡邊國武子が招宴客を代表して、『加藤君は稀有の才幹に加へて、外務大藏の兩省に各局長の經驗をも持つて居られる。此人が、世界經濟の中心であり、且つ世界外交の焦點とも云ふ可き英國の公使に赴任されることは、單なる榮轉のみではなく、帝國今日の時局を背景とする意義深大なる出來事である云々』と述べたのは、必ずしも一片の世辭挨拶のみでは無かつた。

二十日夜八時半、黒山のやうな人に見送られて、伯は單身新橋驛を出發した。陸奥外相は態々廣島から上京して車窓に行を旺んにした（翌二十一日横濱出帆—加奈



陀經典。海陸旅程一箇月餘、明治二十八年一月二十三日、伯は霧深い倫敦に着いた。二年も住み慣れた人ならば、必ずや故郷のやうな親し味を感じる倫敦に、十年前の貧書生が、今や全權公使として乗り込んだ時の感想は、恐らくは錦衣訪郷の歡びに比す可きものがあつたらう。それから滿四箇年を英京に送つたのであるが、此四箇年こそは、伯が外交家として、寸暇なく活躍した時代で、その才幹と勇氣とが、心ゆく許り發現された業績の記録は、誌るせば即ち机上山を成すのである。

三十六歳を迎へた許りではあつたが、その公使としての貫録は、既に十分に備はつて居た。氣位は既に高かつた。勇氣は正に高潮に達せんとし、創意判断・信念の闘士として花將に開かんとする勢であつた。然も重剛にして迫らぬ姿に、輕はずみの危な氣は露ほども無かつた。大隈、西兩外相の訓令に對しても、俯に落ちぬ點があれば何うしても聽かない。所信の文縷々數千言を綴つて反省を促がす一方には、ソールスベリイ侯、キンバレー伯等の信任を得、就中、チェンバレーン氏とは、特に親交を重ね、茲に前人未拓の『日英協調』の礎を築いたのである。

伯の親英方針は、最初は元老連に冷たく取扱はれ、また外務大臣からも、なか／＼

容れられなかつた。然も、伯は外務大臣と論争して最後まで屈せず、遂に何時とはなしに我が外交の友邦を、英國の方に求めるやうに誘引したのである。日英同盟が未だ我が朝野の夢想にも上らなかつた明治三十年の交に、一人之を説いて兩國の間に協調の空気を創造した一事は、いろいろの意味に於て、伯の傳記中の極めて重要なページを綴るものでなければならぬ。

(三) 公使館の不體裁を改む

(伯の面目論と社交界に於ける活動)

伯が公使として乗り込んだ其公使館には、僅に伊集院國府寺の二書記官が在勤したのみで、正に人跡寥々の觀があつた。而して其家屋は到底人の温まる家ではなかつた。伯は直ちに、『少しく公使館らしい家屋に移るの急務』を外相に訴へ、再三再四、その主張を繰返して、漸く之を遂げたのである。

伯は、歐洲の社交界が、住宅の美醜や、其場所柄等、多く外觀の如何に依つて、人物の品位を輕重するの傾向あるを認め、一國の公使館は、國の體面上からも、サセックス街などに偏在して居てはならぬと考へた。況んや戰勝國日本が、外交界、社交界に活躍す可き絶好の機會を迎へ乍ら、斯んな不體裁な、御客を招くことの出来ないやうな公使館を持つて居るのは、恥であるばかりでなく、又損でもあると考へた。伯は譬へて言つた。

『倫敦に於ける交際社會及び外國使臣住所地と、サセックス街の我公使館所在地との關係は、恰度、東京に於ける永田町と、牛込市ヶ谷邊との關係である。市ヶ谷の片隅から永田町に通ふ不便は忍ぶことが出来ても、永田町の御客を市ヶ谷へ招くに不便である上に、家は舊く狭く、間取りが悪く、公使館中で最も見苦しい點は到底忍び得ない。昔なら兎に角、今日の帝國の體面上、契約期間満了を待たず、賠償金を拂つても移轉せねばならない云々』

外務省では日清講和、三國干涉で大騒ぎの所へ、陸奥外相は病氣と云ふのだから、倫敦の公使館移轉などには返事をして居られぬと云ふ應待振りであつた。併し伯は主張を擲たずに、幾回となく本省に要求し、十一月(明治二十八年)頃には、

『外國人の眼に映する日本の地位は、十八箇月前とは霄壤の相違で、その一舉一

動は、彼等の刮目凝視する所である。我外交體裁の面目を一新すべきは正に此秋である。況して我遣外使臣の地位を進めて歐米大國の使臣と列を同じうするの日を期待するに就いては、その準備の一端としても、公使館の社交上の要件を整備せねばならぬ。外觀の美として決して輕視す可からざること、閣下の夙に確知せらるゝ所、いま帝國の面目と大使昇格の一準備との爲に年額六七百磅を増加することは、毫も顧慮する場合は思はれない云々』

と述べて外相に迫つて居る。その要求理由中に、早くも、大使館昇格の希望を發表して居ることは、伯の氣位を思ひ合はせて興味あることである。朝野識者の多數が我國の世界的地位を自卑する傾向未だ舊の如く、『大使館』などは思ひも寄らぬ空想と考へられた時代に、伯は既に之を近きに望み、現に新館に移轉した時も『之ならば大使館になつても大丈夫である』と歡んだのである。また外相面會日には、列國大使の會談が濟んだ後に公使を引見する慣習の爲め、伯は度々長く待たされる事があつた。其都度、歸館して『これだけでも大使國にならねばならない』と、館員に語るのが常であつた。而して明治三十一年九月二十七日にグロベナーが

ーデンの四番地に移り、二年を費して漸く希望を達した。

さて伯は此移轉の交渉に於て頻りに社交を説いたが、事實に徴しても、伯は公使館の不利不便を忍んで、英國の諸方面の名士と廣く交際を積み、令夫人と夫人の令妹(現幣原男夫人)と共に、英京の社交界には立派な立場を築いた。別に之と云ふ私の趣味もなく、道樂もなく、直接の外交用件以外には、社交を公使の任務として精勵する有様であつた。伯の當時の日記は、英國知名の士との會食歡談の記録を以て充滿されて居る。その名が、長く英京の社交界に記憶された所以も、將又、日英の親交を編む最初の横絲を獻じた所以も、一つは此邊に存した。斯くて伊藤公、陸奥伯が、伯を駐英公使に選んだ目的は十分以上に果されたのである。

第二章 日清戦後外交の難局

(一) 英國を『清國より日本へ』

(倫敦に於ける伯の第一事業)

明治二十七年十一月頃から、列國が日清媾和に容喙する肚である事が感付かれた。越えて二十八年一月、或る國の公使は、『英國は日本の條件過酷なるに於ては、武力を以て干涉する決心で、現にフレマントル提督は其旨の訓令を受けて居る』と、忠義顔に通じた。又獨逸のカイゼルは、我が駐獨公使に向ひ、『英國は頻りに支那に媚びつゝある。是れ恰かも、露國が日本に好意を賣込まんとするのと同様の愚舉ではないか』と諷示した。この間、列強の干涉は明白に豫想されて來た。

之から海外使臣はいよゝゝ忙がしくなつた。況して英國の向背は、前記フレマントル提督の件、また更に露國と協同干涉を試みるとの情報、及びカイゼルの諷刺等があつて、如何にも清國の味方のやうに考へられたので、日本政府は最も之を氣遣かつた。随つて新任公使の苦勞は深且つ大を加へた。而して伯の第一の外交

戦の方向が、英國を『清國より日本へ』引き入れる事であつたのは言ふ迄もない。伯が二月四日、キンバレー外相と長時間話し合つた頃の印象では、英國政府は、(イ)

日本は未だ平和を望まない故に、清國全權を追ひ返したやうに考へ、(ロ)成る可く速かに和を講ずる方が、日本の利益であると忠告し度いやうな風も見えた。伯は、英國外相に對し、支那の國情と同國外交の歴史とを語り、『清國が眞に敗戦を悟り、和を乞ふの誠意を示さぬ限り、日本はウカと條件を提示することは出來ない。今度の使節も、日本の要求を採偵する公然のスパイのやうなもので、到底商議は出來ない性質のものであつた』と諄々物語つて、日本の立場の説明に努めた。

尙ほ、伯は、日本が最も知りたがつた英國の干涉の意思如何に就いて、之を(イ)外相の口吻、(ロ)政府の下院に於ける實力、(ハ)輿論の大勢から察して、『英國は干涉せぬ』と云ふ觀測を、詳細に論究報告し、政府の對媾和策の上に重要なる資料を供給した。二月六日附で書いた長文の報告寫しは、伯の恐らくは最初の事蹟と認められるものであらう。

さて三月下旬から下ノ關談判は開かれたが、兩國全權の間で極秘を約したことが、支那側から筒抜けに二三の列強に通せられ、更に各新聞の北京通信にも現はれる事があつた(二十年後の大正四年日支交渉と軌を一にする)。茲に於てか、日本も考へさせられた。時恰かも、伯が其後の對英外交は稀有の圓滑を示し、キンバレー外相の如き、個人として親身な忠言を試みる間柄となつて、自然兩者の間に祕密を好まず、伯は和議に就いても寧ろ萬事を英國に諮る位の積極策を希望して居たので、四月以來、條件を一切英國に内話することになつた。斯くて、伯は英政府當局と親密な接觸を保つと同時に、タイムズ紙以下の有力記者とも親交を積んで、相互利用の爲に努めた。英國の新聞が、殆んど申し合せたやうに、日本の要求條件を擁護したのは、伯の努力と無關係であるとは言へない。

況して伯が、日本の要求條件中、列強均等に商業上の利益を獲得するの一條を、日本の條件擁護の最良の材料として利用したことは圖に當つた。即ちセントラル・ニュース通信社長に意を含め、此祕密條項を北京通信の體裁で各新聞に配布させた所、各新聞とも大きく之を掲載した中に(四月八日、タイムズ紙は『日本の要求は

至當にして、特に商業上の讓與は彼我の福利を増進するものなれば、支那は當然之に應せざる可からず』と論じ、當日の株式市場は一齊に昇騰を演ずるに至つた。夫れ以來、日本の要求條件を貫徹させよと云ふ輿論に對しては、殆んど一紙の反噬をも見なかつたのである。

(二) 三國干涉と日英關係の好轉

(『互に相助くる場合も之ある可し』の別辭)

我が民族の歴史に於て、明治二十八年四月の三國干涉ほど、慘酷な忍従を強ひられた例は無い。血を以て得た收獲の大部分は奪取されんとする。然も、帝國の微力は三國の威壓に勝へない。唯一の途は、英、米、伊の三國に絶つて、再干涉の他力を願ふの外は無かつた。四月二十四日、この旨の急電に接した伯は、午前午後二回に互つて、キンバレー外相と長時間の會談を遂げ、種々の方面から英國の後援を懇請した。この會話中、臺灣島割讓に就いては、英國の閣議で反對説も出たが、結局は、戰勝國の爲に忍ぶのが至當であると云ふ事に一致した事情は判明したが、英國が、

獨佛露の三國を敵とする決心で來援する見込の無い事も判つた。この時、優勢なる三國の聯合艦隊は、早くも示威運動を開始して形勢甚だ迫り、我が朝野は鼎沸の騒ぎで、世論囂轟を極はめた。

茲に於てか、最後の決斷に資する爲め、四月二十六日、政府は伯に宛て、三國勸告書に對する我國の讓步腹案を送致し、英國政府の意向を聞くと同時に、『此場合、日本は何程迄英國の助力を待受け得るか』を探知することを訓電した。伯は英外相に對し、種々の援助形式及び方法に關する私案を申入れ(四月二十七日)、『東洋の新興國東洋の島帝國を、英國の將來の味方とする大局から、間接にも支援の途を講せられ度い』旨を訴へたのである。二十九日に、外相は伯を招いて、『日本國に向つては最も懇篤なる感情を懷くけれども、局外中立を利益と考へるから、残念乍ら援助が出来ない』と確答し、尙ほ、『露國の武力干涉の決心は單なる威嚇ではなく、眞の決心に出づる』確報を、内談するのであつた。陸奥外相は伯の此報告を待つて、三十日の御前會議に臨み、滿座肅殺の涙殿に、『屈讓』の一途は決められたのである。同日外相が伯に宛てた “Your telegram gave us a good guide in determining our action.”

の一文は簡なれども、涙を以て綴られ、涙を以て讀まれた事は想像に難くない。

斯くて三國干涉は、我が國民の總涙を絞らせて、遼東半島の還附を強要して了つたが、併し乍ら、此慘憺たる外交の裏面に於て、一脈の光明が倫敦に發達しつゝ、あつた事は見遁し得ない現象である。六月二十四日、ローズベリー内閣倒れて野に下るの當日、キンバレー外相が特に伯を引見して長時間會談した其一節は、此間の消息を傳ふる最も重要な記録として、伯の保存する所である。茲に一端を掲げて參考とする。

キンバレー外相——本日は貴公使と公務上の談話を爲す最終ならんか。本大臣は、日英兩國は頗る其利害を同じうするものなるを確信せり。今日以後、日本は必ず兵力を強め、殊に海上の力を加へんと勉むべき乎。幸に貴國と我國とは、其距離遠きを以て、互に嫉妬の念を挿むに及ばず、然も其利益甚だ相類似するを以て、是より以降、ますます其交際を親密に、常に厚き友誼を保つこと予の最も熱望する所なり。果して然らば、一朝事あるに當り互に相助くるの場○も○之○ある○べし。(眞情面に現はれて申述ぶ)

加藤公使——當内閣が帝國政府に對して友誼を表されたるは、政府の深く感謝する所に於て、之に就けても、閣下の日本に對する友情が、英國政府の方針を指導するに與かつて大に力ありたるは、毫も疑はず……其日英兩國の交際を、將來に於て益々親睦ならしむべしと

の貴説は、徹頭徹尾本官の同感を表示する所なるのみならず、帝國政府の最も熱望する所なる可し云々』

日英同盟は、後述の如き複雑なる外交關係の産物ではあるが、明治二十七年、先づ英國が眞先に我治外法權を放棄し、引續き日清戦後の諸事件に關して厚い友誼を交換してから、徐ろに發達して行つた真相の一面を觀ることが出來やう。

(三) 英露公債戰と伯の邁進

(親英の旗幟鮮明なる伯の主張)

清國公債の成否は、實に我が財政の成敗を左右した。清國公債——償金の財源——が出來なければ、日本の戦後財政は破綻に瀕せざるを得なかつた。蓋し、當時の我が歳出は一億七千萬圓、而して清國償金の殘額は一億一千八百萬圓に達して居たので、日本は、夫れが豫定通りに支拂はれることを神願する程の有様であつた。

然るに明治三十年秋、支那は、英露公債競争の眞中に挿まれて進退谷まり、結局資金の調達が見えず、見えたので、我が政府の心痛は一通りで無かつた。そこで、伯

は政府に對しては、『日本政府が積極的に清國政府を促がして外債計畫を急がしめる必要』を説く一方に、英國の金融業者に對しては、幾回となく會見して、募債引受の國家的利益を述べ、懸命に償金完済の爲に奔走したのである。

蓋し伯の心底には二つの大きい希望があつた。一は、早く償金殘額を受領し得るやう巨額の公債を成功させること、他の一は、之を英國の手に成立せしめて、日英協調の材料に供しやうとした事である。即ち我が對支政策の利益の上からも、此英露公債戰に對しては、露國の敵、英國の味方と云ふ決心で進んだものである。この意味に於て、伯の意見は、政府當局よりも一步を先んじ、隨つて倫敦の公使が、霞ヶ關の外相を促がすの奇觀を呈した。

明治三十一年一月十八日、伯は從來頻繁に私的交渉のあつたカメロン氏から、英清外債の交渉が極秘裡に開かれた真相と其條件とを聞いて、之を報告すると同時に、重ねて、『帝國政府が、此交渉を裏面から支援促進するの急務』を勸告した。併し、我が政府は、單に成行を觀る方針であつた。つまり、英であらうが露であらうが、清國公債に應じさへすれば宜い、餘計な世話をやいて、後で一方から怨まれるのは損

であると云ふ見解であつた。伯は之を、外交的にも公債的にも劣策であると極論したのである。我が政府は、伯の報告した英清公債條件に異議なく、又英國の方針に同情はするが、此際之を支援するのは好ましく無い旨を返答した。伯の之に對する態度と信念とは、次に掲げる自筆の回申書の寫しに、鮮明に描かれて居る（公文書の辭句は多少違ふかも知れないが、大體同様と信ずる）。

『前略……本使をして忌憚なく卑見を開陳せしめらるゝに於ては、本使は當御訓示に付き、隔靴搔痒の感を懐くの已むを得ざるものなる事を一言致度存候。何となれば御訓電の中、外債條件に付きては何等の異議なく、又外交方針に付きては同情を以て之を見らる等の御申聞けは、其儘に之を讀下する時は、恰も帝國政府は本件に關し直接の利害を感覺せられず、寧ろ對岸に在りて他人の仕事を傍觀し居らるゝものなるかの感を生ずる儀に有之候（中略）。

蓋し本使の思考する處を以てすれば、此際我邦第一の要義は、出來得べくば五月八日の期限迄に悉皆の償金を清國より受領し、將來數年に涉る漸次割拂法に伴ふ危険を避くるに有之事と存居候處、若し英國との談判不調に歸する時は、清

國は果して右の期限迄に千餘萬磅の外資を借入れ得べき乎、實に覺束なき義と存候（此間露の應募力なきを述ぶること數百言）。

將又數歩を譲り、假に露國の周旋を以て金員の調達出來得るとするも、其報酬として彼が清國より要求する處は、決して英國の提案なりと報道さるゝ條件の如く穩當なるものにはあらずして、更に重大にして、専ら自家の利益に供するものなるべきは殆んど疑を容れざるに似たり。故に御申聞けの如く、英の條件に付きては帝國政府に於て何等異議なく、且英の對清外交方針即ち清國境土の完全を害せざる事、並に通商上各國平等の權利を主張する事の方針に、同情を有せらるゝに於ては、假りに露國の周旋を以て外債の調達出來得るとするも、尙可成英をして其目的を達せしめらるゝ様、相當の手續を講せられん事、帝國の爲めに策の宜しきを得たるものなるべしと存候。尤も其實行の方法に至りては、緩急自ら時と場合とに應せざるを得ざる儀に可有之と存候（中略）。

當國人士が我邦に對して同情を有する事甚だ盛なるは前陳の如くなるに、萬一此上、帝國の意思行爲にして英國の方針に逆ふものあるか、若しくは又、直接其

利害に衝突せざる迄も、帝國は冷眼英の對清行爲を看過するものなることを發見する場合あらば、今日の同情は變じて失望となり、事態によりては又一變して不平惡感情の反動を起すべきは蓋し數の免れざる所に可有之、尤も帝國の對外方針にして毅然確立するものあらば、他國の失望若くは惡感情を懸念して之を枉ぐべからざるは言を俟たざる儀に有之候得共、前陳の事情は豫め打算し置かれんこと必要なるべくと存候間御參考の爲め當地に於ける目下の景況重ねて爰に申添候。

思ふに帝國政府が此際公然英政府と共同の運動を執られざるに付きては、或は此機會を利用し露國と何等かの協商を遂げらるべき御考案有之候乎。其他何れにしても必ず至當の理由ある事は本使の疑はざる所に有之候へ共、此等の事情承知不致候ては、御回電も所謂隔靴搔痒の感を免かれざる事は前陳の如くに有之候〔後略〕

(四) 英清公債の成立

(伯の主張遂に承認さる)

この機會を失はずに、ます／＼英國との友誼を深め、是非とも我國の眞の味方に引入れやうとする伯の主張は、前節の草案の外に、幾回となく政府に通せられて居る。併し、この事件に就いて、伯が直接に心を勞したことは、『支那の償金支拂は實に頼り無い。また彼の從來の政略では、今後何かに就けて支拂を回避する策を廻らすであらう。故に機を見て一舉に取り上げて了ふのが肝要である』と云ふ事であつた。即ち伯は、親英の大局方針の前に、先づ日本の緊切なる利益を見詰めるのであつた。

此點は、實は伯の前年からの持論で、既に一度、大隈外相に對しても縷々進言した事があつた。併し、其當時も政府は左程に之を顧みず、謂はゞ吞氣に構へて居たものである。然るに、實務的見識を持つ伯は、清國公債並びに其財政の前途に就いて常に悲觀論を唱へ、償金は、割引しても早く取るが宜いと主張して居た。恰かも、

英國に於ける募債談が開かれたので、是れぞ最善又最終の機會なりと認め、異常なる熱心を以て、斯くは再三、總勘定の意見を力説するに至つたのである。

果然、明治三十一年二月一日、支那は唐突に償金支拂の延期を要請して來た。我が政府は今更ら乍ら驚ろいた。閣議の數を重ねた後、償金總勘定の方針を定め、其旨を伯に急電して募債の成功に盡力せしむる事になつた。是れ二月十二日のこととて、取りも直さず伯の年來の主張を是認したのである。

併し乍ら、斯く清國公債の成立に依つて、償金殘額を一時に受領する方針を取り乍ら、我が政府は尙ほ、露國に氣兼して英國募債を援ける勇氣が出ない。二月中旬、伯に訓令して（イ）英國が支那に對して條件を緩和するか、或は（ロ）英國が露國と共同にて應募するの意思なきやを探らせやうとした。氣鋭の伯は、呆れて物が言へぬ、と許り憤慨した。英露共同とは何たる迂遠の構想であらう、將又、今に及んで露國を心配するとは何たる腑甲斐ない政府の優柔さであらう、と情なく感じたのである。即ち其訓令を反駁し、進んで英國公債を援ける一便法を建言した。左記西外相宛書簡の下書に、此間の伯の態度と主張とは躍動して居る。

『前略……思ふに閣下は未だ本使の報告を正確に理解されず、其上に英國の眞意をも未だ御了解相成らぬやに想像致され候。英國が今度の公債に力を入れる根本理由は、之に依て支那に政治上の勢力を築き、以て露國の勢力を防止するに在る事明白なる次第に有之、露國との共同應募の如きは其根本目的を覆すものに御座候。旁々如何なる國と雖も英國ほどの低利なる條件を提供すること絶對に不可能なる事情もあり、露國との共同の如きは當初より問題には相成らず候（中略）。

要するに御訓令の趣旨に對しては今更ら應策の餘地無之候。依つて本使は此際の最良策として、支那官吏に教へ……（中略）……或は總額割引……に依つて支那を誘導するの一策を建言致し度候。過日の會見の節、ソールスベリイ侯が、公債金は英國の大藏省より直接に支拂はる可きを、本使に明言せるは既報の通りに有之、斯くては……中間に於てスクキーズの餘地なく、支那が乘氣せぬ大なる理由は蓋し此點に存する事と御含みあつて可然と存じ候云々』
之より北京の我が公使は、露佛の反對運動に拘らず、暗に支那に勸めて英國公債

を成立させる爲に活潑に運動を開始する事になり、伯の主張は即ち不言裡に採用された。此間、伯は絶えず英国外務省及び香港上海銀行の間を往來談合し、カメロン氏に對しては支那政府との調印を急ぐやう熱説すると同時に、我が政府に對しては『公債不結果の場合には、四百萬磅を引受くるの保證を與ふる』の必要なる事を勸告した。二月二十六日、政府は『貴下の聰明なる裁量を信じて財務契約の全權を一任する』旨を急電した。茲に於てか、翌二十七日、伯は香港上海銀行支配人カメロン氏との間に、長時間協議の結果、日本の引受條件と清國償金の支拂方法とに就いて精密なる契約を遂げ、茲に償金の全財源を成す清國公債は英國に於て成立し日清戦争の最後の難題も、見事に其解決の基礎を築き得たのである。

(五) 償金完領の歡び

(朝野に懸れる不安の一掃)

遼東を還付した上は、幾何の代償を要求するか、當面の問題となつた。我が政府は、少なくとも一億兩以上の要償を當然と考へて居たのであるが、焉んぞ知らん、

三國干涉の魔の手は、日本の、此せめてもの慰藉料をも奪ひ去つた。

明治二十八年五月三十日、露佛獨の三公使は一團となつて陸奥外相を訪れ、遼東半島代償は餘り多からざるを日本の爲に得策なりと信する旨を強辯したが、其會談中、露國公使の如きは『此點に關しては、先頃獨逸公使閣下は、其金額を夢に見られたる事あり。夫れに依れば金額は一千萬兩より一千五百萬兩の間なりとのことなり』と語つて殆んど人を愚弄し、日本が七月十六日、代償要求額五千萬兩に遠慮一決したのに對し、九月十一日になつて、『代償は三千萬圓を超過す可からず』と命令して了つた。

斯んな事情で、支那から受取る金は、軍事賠償金二億兩と、遼東代償金三千万兩と、威海衛守備兵費(一箇年五十萬兩の割)とを合算したものになつた。然るに、支那は全部之を借金で拂ふ外なく、そこで前記三國は之を貸付け、再度の恩を賣つて利權を占める肚であつたから、事態は平坦には運ばず、支那は、一國に頼れば他國に怨まれる立場に陥つて進退に窮し、日本政府また決斷を缺いて事態混亂の後、漸く英國に於ける清國公債の成立を見たこと、前述の通りである。斯くて明治三十一年五月

七日に償金残額全部(威海衛守備兵費を合せて一千百萬磅餘は、英蘭銀行に於て受渡しを完了するに至つたのである。

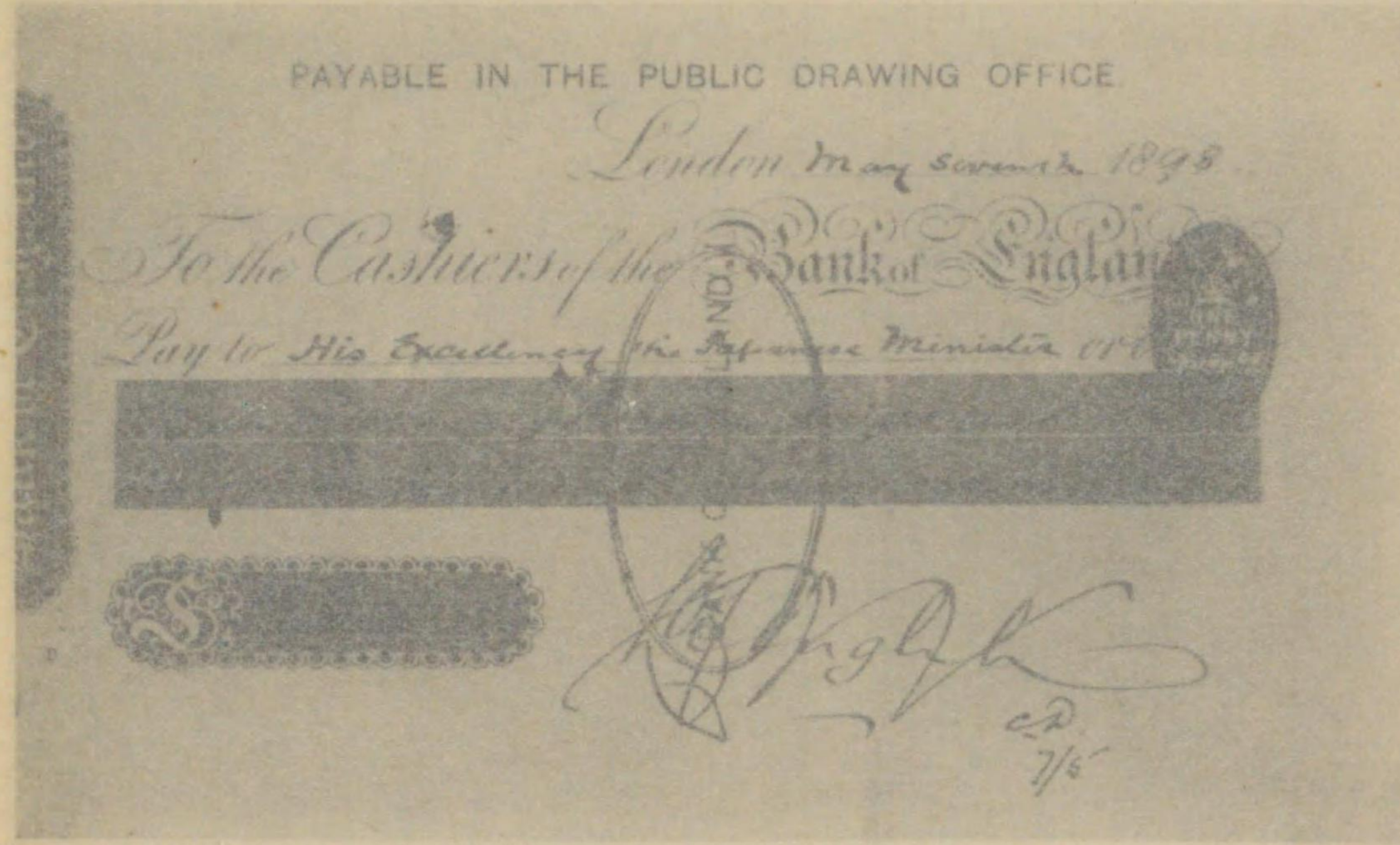
伯は千百萬磅を一枚の仕拂手形として受領した後、西外相に宛て詳細に報告書を手記したる末節に『尙又本使は最初より償金受取の任に當り終に今日の如き満足なる結果を以て其局を結ぶに至る迄、始終之に従事するを得たるは本使の光榮亦之に加ふるものなき義に有之云々』と附記して抑へ難い満足の情を表示して居る。而して政府が五月九日附で伯の異常なる盡力に深謝する旨を答ふるや、伯は其感謝狀に謝すると同時に、自らも長日月の苦心の跡を偲び、今や重荷を卸して自己の努力に満悦の情を禁じ得なかつたのである。西外相に宛てた五月十日發謝電の寫しは此消息を語る。

『清國償金首尾能く完済に至りたるは、主として本使斡旋の功に依るものなりとて、昨九日發貴電を以て鄭重なる御祝詞を辱ふし本使の光榮不過之候。激賞の辭に至りては敢て自ら當らずと雖も、聊か微力を盡したるの結果、帝國政府の御満足を得たるは、本使の最も欣幸とする處に有之、謹で茲に謝意申述候』

前記のやうに此交渉には非常な苦心を重ねたゞけに(外交的にも財務的にも)伯の歡びは深く、印象は長く腦裡に刻まれて消えなかつた。まして、約一億一千萬圓の巨額を一枚の手形としての取引は、流石の世界金融の中心地たる倫敦に於ても未曾有の出來事で、英國の新聞紙は何れも其手形の寫眞を掲げ、一枚で最も高價なるもの、物語として、當時倫敦兒の話題となつたものである。

滿一年餘りを経て、伯が歸朝した時、渡邊國武、山本達雄、豊川良平の諸氏を中心とする日本經濟會が、伯を芝公園三緣亭に招いた席上、伯の來賓としての挨拶は大部分はこの償金物語であり、その中で、支拂手形が英蘭銀行の記念物として保存されて居ると云ふ話は、滿場九十餘名の實業家に、心からなる拍手の嵐を送らしめたのである。その一節を茲に掲げる。

『前略』……私の在職中で最も愉快であり且つ名譽と考へて居るのは、清國償金を自分の手で完全に受領し得た事であつた。之に就いて、是非諸君に記憶して居て戴き度い話は、清國政府から英蘭銀行に振り出した一千一百万磅の手形の事である。僅か一枚の手形で此様な巨額な金が授受されたことは、流石の英

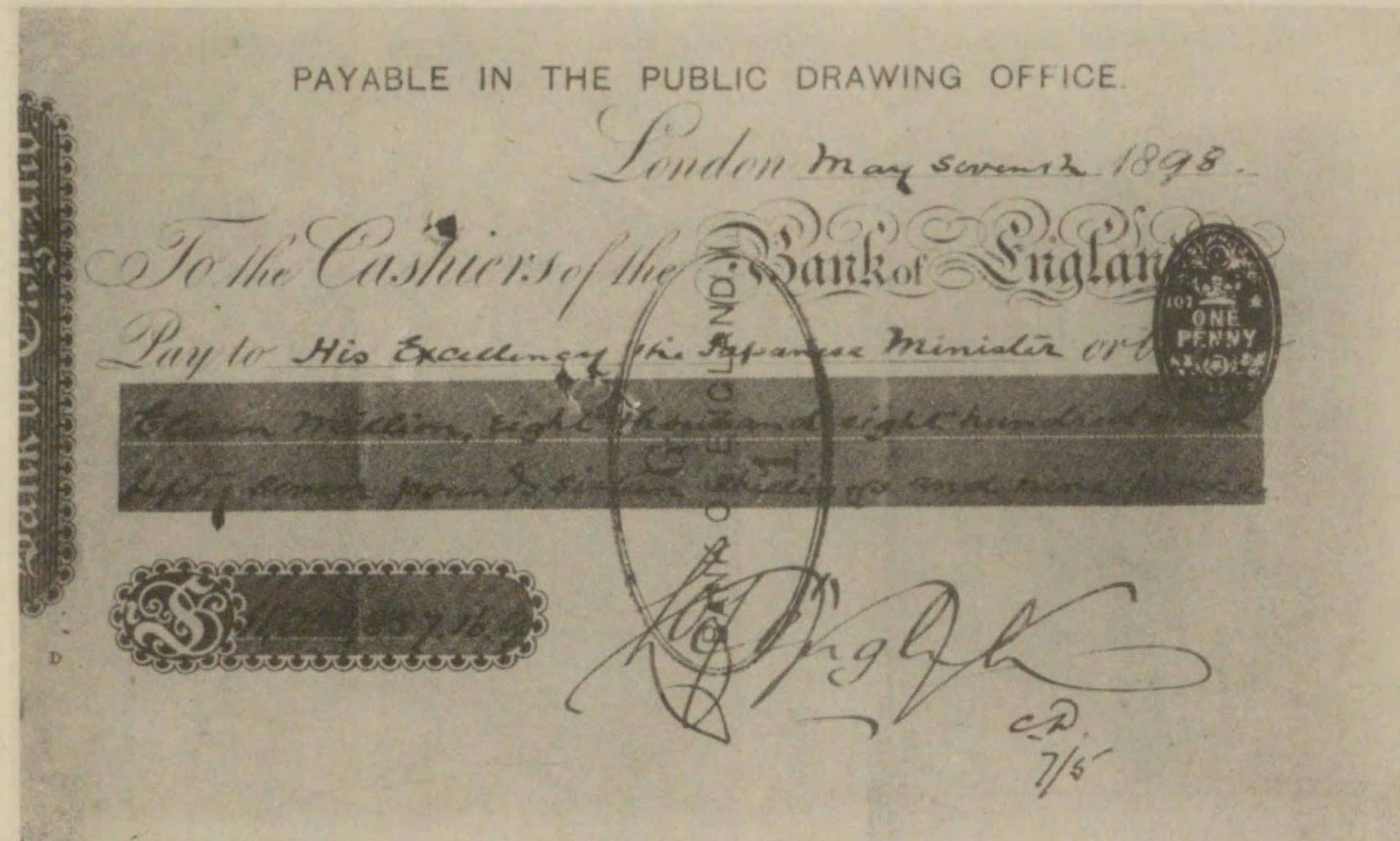


形手の磅萬百一千一
(面裏明説)

蘭銀行でも空前の記録であると云ふので、其手形は今も尙ほ額面に仕立てられて同行に保存されて居る云々』

第五編 駐英公使篇

二六四



形手の磅萬百一千一
(面裏明説)

蘭銀行でも空前の記録であると云ふので、其手形は今も尙ほ額面に仕立てられて同行に保存されて居る云々』

第五編 駐英公使篇

二六四

一八九八年五月七日、日本に對する清國償金最後の支拂、一千一百萬八千八百五十七磅十六志九片を、伯は駐英清國公使羅豐祿氏から唯一枚の手形で受領した。世界最高額面の手形として倫敦の社會を驚ろかし、英蘭銀行に額面に仕立て、飾られたのは、即ち之である。表面(上)には金額と羅公使の振出署名、裏面(下)には伯の受領署名が讀まれる。

第三章 極東の危機到る

(一) 支那分割の急勢と日本

(伯の面目の最高發現を見る)

高い見識と、強い性格とを以て彩られた伯の外交は、既に述べた幾多の事蹟の上に明かであるが、其最も著るしい發揚は、『極東事件』を中心とする日露談判、極東新政策の主張及び日英協同論の筆戦の上に、眩しい程に顯はれる。『斧鉞の罪、敢て辭する處に非ず』とは、伯が政府に對し、極東政策に關する独自の建言を試みた大論策の結尾を強めた信念の一句であつた。

極東事件を支那の事件であると輕視し、否な、或は輕視を裝ふた時の政府の緩慢に、公憤措く能はず、極東事件は支那分割の問題のみに非ずして、直ちに日本の存亡に關する焦眉の大問題であると喝破し、列強の外交を傍觀して居ないで、進んで、其渦中に突入するの急務なるを叫び、而して、其方策を提案すること幾回に及んだか

知れない。政府の容易に歸趨を決せざるや、遂に西外相(徳二郎男)を叱責する様な激越なる建言を爲して後、「斧鉞の罪、敢て辭する處に非ず」と言ひ切つた。

世界の外交史の中で、強國の侵略主義が其頂點に達したのは、一八九七年(明治三十年)からの二年間で、而して其活劇の舞臺は東洋、その目的物は支那であつた。世界強國の一と思はれて居た清國が、當時は極東の一小國と侮られて居た日本に撃破された一事は、列強をして、此老大國の意外に弱いことを微笑ませた。その上に、清國政府が、日本の媾和條件を緩和しやうとして列強に哀訴した事は、端なくも彼等に乗ずる機會を與へ、三國干渉を緒として、痛くも其領土慾を唆ることになつた。列強の眼は一齊に極東に注がれ、矢繼早に急事端を醸生し、日本などは、半ば震ひ上る程の風雲を捲き起した。その三年間、伯は倫敦から、冷やかに此形勢を觀測し、熱烈に之が對策を力説したのである。

列強の侵略的外交は、潮の寄せるやうな勢で、荒々しく此方面に集中して來た。三國干渉の報酬として、露國が北滿に鐵道敷設並びに其他の利權を獲得したのを手始めに、明治三十年末、獨逸は膠州灣を占領する、間もなく露國は旅順・大連を租借

する。仍つて英國は威海衛を根據として之に對抗するや、佛國も黙せず、廣州灣の租借を敢行する。佛國の廣州灣租借は又、英國の九龍租借地擴張に口實を與へ、延いて伊太利の三門灣租借要求となつた。斯く、一國の租借(多くは期限九十九年にして永久領有に異らず)は、他國の慾望を促がし、その満足は、更に他國に租借の口實を與へると云ふ風で、上海を除く支那の重要な港灣は、悉く擧げて歐洲各國の占有に歸した許りでなく、夫れに伴つて、鑛山探掘權や鐵道敷設權が讓渡されたから、支那は正に分割の運命に陥つたやうに見えた。即ち明治二十九年(一八九六年)から三十一年に互る間の世界外交は、實に支那を中心にして動いたもので、史家は之を「絶東事件」と呼ぶ。本書は、伯の文章から探つて之を「極東の危機」と名付ける。

(三) 獨逸の侵略に面して

(英國の朝野に奔走した伯)

宣教師二人の殺されたのを口實に、獨逸が膠州灣を占領したのは明治三十年十一月の出來事であつた。伯は倫敦から、之を「暴行」と評し、不満と不快とに堪へず、

専ら英國をして此種の『暴行』を中和させやうと努めたのであつた。三十年十二月三日、ソールスベリイ侯との會見でも、次のやうな意見を述べて英國の反省を促がして居る。

『獨逸がコーリングステーションを獲得するのは、夫れ自體に於て英國の利益を害せず(註、當時は斯く宣傳された)と云ふ貴見は御尤であるが、其獲得の方法は、實際上の慣例を破る暴行である。即ち占領そのもの、直接の効果は敢て言ふに足りないとしても、其手段の延いて及ばす可き結果に至つては、甚だ容易ならざるものがある。日本は此點を深憂するのである。元來清國は(中略)文明社會に於ける國家の形體を備へぬ弱味があるから、今後とも、同様の暴行事件を禁制することは不可能であらう。随つて、其都度土地を略取せらるゝに於ては、結局俗に所謂擱み取りメクランブルの慘狀を呈せぬとも限らない……』

伯の右の『擱み取り』の豫言は適中し、二週間後には露國の旅順占有となり、引續き『暴行』相繼ぐに至つたのであるが、さてソ侯の態度は寧ろ冷靜で、本件の眼目は寧ろ海軍擴張に在るとの觀測を語つた。ソ侯は當時議會に提出中の獨逸の海軍

擴張案、即ちテイルピッツ艦隊法案を指摘し、『此事件も、要するに海外多端の一例として海軍の必要を國民に訴へる一手段』であると云ひ、膠州灣よりも却つて伯林の議會を凝視して居たのは興味ある史實である。斯くの如く、英國も熱が無く、日本も黙止して居る間に(外務省内の若手は何れも抗議論を主張したが閣議に出すと擲されて了つた)露國艦隊は、突如、冬籠りと稱して旅順口に碇を卸した。十二月十七日の出來事である。

伯は、前記の如く、夙に此事ある可きを痛憂して居た。されば此報を手にするると同時に、西外相に宛て、『露國の眞意は決して一時的の使用とは思はれない。一朝同地に足を踏み入れた以上、他の強制に依るの外、斷じて同處を立退かぬであらう』と述べ、露國の聲明の當てにならぬ事情を説いて、即刻嚴重なる抗議を提出する必要を勸告したものである。

然るに我が政府は、露國からの通牒、即ち獨逸の膠州灣無期限占領に對し、露は一時的碇泊の必要を感じて之を實行したが、貴政府は此目的を信じて貫ひ度い、と云ふ通告に對し、『一時の事なるに十分の信用を置き閣下の御通知を聞置くこと、

せり』と答へた。伯は此回答を、露國に對しては無効の遠慮と認め、彼の不條理を追窮しなかつたことを遺憾として、外相に次のやうな反省を促がした。

『露國の宣言は其意義甚不明瞭にして且條理を缺く。何となれば第一、獨逸が膠州灣を占領するも何故露國は旅順口に其艦隊を進めざるを得ざるか其理由明かならず。第二、獨逸は無期限に膠州灣に留まるならんと云ひつゝ、之に對する露國艦隊の旅順口碇繋は一時的のものなりと宣言するは二者互に矛盾せり。第三、日露兩國の親密なる關係は帝國政府をして、露國が此際山東省附近に於て碇繋場を求むる事の目的を信認せしむるに足るならんと云ふも、其所謂目的なるものに至つては明言する處なし。此の如く露國の宣言は其意義甚曖昧にして且不條理なるに、帝國政府は之に對して、抗議は勿論、質問をも試みられず、單に彼れの言を信認して其通知の趣を了承せられたるは何故なりや』
斯く政府の緩慢に對し不滿の情を訴へる一方、ソールスベリイ侯に屢々面會して、英國の傍觀は彼等の侵略と利權獨占とを消極的に獎勵する結果となる旨を論じ、切に合理的干渉を望むと同時に、新聞界の知人にも此旨を鼓吹したのである。

伯と深く接觸して居たスタンダード紙が、十二月二十二日の社説に『我が外務省並びに海陸軍省は、清國分割を單に奇觀なりとして見物する爲に存立するものではない。是等の事件に就いては、我がソールスベリイ侯も、ムラビエフ伯やビューロー公に對して、徒らに其籌を輸す可しとは想像する事は出来ない云々』と論じたのは、正に伯の言を代言した觀がある。併し乍ら、ソールスベリイ侯は、たゞ『注視的態度』^{フルネズ}を取ると宣明したのみで、恰かも大戰初期に於けるアスキス首相の待機^{ワイト}觀望の方針^{ワイト}(Wait and see)に類する態度を執るのみであつた。

伯は、之には可成り失望した。然も尙ほ決して其希望を捨てなかつた。即ち機會ある毎に英政府の奮發を慫慂する一面では、タイムス紙・スタンダード紙以下の有力記者と交はつて、將來は日英が協同して露國その他の極東侵略に對抗せねばならぬ旨を鼓吹する事を忘れなかつた。

(三) 露國の赤裸々なる野心表現

(その眼中日本無き態度と伯の公憤)

朝鮮は、我が國防の不可侵の第一線、之が第三國の掌中に歸すれば、日本の地位、忽ち累卵の危地に陥る。日清戦争も全く之が爲に戦はれたが、此戦争に依つて漸く清國の勢力を朝鮮から驅逐し得たと歡ぶ間もなく、今度は、清國の空席に、數倍物騒なる主人公が坐つて了つた。申す迄もなく露國である。日清戦後、日本の外交が行届かなかつた爲め、例の閔后不慮事件が起り、鮮民は日本の野心を疑ひ、鮮帝は露國公使館に寄寓するの變形を生じ、日本は容易ならぬ立場に陥つて了つた。そこで、鮮帝の還幸を促がし、旁々日露協調して韓國問題を處置するの外なきに至り、明治二十九年六月『山縣・ロバノフ協定』が出来た。即ち朝鮮に於ては、日露對等の立場を約し、重要問題は、萬事兩國の協議に依つて處理することが議定された。

然るに露國は、三國干涉に依つて日本に一撃を加へると同時に、右の協約を無視し、露國の軍事教官數名と財務顧問一名とを朝鮮政府に派遣し、日本から度々抗議しても馬耳東風で澄まして居た。而して三十一年三月十七日になつて、突然、日露朝鮮協定を提議し、(イ)朝鮮内政に關して日露兩國は不干涉を約すること、(ロ)露國は萬障を排して旅順・大連を租借すると云ふ二點を申入れて來た。蓋し得手勝手甚だしいものであつたが、我が政府には之を責めるだけの氣力が無かつた。而して三月十九日、次のやうな返答をした。

『帝國政府は露國政府の提議に係る自制的協商(韓國の自主獨立確認及び内政不干涉)を締結するの意なきに非ず(中略)……と雖も、韓國に於て外國の勸告及幫助を要するの場合も起るべく、而して其場合に於ける勸告及幫助は其境土接近の點並に現在の利害關係に顧み、日本國に於て之を負擔するを至當と思惟す。因つて若し露國政府に於て、右の意見に贊同せらるゝときは、帝國政府は滿洲及共沿岸を以て利害關係の範圍外にあるものと認むべし』
是れ、有名なる『滿韓交換主義』と稱せられたもので、伊藤内閣の對露外交方針の眞髓と目せられた所である(註一、韓國は併合以前の朝鮮の國號)。

伯は、この『滿韓交換主義』に對して、最も熱烈に反對した。露國に滿洲を與へ、其代り日本は朝鮮を得る(勢力範圍として)と云ふ方針は、實に山縣公以下の元老が、對露平和策の金科玉條として主張し、伊藤首相も之に従ひ、西外相、小村次官、林公使等

も、兎に角之を奉じたものである。然るに伯は獨り、怒氣を含んでまで反對した。三月二十三日、外相に送つた書簡の大意は次の通りである。

『露國に提示された我が政府の覺書を見れば、第一に其動機に於て矛盾がある。露國に對しては、滿洲に於ける行動の絶對自由を許し乍ら、朝鮮に於て、日本は假令、勸告及幫助の權を得るとしても、殆んど露國と對等に近き立場を得るに過ぎないのは、辻褄の合はぬ話では無いか。若し夫れ朝鮮内政不干渉の約束に至つては、我輩を以て見れば、單に一抹の幻想に過ぎざるを覺える。既に露國が、朝鮮から同時に撤退すると云ふ動機から察しても、日本は朝鮮に於て完全なる自由を得ること決して困難では無かつたらう。又斯く主張すべきが當然でなければならぬ。凡そ清國並に朝鮮の事に就て露國と交渉する場合には、我が要求は常に過大なる方、將來の爲に利益である云々』

而して露國は四月二日になつて對案を提出して來たが、之を見ると、日本の弱腰を見すかして、傲慢極まるものであつた。蓋し露國は最初、日本が旅順口租借に抗議するものと豫期し、之を避ける爲に日本の注意を韓國に轉針させやうと考へ、斯くはムラビエフ外相の提言を試みたのである。然るに日本が、苦も無く滿韓交換と下手に出たので、日本依然として弱しと見縊り、滿韓交換は愚か、滿韓兩得の狼牙を現はして來たのである。

伯は夙に露國外交の恫喝政略と、その野心とを見極はめ、下から出れば必ず付け上つて來るのを知つて、前記のやうに『我が要求は常に過大なるを利益とする』旨を主張したのである。故に、露國の對案を知るや、長文の電信を外相に送り、烈々たる文章を以て『峻拒』の必要を力説して已まない。その文中、明白に『對露硬』と『日英協同』の提言があつて、伯の獨特の外交主張を表徴して居るから、節を改めて紹介することにしよう。

(四) 伯の『對露硬』外交力説

(早くも日露一戰を覺悟す)

露國の對案は、四月五日、伯に電照された。伯は、恐らくは、居たゝまらぬ程の怒と憂とを共感したに相違ない。敢て政府から意見を徴された譯でも無いのに、即刻、

長文の電信を外相に送つて激勵惟れ努めて居る。

伯は第一に、露國案を無用にして、且つ將來葛藤の原因を藏するものと批評し、露國が旅順口築城權を獲得する以上、日本は「完全に露國を韓國から撤退せしめ、獨立保證以外の一切の自由行動權を獲得する立派な理由がある。若し露國が之を拒むなら、日本は行動の自由を保留し、韓國内に於ける我が利益保護上の必要手段を執る」が宜いと述べた。是れ、朝鮮に於て、戦争の起ることを覺悟して、兵備を増すことを意味したもので、伯の胸中には、この時既に「日露戦争」が描かれて居たのである。伯は即ち進んで云ふ。

『思ふに、露國は、其滿洲經營の歩少しく堅まる上は、再び朝鮮に活動を開始すること必然疑ふ可からず。されば、今にして露國の野心を拒否するに非ざれば、鬭争は吾に一層不利益なる狀況の下に必ずや到來せん。然るに、我が精氣ある態度、或は少なくとも斷乎たる決意の表明は、却つて露國の野心を防止することを得ずとは云ふ可からず云々』

而して強硬なる態度を執るの必要を反覆力説した。最後に、日本が、單に朝鮮獨

立で満足する消極一點張りの方針を執るとしても、尙ほ此場合には「露國の侵略を防止する一大勢力を得る爲に、該協約中に英國を誘ひ入れては如何」と提案した。要するに第一は對露強硬の外交、出來なければ英國を加へて露國の野心を緩和するの二案を、勸説して已まなかつたのである。

『紙上の協商よりは實效を收むるに注意せよ』。是れ、伯の對露外交の要諦として結論した所である。故に、政府の提案を評して『その性質極端に謙讓的にして、我利益を保護増進するの效力乏しかる可きのみならず、却つて露國をして吾を輕侮し、我が要求を拒絶せしむる所以とはならざるかを懸念す』と言つた。不幸にして其想像は適中し、露國の傍若無人の對案を見るに至つた。然も、伯の前記の勸告は、素より政府の容るゝ所とならない。正反對に、政府は全然露國に屈讓し、單に第三條に於て、商工業の上に日本の發展を妨碍せぬと云ふ、蟲の息のやうな一項を添へたゞけで、協約を結ぶことに内定した(四月八日)。

之を聞いた伯は、何たる腑甲斐ない、また何たる露國を識らぬ拙外交であらうかと嘆き且つ憤つた。之より先き、自己の極東政策(次章記載)が、政府と全然相反する

を不快として、歸朝を決心した程の伯であるから、この政府の措置を憤つたのは無理もない所であらう。伯は、直ちに一書を外相に送つて、『今回の御答案なるものは果して帝國の地位を鞏固にするに足るものなりや。又果して帝國の利益を保持するに足るものなりや』と反駁し、日本が『一方に於て滿洲に付き完全に譲り、他方朝鮮に於て依然露國と對等に甘んぜらるゝは何故なりや』と質し、『彼の一拒絶に遇ふて忽ち我が要求を放棄し、遂に一つも對等以上の利益を得ざるは、何等かの深謀に基くにや、本使の了解し得ざる所なり』と述べた。而して更に語を繼いで、

『今や英、露、獨、佛各既に清國より希望通りの讓與を得、絶東事件も一段落を告げたるの有様なるに付きては、帝國政府は、東洋無比の勢力を有しながら、此際黙して止まるべき乎。夫れとも、本使の養痾歸朝を諭止する爲め發せられたる電信中に申聞けの如く、來る五月、償金領收の上は、一大雄飛の積極的方針を執らるゝ御胸算にても有之候哉。委細の事情心得の爲め御開示を仰ぎ度く云々』

と結論した。痛い皮肉である。併し、政府の方針は、滿韓交換、夫れがいけなければ、滿洲を無償で露に委ねると云ふ、忍從主義に決まつて居たのである。故に伯の倫敦

からの獅子吼は、東京では更に響を返さなかつた。

この間、露國は清國を壓迫して、旅順大連の租借を強制し、三月二十九日、之を日本に通知して承認の返答を要請するなど、全く吾を輕侮し切つて了つた。伯はますます不快の念を強めた。六月中旬、西外相は伯に告げて、是等の問題は自己の國力を顧みた上で決すべく、また形勢も全局から見ることがあつたので、伯の意見を一一採用出來なかつたと説明した。併し、素より、こんな一片の辯解で其信條を寸毫でも翻へす伯ではなかつた。斯かる政府の下では、公使は御免蒙ると云ふ決心が、いよいよ堅くなつて行く許りであつた。

第四章 日英同盟發芽の秘録

(一) 同盟の源に伯在り

(一人叫びつゝ其土を耕やす)

二十年の久しい間、帝國外交の樞軸を成した日英同盟の效果——それが、我が極東危機の間に芽ぐまれ、日露戦争の遂行に與かり、世界大戦への参加を導いた歴史に就いては、茲に諄々しく説く必要はない。たゞ、識者は、これ程に兩國の防衛と發展と親交とに資した史上無類の結合の絲が、脆くもワシントン會議の一席に解け去り、然も死亡廣告も葬式も見ず、實に淋しく果敢ない終焉を告げたことを悲しむのみである。

果敢ない終焉は告げられども、夫れが兩國に獻じた價値は、死活的に偉大であつた。これが無かつたなら、英國は獨逸と何うして競争し、何うして世界大戦を戦つたであらうかを疑ひ得ると同様に、日本も、何うして日露戦争を有利に戦ひ、次で

世界の外交舞臺に一流の席を占め得たかを疑つて差支へなからう。是れ程の結合は何うして出來たか。決して一時の形勢の所産では無い。明治三十五年二月十一日の調印ではあるが、その土を耕やし、肥陽を恵み、種子を蒐めるに就いては、伯は、實に、第一殊勳者の名を恣まゝにす可きである。單なる活動では無い。政府の冷熱を憤りつゝ、文字通りの孤軍奮闘を續けたものであつた。

伯と日英同盟とが因縁の深いことは、世上一般に認められる所、而して夫れは、主として伯が駐英大使として、グレイ外相との間に、同盟條約を改訂した事蹟を指すもの、やうである。併し乍ら、一層深い關係は、實は、其發芽又は培養の時代に在つた。即ち同盟未だ成らざるの日に在つた。一方に於ては、井上元老の言の如く「日英同盟論を以て外務省を壓迫し」他方に於ては、英國政府當局と「何時にても開談の出來る迄に關係を進め」たこと、伯自らの報告に明記する通りである。素より言質を與へるやうな不謹慎は犯さなかつたが、紙一枚、その裏には、同盟又は協商の申込が書いてある程度まで、話を進めて居た事を見遁してはならない。

故に、三十一年三月の辭意表明の第一の理由に、日本政府が英國に冷淡である事

は、自分の今日迄の方針並びに盡力と水火相容れない、謂はゞ自分は英國に對して『背信』の罪を犯すことになると言つて居るのでも判る。また自分の駐英は『帝國政府の方針政策に相反する』との趣旨を述べたのも、其消息の一面であつた。その三・四月の交、ソールスベリイ侯の内閣が、日英の提携を眞面目に内議したのは、伯の活動と淺からぬ因縁があるのに、我が政府が動かなかつた爲め中絶したことは、伯の公憤を爆發させる原因となつたのである。

素より此様な重大なる國際關係は、大部分は時勢の産物である。日英兩國の利害が緊密に一致して來た國際政情の産兒である。一八九八年の極東事件と、次で起つた北清事變（一九〇〇年の義和團事件）とは其遠因、而して露國の滿洲經營と西藏威嚇とは其近因となつた。露國の滿洲經營は、日本の存亡に關する大問題であつたと同時に、英國の東洋に於ける利益も脅かされた。併し乍ら、世界の霸王と東洋の二等國では、對等の同盟を結ぶのに不便があつた。一方の誇と、他方の遠慮とが、二重の溝を形成する状態であつた。然るに威海衛の讓渡は、兩國の感情を雨の如く濕ほした。後、北清事變に於ける我が陸軍の戰鬥價値と、近く二十萬噸に達する海

軍力の激増とは、著るしく英國の同盟希望を具象化した。其所へ、前記露國の行動は、ますます日英の利害を痛切に一致させる一方、英國は佛獨兩國に對しても國交の圓滑を缺く傾向となつて、いよいよ日本を顧みるやうになつた。

日本に於ては、井上、伊藤の兩元老が尙ほ露國との協調を欲すると同時に、英國との同盟は、謂はゞ釣合はぬ不縁の損害を恐れて容易に賛成しなかつた。然るに小村外相が英才デニソン氏をして井上侯を説かした一策が效を奏し、井上侯も積極的反對を見合せることになつて、漸く御前會議が一致した。但だ、此兩元老は、最後まで廟議と矛盾する日露協調の運動を、個人的に強行して國際的誤解の種子を蒔いたが、帝國の方針は、英と結んで露に備へる事に一致したのである。時しも、駐英獨逸參事官エカードシュタイン男が、一個人として、林公使とランスダウン外相との間を斡旋したのが開談の緒となり（獨逸は露國の力を極東に消費させる爲に日英提携を望んで居た）、話は見事に纏まつたのである。

斯のやうに、日英同盟は幾多の原因を集めて成立したのであるが、その最も遠い、然も、有力なる一因を尋ねれば、其所に伯の不退轉の努力を發見する。本章は、之を

外交の記録の上に明證して、隠れたる大事業の真相を究めやうとするのである。

(二) 伯の日英協商の建言原文

(試みに商議を開く可き理由の熱論)

伯が夙に日英提携を主張し、英を味方として露に當るの必要を説いたことは、前章の隨所に現はれて居るが、茲に纏つた意見の一節を紹介する。之は次章『極東論策』中の第三項であるが便宜上、本章に摘録するもので、隨つて文中に前文と脈絡を持つ個所もあり、且つ結論も幾分は後論中に保留されては居るが、尙ほ能く伯の對英意見を知らることが出来る。

第三 英國との協商(明治三十一年三月二十六日記)

帝國政府は既に孤立の不利なる事を認めらる。是れ卑見に於ても固より同じき處なるが、唯今日帝國が孤立の地位に在るものは何が爲めに有之候哉。目下の形勢は三國干涉の當時とは大に其趣を異にし居る義にして、英露兩國は共に帝國の款心を得、場合によらば提携事に當らんと欲するものなり。然るに尙帝國が孤立する所以、若くは孤立せりと認めらる、所以は、其責却つて己れに在り。即ち帝國政府が自ら好んで執られたる、所謂公平不偏なる方針の必然なる結果には無之候哉。

候哉。

右の疑問に對する答は恐らく必ず是^{アツクアイマチーブ}是定的なるべし。然らば更に一步を進め、英露孰れと提携の途を講せられん事、帝國の爲め最も然るべき乎。若し本使をして此問に答へしめらる、ならば、本使は寧ろ英と提携せられん事、國家の長計なるべしと斷言致度候。蓋し露の目的は帝國の利益に反對する事前陳の如くなるに反し、英の政策は帝國の目的と相悖らざる事、殆ど論を俟たざればなり。若し日英の連合成らん乎、他の列強は決して今日の如く跳梁を極むる事なかるべく、而して清國も亦今日の如く無下に列國の要求に應ずる事なからん。若し夫れ必要已むを得ざるに迫らば兩國の聯合力を以て東洋海面を掃蕩し、進んで大陸の霸權を制せん事も敢て爲し難きにあらず。況んや大連旅順の如きは固より露の掌中に落つる事なかるべし。唯奈何んせん當局の主人公たるべき帝國自ら何等積極的の運動を執られず、其向背判明せず、是れ英政府が斷然たる決意をなす能はざりし一原因なるべしと存候。

蓋し帝國に於て、露の南下を以て、帝國の利益に害あるものと認められなば、自ら

進んで英を勸導し、提携事に當るの協議を開かるべき事、帝國の地位に於て寧ろ當然の事なるべく、過日チェンバレーン氏と談話の節、氏が帝國より第一の申込あらん事を希望したるは即ち至當の順序なりと認むるの外無之ものにして、其理由は第一項に述べたる處を以て明瞭なる義と存候（編者註の二）。

加之ならず、目下の時期は、最も協商を開くに好都合なるものに有之、何となれば、當國人心は、露の跋扈に對して激昂する事甚しく、チェンバレーン氏を初め、タイムス生筆、其他當局の状態に明なる本使の知人は、皆異口同音に、英國人心の激昂せる事、今日の如く盛なるは、クライミヤ戦争以來曾て見ざりし處にして、今より二年前、トランスバール事件に際し、獨帝の舉動に對して、當國人民憤激し、遂に政府をして飛遊艦隊を編成せしむるに至りたる當時の如きは、尙今日に劣る數等なりと申居候。故に當局者は如何に平和を好むも、全然此激昂せる人心に反抗する能はざるは明なる事なるを以て、若し帝國政府が孤立の位置を捨て、英と提携せん事を企圖せらるゝに於ては、之れより一層の好時期を見出さるゝ事能はざるべきは、本使の信じて更に疑はざる處に有之候。

之に反して帝國政府に於て此機會を失せられん乎、英は多分威海衛占領位の舉に出で、以て鬱積せる舉國不平の氣を外邊に漏らさしむべく、此時に至らば、假令人民は十分の満足を表せざるべきも、尙幾分か英に得る處あるを以て、結局俗に所謂泣寝入りに歸せん。故に若し帝國政府に於て、英と協商の意あらば、此瞬間を失せらるべからず。又協商の結果互に満足すべき共同の解釋法を見出さざる事あるも、事に害あるなく、若し之を以て害ありとせば、英に限らず露國に向つても、協商を開かるゝ事は、不利益なりとの結論を生ずべし（中略）。況んや協商の問題は必ずしも戦争の一事に止まらず、平和の範圍内に於て議すべき事も少なからざるべきをや。例せば次項に述ぶる事件の如き（編者註の二）亦其一たるを失はざりし義に有之候（後略）。

（編者註の二） 第一項云々とあるのは、次章極東論策に於て『此の如く帝國の地理上に於ける位置と、歴史上に於ける關係とは、帝國をして刻下の事態を傍觀せしむる能はず、又其成行に支配さるゝ事を許さず……要は帝國自ら此形勢を支配する事を勉むるに有之云々』と言へるを指す。

（編者註の二） 次項に述ぶる云々は即ち威海衛處分を指すもので、伯は、威海衛を、英國に領

有せしむるに就き、一の恩義を英國に感ぜしめ、之を基調として東洋に於ける利益の分配若しくは擁護に關し、兩國協商の道を開く可しと説いて居る。之は後節に詳述する。

(三) 孤立無援の同盟論者

(伯の見識と自尊心と勇氣の一面)

露國の極東霸制の野心が、赤裸々になつて後にこそ、即ち明治三十三年以後になつてこそ、山縣公以下の元老(井上侯を除く)も、漸く日英同盟論に賛成し、三十四年八月五日の元老會議は、明かに此方針を確立するに至つた。併し、夫れ以前には、英と結んで露に當るなどは、身の程を知らぬ書生論扱ひにされたものである。

それ所では無い。明治三十四年秋、同盟の非公式商議中にさへ、伊藤公は露都に於て日露協商案を議した程、無理にも露國と協調せんとする思想は根強かつた。公は外務當局には秘しながら、井上侯との間に日露協商の打合せを續けたものである。そんな風で、明治三十一年春頃は、元老は全部、露國との平和的協商と云ふ出來ない相談に没頭し、英國との提携の如きは、全く顧みる餘裕もなく、また勇氣も無

かつたのである。政府また同斷であつた。

獨り伯のみが、早くから之を倫敦に叫んだ。同盟が締結されたとき『日英同盟は四年後れた』と評したさうであるが、如何にも、伯は斯く評する資格を持つ唯だ一人の外交家であつた。西外相も、又、當時の外務次官で後年同盟を締結した時の外相であつた小村侯も、日英同盟は、理論は別として、實際問題としては尙早に過ぎると認めて、伯の提言に反對した。また同盟締結の直接の功勞者林董伯さへも、同盟を實現至難と信じて居たのである。左に林伯のシークレットメモアールの一節を讀めば、この間の事情は明白に判る。

『一八九九年、余(林伯)はセント・ピーターズブルグの任地より歸京して靈南坂の邸に伊藤侯を訪へり。恰かも井上伯座に在りて余に向ひ公使として倫敦に赴任し度き意あるや否やを問はれたるを以て、余は之を熱望する旨を答へたり。井上伯は進んで、加藤君は英國との同盟を緊急要なりとして、絶えず外務省を壓迫する有様なれども、貴下の意見果して如何と問はれたり。

依つて余は此同盟を最も適切、且つ重要なりと思考する旨を答へたる後、更に注意を加へ、凡そ同盟なるものは孰れにしても雙務的性質のものにして、當事者雙方が互に利益を交換

提供するものなり、故に若しも日本が同盟者として、十分の利益を寄與する事能はずとすれば、英國は寧ろ、日本よりも多くの利益を提供し得べき露國と協約するを優れりとす可し、されば事態は英露同盟とまでは發展せざる可しとするも、少なくとも日英同盟の觀念は容易に封殺さるゝものと見て可なるべしと附言したり。余は更に自己の露國に在りし經驗に徴し、英國は露國の或る一部には極めて親密の關係あるが故に日英同盟の成立は甚だ至難ならんと述べたり……」(原文英語、編者譯)

是に由つて觀れば、林伯も日英同盟を悲觀して居たことは争ふを得ない。而して其一言が、既に反英的、親露的であつた此兩元老に、有力な聲援を與へたことは想像に難くない。林公使は同盟の趣旨には贊成であつたが、其實現を不可能と認め、三十一年一月初旬には、『滿韓交換』の方が實際的に利益である旨を政府に建言し、一方に在佛栗野公使も、日英同盟は初めから問題にならぬと觀測して居た(政府への建言に於て)。斯くて同盟論は外務當局の殆んど擧げて實行不能、或は少なくとも時機尙早と認めた所であるから、伯は文字通り孤立無援、その肺肝を布いて熱説した主張も、要するに『例の加藤の強がり』位にしか取扱はれなかつた。

いづれにしても、倫敦の伯は、孤城、日は暮れんとするの悲痛なる境遇にあつた。

然も尙ほ、道遠からん同盟の彼方を凝視して進み、遂に一縷の光明を信じ、飽く迄もこれを妨げる頑迷の扉を押し開かうと努めた。素より、元老其他の反對論は略ぼ承知して居たには相違なからうが、之を知つて意に介しない許りか、進んで『老人共に何で外交の機微が判るか』と云つたやうな啓蒙的意氣と、半ば反抗的精神とを以て政府に建策し、また次に叱責したのである。

更に注意す可きことは、伯の同盟論が、其觀測や主義主張の問題を別として、一面確かに其自尊心の産物であつた一事である。今でこそ、世界の大国、極東の覇者とも言ふが、三十年前の日本は、渺たる東洋の二等國、然るに英國は天下公認の一等國、そこで、日本から同盟の交渉を持出すだけの勇氣が既に怪しかつた。いづれも、英國の尊大を憚つて、言ひ度いことも遠慮した時代である。胸中では假りに同盟を願つたにしても、一喝される位に考へたものであらう。獨り、伯のみは、對等の立場から同盟を提議しやうと叫んだ。就中、威海衛を英國に讓るに關して疾呼した一節の如きは、其代表的なものであつた。伯は云ふ、

『……然るに帝國が此優先權を實行することなく、また後日に餘地を残すこと

なく、全然英に交付する事を拒まざるは、是れ豈に帝國の恩恵に非ずして何ぞ。況んや英は國內人心の激昂を制せんため、直隸灣附近の地を占領せんと希望するも、威海衛を除きては他に然るべき場所なきに苦しむものなるを以て、此弱點に乗じ彼を操縦せんことは實に帝國の掌中に在り云々』

其眼中に國の大小なく、また富貧なく、實に英國の尊大に劣らぬ程の尊大を胸裡に滿載して居たことが判るのである。

伯は、英國に學び、英國に駐在した爲に、親英論者であつたのでは無い。日本の極東政策の爲に、英國と協同して之を利用するのを最良策と信じ、飽く迄も對等の立場に據つて、彼我共に益しやうと考へたのである。此點は、その同盟論提唱のクレヂットを一層高からしめるものと言つて差支へないであらう。

(四) 加藤チェンバレーン内談

(政府に向つて交渉開始を力説す)

日英同盟を誌るすに當り、其交渉の非公式第一聲として『加藤チェンバレーン

會見』を擧げるのは、歴史を正しからしめる爲に絶対に必要である。若しも日本政府に決心があつたならば、同盟は此會見を機として商議されて、何等かの形を得たに相違なく、その結果は、極東外交史を一變したであらう……。

伯にとつて、此一夜の印象は、一生忘れんとして忘れ得ないものであつた。伯の昵近者は、恐らくは此二時間に互る會見の顛末回顧談を、伯の口から直聞しない者は無からう。明治三十一年三月十七日の夜、二人は同盟の胸を觸れ合つて別れた。自分の名を、入學許可の揭示中に發見した學生の歡びにも優る歡びと昂奮とを、伯はチェンバレーン氏邸からの歸途の車中に感せずには居られなかつたらう……。茲に、伯の手記に成る、この重要會見録を掲げて真相の大要を明かにしやう。

絶東事件に關しチェンバレーン氏と談話の要領

三月十七日夜、兼て私交あるチェンバレーン氏(殖民大臣)より招を受けて晚餐の小宴に赴きたる處、食後休憩の際、氏は絶東事件に談及し、低聲語り出で、

チェンバレーン氏曰く——時に此際貴國は如何なる處置を取る積りなる乎?

本使曰く——我邦の執るべき手段に付きては、未だ判然承知する處なし。余は英

の方針に付きて、尙甚だ惑ふ處あるなり。聞く所に據れば、英の清國に於ける利益は全く商業的なりと。然れ共若し政治上の勢力を失はゞ、如何にして商業上の利益を全うする事を得べき乎。余は清國境土の完全を維持するに付、英は如何なる點迄決心し居るかを知らん事を希望す』

チエンバレーン氏——政治と商運の消長を共にするは實に貴説の如し。英は眞に清國境土の完全ならん事を希望するものなるも、唯奈何んせん滿洲大陸に於て、露國と對抗するに足るべき陸兵なき事を（中略）。故に如何にして能く露の南進を防遏するを得べき乎、余は未だ其方策を見出す能はず』

本使——滿洲大陸の戦争には貴説の如き困難あり。然れ共、遼東半島は殆んど擧て貴國海軍の彈道の内にあらずや』

チエンバレーン氏——果して然りとするも、尙露國南下の潮流を防遏する事能はざるにあらずや。若し北清地方にして露の掌中に歸せん乎、今日英人等が唱ふる處の理論如何に拘はらず、結局清國分割の實況を形成するに至るべし（中略）。然れ共此の如き形勢（註、清國分割）に推移する事は、英の萬々好まざる

處にして、英國は寧ろ清國の完全ならん事を冀ふ。貴國の希望亦、必ず之に外ならざるべく、要するに貴我兩國の利害は互に相一致し、提携事をなし得べきの地位に在り。然るに、是迄未だ貴國より、英政府に對して、何等の申込をも爲されたる事なし。是れ余の頗る意外に思ふ處なり』

本使——我政府に於ても同じく英の沈黙なるに驚き居るやも知れず。蓋し英政府の意向明かならざるに、突然何等かの申込をなし、其申込が英政府の同意を得ずして、萬一他に漏るゝ事もあらば、我政府は獨り愚人の地位に立つべし。是れ或は我政府が自ら進む事を躊躇したる所以ならん乎』

チエンバレーン氏——此の如く互に狐疑して口を噤むも寸益なし。今や兩國各胸襟を開き、雙方の意思を徹底了解せん事を要す。若し貴方より本問題の解釋方に付何等かの申込をなさるゝに於ては、其英政府の同意を得ん事は、今日確言し難きこと勿論なるも、兎に角、英政府は好意を以て之を受け、十分の熟慮を盡くして回答すべきや更に一點の疑ひ無し。又貴國政府の希望とあらば、相談の事項は其纏まると纏らざるとに拘はらず、一切之を祕密に附せん

事、固より困難なし。尙足下の本問題解釋法に關する高案あらば、之を拜聽するを得べき乎」

本使——余に於ても未だ定案なるものを有せず。然れ共試に云はん。露が商業上の通路として、其鐵道を大連灣迄南下せしむる事は、バルフォア氏の説の如く、夫れ自身に於ては必ずしも害なしと見て之を許容せんも、同處及旅順口を隨意に使用するの權を得る事は、假令名義の讓受たると否とに拘はらず、之に反對するの目的を以て、日英兩國より、連合抗議を入れ、場合に依ては、兩國艦隊を併せて、示威的運動を試みなば如何ん」

チェンバレーン氏——是亦一案として攻究の價あるものなり。尤も説者或は云はん。露が大連旅順等を占領せん事は、露の爲めに弱點を作るものなり。今日迄は露が英を侵す事能はざると均しく、英も亦露を攻撃する能はず。恰も大象と巨鯨の如く、互に一指を加ふる能はざるの地位に在り。然れども若し露國が結氷線以南に軍港を有せん乎、是れ有事の日に於て英國海軍に攻撃點を與ふるものなりと。故に或るものは之を以て、全然英に不利益なるもの

とは思考せざる事あるべし。然れ共一般の人民は、決して露が遼東半島に於て此の如き要塞を取得する事を好むものにあらず。兎に角貴案の如きも十分研究して然るべきものにして、其他何れの案なりとも、貴國政府より提出せらるゝに於ては、之を精査し、互に胸襟を開きて相談するの結果或は雙方の意見符合の點を發見することあるべし(後略——以下威海衛問題の節に掲出す)

チェンバレーン氏は、尙ほ話の末に「余が閣員中にて如何なる地位に在るか、君もよく御承知のこと、思ふ」と念を押したと云ふ。同氏は内閣の副總理とも云ふ立場にあり、民間に於ける信望も頗る厚く、而して右のやうな念を押した點から考へても、英國政府が其時既に胸中に「光榮ある孤立」の傳統策を放棄する決心を堅め、日本への申込の誘引に就いても、豫めソールスベリイ侯と打合せた事は疑ひの餘地が無からう。

此日より二箇月後、チェンバレーン氏の有名なパーミンガム演説(明治三十一年五月十四日、其内容は日英米の三國同盟論)があり、更に五月十八日の上院に於て行はれたキンバレー伯の同盟内意の存否に關する質問に對しても、ソールスベリイ侯は、

敢て否定の言を注意深く避けたのである。是等は、日本から申込があれば、欣然一商議を試みやうとする英國の内意を語るものでは無いか。

さて三月十七日の會見を、伯は詳細に報告すると同時に、日英協商の開談に就いて、重ねて強く政府の決心を促がした。然も伊藤内閣は、これ迄に打ち明けて來た英國政府の心に應ずるの決心が付かず、却つて同盟論の火の手の揚がるのを憂慮する如く、折角の加藤・チェンバレーン會見の導火線に、冷水を注いで揉み消すやうな態度を執つた爲め、絶好の機會は空しくも去つたのである。

(五) 日英協調の芽生えとしての威海衛事件と伯の斡旋

(英國に恩義を感じしむる主張)

英國の威海衛租借は、露國の旅大租借に對する均勢運動として、單純に記録されて居る。併し一朝、此外交の裏面の祕庫を開けば、其所に吾々は、『日英同盟の種子は實に威海衛に播かれた』と言ひ得るやうな史實を發見すると同時に、伯が、如何に熱心に、また如何に劇しく、日英同盟の爲に之を斡旋したか判る。

この微妙なる關係は、明治三十年十二月三日、伯と英國外務當局との内談に出發し、翌年五月十五日、ソ侯が特に伯の盡力に深謝したまでの五箇月間に成つた。その間、伯は終始、威海衛を英國に領有せしめ、その雙務的約束として、英國を日本に結び付け、以て我が極東外交の實力を倍加しやうと努めた。蓋し、威海衛は、日本が之を租借する決心があつたならば、英國は、之に賛成したのである。前掲三月十七日の『加藤・チェンバレーン會見』の折、氏は威海衛問題に就いて

『英國は同處に付きては貴邦に優先權ある事を認むるものなり。加ふるに、貴國が同處を繼續占領せられる事は、英に於て不同意なきのみならず、却て英の政略と兩立して相悖らざるものなり。然れ共、若し貴國が之を明渡さるゝに於ては、或は英は其後に入て、自ら之を占領する事を便益なりと思考する事あらん。尤も此場合に於ても貴國の所好に反して、斯る手段を取るが如き事は之れなかるべきを信ず』

と述べ、英國の輿論も、日本の占領繼續を怪しまなかつた。されば日本の輿論は素より、息子が親の財産を繼ぐやうな當然事として之を主張し、軍部は、戰略上から必

然的に之を望み、外務省も、初めの間は其方針を胸底に確守して居た。

然るに三十一年二月頃から、此當然の希望は塗り潰されて了つた。袖手傍觀の方針が、何時の間にか、元老及び閣僚有力者の間に内定され、輿論も、軍部も、外務省も、開いた口が塞がらぬことになつた。思ふに第一には、内閣の命脈が甚だ薄弱で、例の『海外事勿れ主義』を採つたのと、元老連の心底では、日本が威海衛を占領すれば、必ずや露國と事端を醸すに違ひ無いから、一層之を手にせぬ方が安全と考へた事が、放棄意見の一致を見た所以であらう。第二には、早く償金の殘額を支那から取つて財政的破綻を免れる爲にも、威海衛の撤兵を明かにする方が宜いと思惟した爲であらう。斯くて明治三十一年三月、清國からの通牒に對して、日本政府は償金完済後の撤兵を言明するに至つたのである。

之に對して國內に反對論が湧いたことは言ふ迄もない。政府の軟弱と無爲とを罵る聲は、漸く囂轟を加へたのであるが、茲に一人、是等の領有贊否論を超越し、高所から獨特の説を樹て、政府に獻じた外交家が在つた。伯其人である。而してその説は『威海衛利用説』と銘打つ可きものであつた。

恰度本問題に就いて國論沸騰の最中(三月二十日)、英國公使は西外相を訪問し、『日本軍の威海衛撤兵後、英國が同所を租借せんとする場合には、日本政府は之に對して異議なきや否や』を至極友誼的に質問した。政府は、英國の申入れに贊成の旨を明言するのは、露國に對して憚りありと考へたらしい。その爲め結局、日本の回答として、『帝國政府は、將來支那自身が威海衛を保有する事を希願するも、已むを得ずんば、列強中、支那の獨立を支持せんとする一國が之を領有するのに異議なき』旨を英國公使に返事した(三月二十一日)。

此趣を倫敦で聞いた伯は、右返答の甚だ智慧の無いことを指摘すると同時に、威海衛問題で英國に恩を賣るの必要と其善後策とを建言した。其要に云ふ、

『政府が威海衛に關して英國公使に答へた趣旨は、甚だ不可解である。英國が同地を領有するの意思、既に明々白々である以上は、日本政府は何故大いに夫れを歓迎して、英國に恩義を感せしむる措置に出なかつた乎。不幸にして我が返答は、日本が英國を獨逸と同一視するの印象を感せしむるのみ。此上は我が措置を效果あらしむる唯一の善後策として、本使に次の一案がある。即ち、日本は

結局英國の領有を以て支那獨立の最良の保證と認むるに付き、同所に於ける兵營其他を現形の儘にて英國に讓渡しやうと申込むことは是れである。願くは、この交渉の權を本使に一任しては下さらぬか』

而して此電信を發すると同時に、筆を執つて例の對露對英等の諸政見を草し、後章に掲げる極東論策を成したものである。その中の第四は、即ち威海衛處分の説であるから、便宜上茲に其全文を挿入して置く。

第四 威海衛の處分(明治三十一年三月二十六日記)

本使は不幸にして此件に付きては、閣下の御反省を仰がざるを得ず。抑も此問題は永く懸案たる事を許さず、一定の時間に至れば、判然我意見を決せらるべきの要あるものなり。意見と云ふも多岐にあらず左の三點に歸着す。

- (一) 帝國に於て引續き之を占領せらるゝ事
- (二) 一旦之を明渡さるゝも、他日占領の意あるに於ては、他國へ讓與せざるべき事を條件として、之を清國へ引渡さるゝ事
- (三) 全く占領の意なしとせば、我邦に最も利益ある強國をして、之を占領せしめらるゝ事

めらるゝ事

右の三點中何れを選まるべきかは、帝國政府の御意見により決すべき事にして、本使が帝國政府の御參考迄申進すべきは、左の事項に有之、即ち若し帝國政府に於て繼續占領の意あらば、英の之に對する意向は如何。若し又之に反し、占領の意なしとせば、寧ろ英をして代りて之を占領せしめられん事、帝國の爲め最も利益なるにはあらざるやの二點にして、本使は十分の視察と熟慮とを加へたる後、左の結論に到着致候

即ち英は帝國の威海衛占領を嫉視せざるのみならず、却て之を歓迎すべきものなる事、並に帝國に於て、同處を引續き占領することを利とせず、之を明渡さるる場合には、英をして代はりて之を占領せしめられん事、帝國の爲め最も利益なりと云ふに有之候。依て此事は、再三電信若くは書信を以て具報致置候得共、帝國政府の御意向は何れに在るか、之を窺ふを得ず(中略)。……本使は之を了解する能はずと雖も、若し英公使への御答振りに至りては、更に數層の惑を生せしむるものに有之候。

閣下の御答に曰く、帝國政府は清國が自ら同處を保有せん事を希望せらる。然れ共若し此事能はずんば、清國の獨立を維持する事を欲する何れの國が代はりて之を占領するも不可なしと。是れ甚だ冷然たる御挨拶には無之候哉。冀くは少時寛恕して本使をして仔細に所見を述べしめられん事を。

英公使の言に據れば、清國は威海衛を英へ交附すべき意思を告げたりとの事にて、之を實行する場合に於て、帝國政府に不同意あるや否やを問ひたるものなり。然るに閣下は云はる、『帝國政府は清國が自ら之を保有せん事を希望す』と。是れ其反對に於て英の占領を好まれずと云ふにも同じ。然れ共閣下は更に一轉して、或場合に於ては、清國の獨立を維持する事を欲する國なれば、何れが之を占領するも帝國政府に於て不同意なしと述べらる。是れ英と他と選ぶ處なしと云ふにも同じ。何となれば、何れの國と雖も清國の滅亡を好むと明言したるものなければなり。

唯、事實、清國の完全を希望するものは、歐洲中に在りては固より英のみなり。果して然らば、何故英が之を占領する事を好む旨を明言せられざりしか。況ん

や、英は、兎に角、帝國に於て反對なきものなる事を知る以上は、自ら之を占領すべき事、殆ど必然に屬す。然らば則ち何故之を利用し、彼をして我恩惠を感せしめられざりし乎。茲に至りて疑惑は層一層其深淵に入る義に有之候。

説者或は云はん、既に償金を皆受する以上は、我が威海衛占領の權は同時に消滅するものなり。我に占領の權なくして、如何にして他人に之を讓與し、恩惠を加ふる事を得んやと。然れ共、國際の事は斯る法律上の常規を以て推すべきにあらず。他人のものを他人に關係なく授受するは、國際上屢々之を實見する處にして、殊に英は威海衛に於ける帝國の優先權を認むるものなり、同處を明渡す際には、清國をして之を他國へ讓與せざる事を約せしむる事をも得べし。然るに帝國が此優先權を實行する事なく、又後日に餘地を残す事なく、全然英に交付する事を拒まざるは、是れ豈帝國の恩惠にあらずして何ぞ。

況んや英は國內人心の激昂を制せんため、直隸灣附近の地を占領せんと希望するも、威海衛を除きては、他に然るべき場所なきに苦しむものなるを以て、此弱點に乗じ、彼を操縦せんことは、實に帝國の手中に在りたるものにして、場合によ

らば、之が占領を彼に譲ることの代はりに、朝鮮に於て一の根據地を得る事に付、彼の後援を求むる事も、或は容易なりしならん。然るに策茲に出でず、却て淡泊至極の御挨拶あり、以て此好機を逸せられたるは、如何なる次第に有之候哉、是れ本使が貴意を了解する能はずと云ふ所以に有之候。

(六) 伯の満悦と英國の感謝

(朝野兩黨首の議會に於ける親日論)

三月二十五日、英國は清國政府に租借を申入れ、四月一日、正式に日本に通牒して、領有實行の時期は、日本の都合を聞き、合意の上で決定する旨を申入れた。この時初めて、日本は重大なる意思表示を英國に傳へたのである。四月二日、英國公使に手交した日本の回答譯文は實に次の通りであつた。

『日本政府は、英國政府が支那政府より日本兵を撤回したる上、威海衛を借受けんとする事に對して同意を表す。同時に日本政府は、將來、日本政府が自己の安固を計る爲、或は又其利益を増進する爲に必要を生ずる場合に、英國政府が之に同情を表し、且つ援助を與へんことを望む』

聊か證文の出し後れの形ではあるが、兎に角、日本が英國に對して同情と援助を求め、やうになつたのは、方針轉向の著るしい記録でなければならぬ。また、多少晩蒔き乍らも、伯の主張が認められて、日本が威海衛問題を或る程度まで交換條件として利用したのは、看過することの出来ない現象である。伯は歡んだ。西外相への手紙の一節で、『他日帝國政府が、同種の手段を執る場合には、英の同意と援助とを得るものと確信する旨の御回答は、即ち一の協調を求めらるゝものにして、從來英に對して執られたる消極的方針より、一步逸出したるものと思考し、本使は帝國の利益の爲め、歩々益々此新方向に進まん事を希望す云々』と、満足の意を言外に横溢したのである。

更に伯が『威海衛に於ける幾多の建物等を、現形の儘にて英國に讓渡す可し』と云つた其提案も、遂に日本政府の容れる所となつた。即ち少しく形式を代へ、日本から一旦支那に返還した後、支那から英國に提供すると云ふ形式で、實は直接に讓渡され、英國は、其爲に少なからぬ便宜と實利とを得て、厚く此好意を日本に感謝し

たのである。ソールスベリイ侯は、特に伯に對して、日本政府、及び伯の斡旋を深謝する旨を二度までも繰返して述べたのであつた。

之より先き、日本の對英回答の翌日(四月三日)、露國公使は西外相に向つて、英國の威海衛占有に對し、日露聯合して之を妨害しやうと提議したが、外相は明かに之を斷はり、是より我が極東政策は英國との協調へと、徐行ながらも一路を進むことになつた。伯が五箇月に亘つて高唱力説した政策は、漸く茲に反響を聞くことになつたのである。憾むらくは、蔣く時期を失した爲め、直ぐに協商の花を眺めることが出来ずに了つたけれども、此事件が盟交の素地を耕やす鋤の役目を果たした事は、伯の欣快に堪へなかつた所である。

さて、日本が『同情と援助』とを期待すると言つた回答に對しては、英國政府は別に復答を送つて來なかつた。併し乍ら、ソールスベリイ侯が、五月十八日の上院に於て、反對黨首領キンバレー伯の質問に答へた所は、侯が公然、日本との協調を言明した最初の一聲で、見様に依つては四月二日の我が回答に對する復答とも考へられた。反對黨首領キンバレー伯が、前政府の政策を唄つて

『東洋の方面に於ける新生面に關し、勃興の海軍國日本と友誼の關係を確立するは、當國にとり何事よりも大切なりと認めた。世界の彼の方面に於て、我國の益友とすべきは何ものよりも海軍國である。余は當時我國が他國の舉動に加はらず、註、三國干渉を意味す、依つて日本の友誼を隔離しなかつた政策を、最も適當であつたと確信する云々』

と述べたのに對し、首相ソールスベリイ侯が

『余は前政府全體の政策、即ち戰勝者をして、戰勝の結果を收得することを不能ならしめた行動に、參加しなかつた政策に對しては、全然贊成の意を表する。吾人が同情を表し、協力を希望すべき幾多の理由ある勃興の日本國を、我より隔離するが如き事を爲すのは、眞に我政策に反對するものである』

と答へて、日英親交に關する最初の公言を試みた。伯の信念に燃えた努力は段々と酬いられて行くのであつた。

第五章 極東政策に關する伯の大論陣と 斷然辭意を決せる顛末

(一) 政府に肉薄する論文

(『肺肝を布きて』信念を訴ふ)

敢て『大論陣』と銘を打つた。思ふに、海外使臣が政府に建言した論策の中、この章に掲げる伯の論文のやうな、長篇にして且つ壯烈なる大作は、空前絶後と信せられる。六項に分けて堂々數萬言、正に信念の血で染められ、悲痛の涙で綴られ、切々として人に迫り、讀む者をして無量の感に沈ませ、或は又、その胸の血を躍らせねば止まない。將又、三十九歳の加藤高明氏は、此文の中に生きて居る……。

極東の危機即ち日本の危機であつた。伯が、之に對する日本の外交方針に就いて建策した度數は何十回か知れない。その一半は既に述べた通りであるが、要するに政府の方針と相容れなかつた。然も、伯は孤立奮闘の姿勢を續け、最後に此大

論策を草して政府當局に肉薄し、その効果が無いのを見て、駐英公使の要職を擲つ決心をしたものである。論策は決して満點のものでは無いかも知れない。然も、そこには、生きた伯が在る。況んや、日英同盟論力説の一條に至つては、斷じて所謂氣鋭功を急ぐ人々の所産とは異なり、後代の歴史が伯の先見を明證する通り、其極東論策の、最も光輝ある焦點を成すものである。

そも、當時の我が政府の方針は、西外相の訓令中に明示された通り、『我が國を孤立の地位』にありと認め、『輕々しく動くを危険とし』、靜かに清國に對する列強の方策を看取して、利益の獲得方に付き篤と研究を積む方針であつた(明治三十一年一月乃至三月)。而して『列強の態度も不明なるが故に、此際、或る一國と特別の關係を作り、或は斯かる疑を受くるは、他國より猜視されて不得策である。故に、時機到れば、或る一國又は數箇國と聯合運動を執るかも知れないけれども、夫れ迄は各國に對して不偏不黨を守り、但だ海外使臣は任國政府と親密の交際を保ち、何時でも重要な交渉を開く素地を作り置くこと』と云ふ方針を決めて居た。伯が幾度か建言したに拘らず、『少なくとも當分は、露清の問題に就いて、英國に何等の申入れ

をも試みないが宜い』と訓令したのは之が爲である。

されば伯が朝鮮問題に關して、英國を誘ひ入れては何うかと建築した最後の場合にも、政府は、露國を我が國境から離れた安全地帯に退ける爲の協約であるから、英國を引入れるに及ばぬと斷はつた。日本の實力は貧弱で、その獨力では何とも致し方が無いと云ひ乍ら、英國と協力せよと云ふ伯の主張に對しては、他國の嫉妬を買つて損だと答へ、結局は露國から散々に翻弄されるやうな形勢を呈した。

伯は、最早や、弱い對露外交を見て居られなくなつた。更に、日英協調の持論が、幾度び提言しても採用されないのに、不滿の遣り場を失つた。遂に明治三十一年三月二十六日の論文を草して、(一)極東に於ける帝國の地位、(二)帝國政府の方針及態度、(三)英國との協商、(四)威海衛の處分、(五)露國との協商、(六)將來の政策、の六項に分類熱説し、之を外相に送り、いよゝ容れられなければ辭職と覺悟を決めて了つたのである。次節に其全文を掲げる。

(三) 伯の建築原文その一

(政府の無爲無策を責む)

第一 絶東事件に對する帝國の地位(明治三十一年三月二十六日記)

膠州灣を起點として、動搖し始めたる東洋波瀾の歴史は、今更詳述の要なく、又此波瀾をして、其趨勢に任せしむる時は、益々清國の完全を危うし、東亞大陸に於ける各國の形勢に大變動を來すべき事も、同じく論を俟たざる儀にして、唯此際記憶すべきは、本件たる決して他人の事に屬せず、直に帝國の自家頭上に横はる最緊最要の問題なる事に有之候。

但し歐洲強國、殊に封豕長蛇飽く事を知らざる露國をして、僅に我邦と一葦水を隔つる清國に、鞏固なる根據を占めしめん乎、是れ帝國の爲め實に由々しき大事なり。人は云ふ、英の清國に於ける利益は危機に逼れりと。本使も亦固より之を疑はず。然れども、英の利益たる、一に貿易上に在り。如何に此利益は大なるも、尙金錢に見積り得べきものなり。然るに帝國の蒙むべき損害に至りては、決して金